

令和3年度 広聴事業報告書

市民のこえ

- まちづくり懇談会
- 市政への提言
- 市民相談室

天童市総務部市長公室

発刊にあたって

本市では、より多くの市民の皆様の声を市政運営に反映させるため、「まちづくり懇談会」、「市政への提言」、「市民相談室」を3つの柱として、広聴事業を展開しています。

この度、令和3年度中に寄せられました皆様からの貴重な御提言等を「市民のこえ」として取りまとめまして、令和3年度広聴事業の報告書を発刊することとなりました。

「まちづくり懇談会」は、市内13地域において、各市立公民館との共催で開催し、市民の皆様が日常生活を送る中で抱えている問題や、それぞれの地域における課題、あるいは市政全般に対する提案などを直接お聞きすることができる、貴重な機会と捉えています。

また、「市政への提言」は、はがきや電子メールなどで御意見・御提言をいただいております。お寄せいただいた提言等により、市の業務改善や市民サービスの向上に結び付いた例も少なくありません。今後とも、身の回りの事でお気付きの点なども含め、様々な御意見・御提言をお気軽にお寄せいただきたいと思います。

そして、市役所1階に開設している「市民相談室」では、市民相談員が市政に対する要望、陳情、意見等を伺っております。地域や団体などにおける要望から個人の困りごと相談まで、多種多様な相談をお受けしながら、専門的なアドバイスが必要な事案については、消費生活相談員との連携や、行政書士による無料相談、さらには弁護士による無料法律相談を行うことで、安全で安心な市民生活を支えています。

令和4年度は、市の最上位の計画である第七次天童市総合計画の6年目に当たります。本計画では、市民の皆様とともに取り組むまちづくりを念頭に、本市の将来都市像「笑顔 にぎわい しあわせ実感 健康都市～ともに明日をひらく てんど う～」を目指し、様々な施策を実施しております。各種施策の展開に当たっては、広聴事業で寄せられた御意見や御提言を参考にして、市民の皆様のニーズに的確に応えることのできる質の高い行政運営を図ってまいります。

最後になりますが、「まちづくり懇談会」の開催に当たり多大なる御尽力をいただいた各市立公民館長をはじめ、関係各位に心から感謝申し上げます。発刊にあたってのあいさつといたします。

令和4年6月

天童市長 山本 信治

目 次

1 まちづくり懇談会

令和3年度「まちづくり懇談会」開催状況	1
令和3年度「まちづくり懇談会」のあらまし.....	1
各地区まちづくり懇談会の提言に対する対応状況	
① 天童南部	4
② 天童中部	11
③ 天童北部	16
④ 成 生	20
⑤ 蔵 増	26
⑥ 寺 津	33
⑦ 津 山	40
⑧ 田 麦 野	49
⑨ 山 口	57
⑩ 高 揃	63
⑪ 長 岡	67
⑫ 干 布	75
⑬ 荒 谷	81

2 市政への提言

令和3年度「市政への提言」のあらまし.....	87
市政への提言に対する対応状況	90

3 市民相談室

令和3年度「市民相談室」のあらまし	107
-------------------------	-----

1 まちづくり懇談会

令和3年度「まちづくり懇談会」開催状況

(単位：人)

開催日	開催時間	対象地域	開催場所	出席者数
5月26日(水)	午後7時	天童中部	市立天童中部公民館	32
7月9日(金)	午後7時	長岡	市立長岡公民館	44
7月14日(水)	午後7時	田麦野	高原の里交流施設「ぽんぽこ」	20
7月20日(火)	午後7時	高掬	市立高掬公民館	43
7月29日(木)	午後7時	天童南部	市立天童南部公民館	46
8月3日(火)	午後7時	寺津	市立寺津公民館	42
8月5日(木)	午後7時	津山	市立津山公民館	44
8月20日(金)	午後7時	天童北部	市立天童北部公民館	37
8月24日(火)	午後7時	蔵増	市立蔵増公民館	34
9月17日(金)	午後7時	成生	市立成生公民館	34
9月24日(金)	午後7時	荒谷	市立荒谷公民館	26
9月29日(水)	午後7時	干布	市立干布公民館	30
10月4日(月)	午後7時	山口	市立山口公民館	36
参加者合計				468

令和3年度「まちづくり懇談会」のあらまし

令和3年度のまちづくり懇談会は、5月26日の天童中部地域を皮切りに10月4日の山口地域まで、市内13地域において開催しました。

まちづくり懇談会では、全地域で468人の市民の皆様に御参加いただき、全部で123件の御意見、御要望などをお寄せいただきました。123件の内容を部門別に見てみますと（複数の課等に関係する場合は、それぞれの課等に1件として集計しています。）、最も多かったのが建設部の64件（31.1%）で、次に市民部の44件（21.4%）、続いて教育委員会の37件（18.0%）、総務部の30件（14.6%）、経済部の14件（6.8%）、健康福祉部の13件（6.3%）、その他の部門が4件（1.9%）の順となっています。

所管課別では、建設課が49件、生活環境課が35件、教育総務課が17件の順となっています。

<作成にあたって>

各地域の御意見・御要望に対する回答及び対応状況欄については、令和4年3月31日現在の対応状況等を記載しました。

所管部課別集計表

地 区		天童南部	天童中部	天童北部	成生	蔵増	寺津
区 分							
総務部	総務課			1			
	財政課			1			
	市長公室				3	1	
	危機管理室	1	3			3	
	ふるさと納税推進室						
	税務課						
	納税課						
健康福祉部	社会福祉課						
	保険給付課						
	健康課						
	新型コロナウイルスワクチン接種対策室		1			1	
	子育て支援課	1		1			1
市民部	生活環境課	2	1	1	2	3	1
	市民課						
	文化スポーツ課	1		1			2
経済部	農林課						3
	商工観光課	1					
	産業立地室						
建設部	建設課	2	2	2	8	3	4
	高速道路整備推進室						
	都市計画課	2				1	1
教育委員会	教育総務課	2		1	3	2	2
	学校給食センター						
	学校教育課						1
	生涯学習課	1	1	1	1		2
その他	会計課						
	上下水道課	1			1		
	天童市民病院						
	消防本部						
	選挙管理委員会事務局						
	監査委員事務局						
	農業委員会事務局						
議会事務局							
合 計		14	8	9	18	14	17

※ 複数の課等に関する場合は、それぞれの課等に1件として集計しています。
(実質件数123件)

(単位:件)

津山	田麦野	山口	高掬	長岡	干布	荒谷	課等別計	部門別計
		1		1			3	30 (14.6%)
						1	2	
2	1		1	1	2	1	12	
2	1				1		11	
1						1	2	
1					2		3	13 (6.3%)
					2		2	
						1	3	
	1	1					5	44 (21.4%)
3	3	2	6	6	3	2	35	
				2			2	
			1		1	1	7	
1	2	1			2	1	10	
				1	1		3	14 (6.8%)
		1					1	
7	9	1	3	1	4	3	49	64 (31.1%)
2	1		2	2	2	2	15	
	1	1	1	1	1	2	17	37 (18.0%)
	1	1		2	1	1	7	
	2	2			2	1	13	
					1		3	4 (1.9%)
	1						1	
19	23	11	14	17	25	17	206	206

天童南部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年7月29日開催

- No. 1 **上・下水道事業の民間会社への委託について**
上下水道課
- No. 2 **株式会社スポーツクラブ天童の令和2年度の収支状況について**
商工観光課
- No. 3 **防犯カメラの設置促進について**
生活環境課、建設課、都市計画課、教育総務課
- No. 4 **天童南部第三・第四学童保育所の整備について**
子育て支援課
- No. 5 **市立公民館の土足利用について**
生涯学習課、危機管理室
- No. 6 **交通指導員の立哨について**
生活環境課、教育総務課
- No. 7 **駅西側の駅前付近市道の除雪について**
建設課
- No. 8 **天童公園（舞鶴山）の管理について**
都市計画課
- No. 9 **市スポーツセンター大アリーナの整備について**
文化スポーツ課

天童南部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年7月29日開催

No.	1	標 題	上・下水道事業の民間会社への委託について
所管課等		上下水道課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>6月の山形新聞において、宮城県では、上・下水道事業について令和4年4月から民間企業による運営が開始される予定であると掲載されていました。</p> <p>市では、市議会において上・下水道事業については、現在のところ民間への委託等はせず、現行体制で維持管理を行う旨説明があったと思います。ぜひ、上・下水道は、私ども市民生活にとって最も重要な事業であり、現行の体制で良質な水道事業を提供していただきますよう要望します。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>上・下水道の民間委託につきましては、平成30年12月議会定例会の一般質問において、上・下水道は国民の生活のみならず、生命に直結する極めて重要なインフラであるため、その運営は費用も含めて本来は地方自治体が担うべきものであり、その性格上、個別の業務委託にとどまらず運営や施設の更新投資まで民間企業に任せてしまうことは慎重に考える必要があります。本市としては公共施設等の運営権を民間事業者が設定できる仕組みの導入については、現段階では考えていないとしたところです。</p> <p>上・下水道事業につきましては、水道管の更新など維持管理に莫大な費用が掛かるため、今後100年で施設等を更新していく計画です。今後、県や近隣の他市町村が連携して水道事業を行うなど状況が変わった際には、再度検討する必要がありますが、現時点では従来のとおり民間委託については全く考えていない状況です。</p>			

No.	2	標 題	株式会社スポーツクラブ天童の令和2年度の収支状況について
所管課等		商工観光課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>株式会社スポーツクラブ天童の令和2年度の収支状況については、市民プラザ、ビーフリー、天童スイミングスクール、最上川温泉ゆびあの4部門があり、当期純利益がマイナス5,900万円となっていました。いずれも集客事業であり、コロナ禍による影響が大きいものと推察され、今後徐々に各事業好転の兆しが見える部門はあっても、一気に数年前の実績に戻るのには困難とされます。主要株主である市として、収支改善の早期実現に向けて最大の努力をされることを期待するとともに、収支改善の一環として国の施策で補填する方法などないものか、併せてコロナ禍による支援措置も含めて検討することも必要かと思えます。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>株式会社スポーツクラブ天童は、市が全体の45パーセントの株式を所有している第三セクターで、組織が4部門に分かれており、市民プラザ、ゆびあの指定管理受託事業と、フィットネスクラブビーフリー、天童スイミングスクールの自主事業の運営を行っています。これまでの会社の経営状況については、ビーフリー事業は</p>			

天童南部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年7月29日開催

苦戦しているものの、会社全体としては平成24年度以降黒字経営が続いていました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は、全部門で収益が悪化し、全体で5,900万円の赤字決算となったところです。

今年度、スポーツクラブ天童が支払っているビル管理費2,233万円を市が負担し支援するとともに、経営改革検討委員会を設置し、ビーフリー事業を中心に改革案を協議検討しました。その結果、ビーフリーは廃止して市に施設を返還し、令和4年度からは、市が利用者を会員に限定せず、特に中高年をターゲットにした健康増進施設として活用していくこととなりました。

なお、市では、今後も株式会社スポーツクラブ天童の健全経営について連携して取り組んでいきますので御理解をお願いします。

No.	3	標 題	防犯カメラの設置促進について
所管課等		生活環境課、建設課、都市計画課、教育総務課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>以前のまちづくり懇談会においても、防犯カメラの設置促進について提言し、当時は市内20カ所で45台の設置でした。その後、新規設置もあり現在は、26カ所で57台が設置されていると聞いています。</p> <p>愛知県刈谷市では、治安などの状況は異なりますが設置台数が1,000台を超えているようです。ぜひ、通学路や公園等を優先し、年次計画を立てて防犯カメラの設置ができないでしょうか。</p> <p>特に、県道22号の一日町から五日町の間（667メートル区間）に、モデル的に防犯カメラの設置をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>市では、令和4年3月末現在、駅や公園などを中心として、30箇所に防犯カメラを延べ63台設置しています。</p> <p>防犯カメラの設置は、犯罪の抑止力の向上という点で効果がありますので、関係各部署の間でも情報共有しながら、天童警察署や学校等と連携して通学路や公園など、優先度の高い箇所から設置を進めています。</p> <p>なお、今年度の新規事業として「天童見守りパートナーズ」プロジェクトを実施しています。これは、市民や民間の事業所が所有するドライブレコーダーや防犯カメラを活用して、地域の見守りを強化するものです。令和4年3月18日現在で、ドライブレコーダー167台、防犯カメラ29台の登録をいただいています。市としましては、市民の皆様からの協力を得ながら、より安全なまちづくりを進めたいと考えています。</p>			

No.	4	標 題	天童南部第三・第四学童保育所の整備について
所管課等		子育て支援課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>現在、天童南部第三・第四学童保育所は、学校施設内を利用しており生活の場と</p>			

天童南部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年7月29日開催

しての施設環境に多くの課題があり不安を抱えたまま過ごしているのが現状です。第三学童保育所は、小学校の校舎内にあるため、体調不良の児童が静養できる場所がなく、台所スペースもないため廊下に面した場所で調理をしなければならず、感染症予防や衛生面で大きな不安があります。また、第四学童保育所は、天童南部小学校の中庭にあり、ユニットハウスのため出入り口が1箇所しかなく、災害発生時や不審者などの侵入時に安全が確保できるか、防災・防犯の面で大きな不安があります。

児童が増加しており、学童保育所への入所児童数も増加することも予想され、児童増加と環境改善の両方の課題から天童南部第三・第四学童保育所の移転、新設をお願いします。

なお、現在、地域の各団体の代表からなる天童南部地区学童保育所生活環境改善推進委員会を発足させ、学童保育所の環境改善を検討しています。入所者数は、定員まで余裕がありますが、国の基準では1学童保育所あたり40名が望ましいとされており、子どもたちの保育の質をよくするためにぜひ行政の御協力をお願いします。

<回答及び対応状況>

芳賀タウンの世帯数増加に伴う児童数の増加と低学年の入所率の高まり等により、天童南部地区に平成31年4月から天童南部第五・第六学童保育所を新たに開所しました。また、天童南部第三学童保育所は小学校のミーティングルームを、天童南部第四学童保育所は小学校の中庭に設置したユニットハウスを利用しているため、市としても環境改善の必要性を認識しており、改善できる部分については関係の皆様と協議しながら検討し、できる限り対応したいと考えています。

しかしながら、学童保育所の移転や新設については、他地域の学童保育所のみならず、市有施設全体の整備計画を踏まえた上で検討しなければならない課題です。

また、国の指針において1学童保育所当たりの児童数は、40人規模が望ましいとされていることも承知していますが、一方で、天童南部地区学童保育所全体の利用状況については、国の定員基準である1児童当たりの占有面積による定員まではまだ100人程度の余裕がある状況です。市には設置者としての責任があり、将来的には子供の減少により施設が余ってしまう可能性も考えられますので、既存の施設で対応できるところは対応していきたいと考えています。保護者や支援員のみならずと相談しながら、学童保育所内での入所児童数を調整することができないかなど、お互いに知恵を出し合いながら考えていきたいと思っておりますので、御協力をお願いします。

No.	5	標 題	市立公民館の土足利用について
所管課等		生涯学習課、危機管理室	
《市民のこえ》			
市立公民館は、各地区の要望により土足可能と土足禁止で分かれています。また、令和2年7月の豪雨などの災害時には避難所となります。避難所は、屋内を清潔に保ち、清掃を容易にするため、見た目の清潔さだけでなく、泥やほこりを屋内に入れないために土足禁止が望ましいと考えます。			

天童南部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年7月29日開催

避難所として迅速に開設し運営する必要がある市立公民館については、市の方針として市内統一で土足厳禁としてはいかがでしょうか。

<回答及び対応状況>

市立公民館の土足利用については、当該地区の皆様の常日頃の利用を考慮して、各館によって土足可能又は土足禁止となっています。御提言いただきましたように、災害時に公民館が避難所となった場合、生活区域は土足禁止となりますが、それ以外の場所は、それぞれの公民館で土足の可否について話し合ってお対応していただきたいと思います。

なお、今回の提言につきましては、市立公民館長で構成する市公民館連絡協議会に対応方針をお伝えして、情報共有を行っています。

No.	6	標 題	交通指導員の立哨について
所管課等		生活環境課、教育総務課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>南小畑のくみあい燃料センターガソリンスタンド前の交差点は、令和3年度から交通指導員が立ち、毎朝子どもたちの通学を見守ってくれています。先日、夕方の下校時に自転車に乗った第三中学校の生徒と歩いている天童南部小学校の児童が交差点で交錯するのを見かけ、大変危険だと感じました。大きな事故にならないよう夕方の下校時も交通指導員に立哨してもらうことはできないでしょうか。</p> <p>なお、登校時は、天童南部小学校の児童と第三中学校の生徒たちが大変集中して通学します。ぜひ、交通指導員を1名から2名体制に増員を希望します。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>市では、児童及び生徒の通学時の安全を確保するため、車の交通量が多く一斉登校する朝の時間帯に交通指導員による立哨を行っています。夕方の下校時については、登校時と異なり、曜日や学年、部活動の有無によって下校時間がまちまちになるなどの理由から、下校時の立哨は難しいと考えています。</p> <p>なお、第三中学校では、登校時この交差点を通行する生徒に、自転車を降りて通行するように指導していますが、下校時においても、児童が交差点付近を歩いている場合は、自転車を降りて通行するよう指導していますので御理解をお願いします。</p> <p>また、御提言いただいた交通指導員の増員については、生徒に対する交通ルールの指導を徹底するとともに、学校や安協など関係者と相談のうえ、指導員1名で対応していく考えですので、御理解をお願いします。</p>			

No.	7	標 題	駅西側の駅前付近市道の除雪について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>駅西地区では、毎朝、市道清池南小畑線が優先され、遅れて市道が除雪されます。</p>			

天童南部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年7月29日開催

始発の電車通学の高校生などは市道の除雪がされていないため、雪をかき分けながら駅に向かっていきます。また、市道清池南小畑線の交差点角には除雪された雪が積み重なり歩道の通行も難しい状況です。市道の除雪を早めてもらったり、交差点角の歩道の除雪をしてもらったりできないでしょうか。

<回答及び対応状況>

本市の除雪作業については、夜間除雪を原則として午前1時におおむね10センチメートルの降雪がある場合に出動し、交通量が増える午前7時30分までに除雪作業を完了することを目標としています。

除雪にあたる業者や除雪車両には限りがあるため、路線毎に除雪の時間帯は異なります。特に、市道清池南小畑線など交通量が集中する主要な幹線道路などについては、早期の除雪を心がけており、生活道路の除雪とは、時間帯が異なってしまう状況でありますので御理解をお願いします。

また、道路端や交差点などに積み重なった雪については、道路パトロールを強化し、見通しが確保できるよう対応を進めました。

今後も、地元の方々の御協力をいただきながら、市民生活の安全確保の向上に向け、適切な除排雪に努めます。

No.	8	標 題	天童公園（舞鶴山）の管理について
所管課等		都市計画課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>舞鶴山山頂の人間将棋会場付近の桜について、冬期間の降雪による枝折れの心配があるため、折角育った枝が伐採されてしまいます。枝を切らずに、保護するために支えをしてはいかかでしょうか。</p> <p>また、山頂北展望台の北側の桜も、4年前に景観を理由に高さ3メートルくらいから上部をすべて伐採されましたが、その下にある雑木林と同じ高さになっていることから、桜だけを切っても景観がよくなりませんし、展望台もあるので桜を伐採しなくてもいいのではないのでしょうか。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>日頃から舞鶴山の桜等を大切にいただき誠にありがとうございます。桜やその周辺の状況を確認しながら、公園利用者の安全を第一に対応できるものは対応していきたいと思えます。なお、本市では、専門家の指導を受けながら桜の選定や施肥を行うとともに植樹を進め、次の世代まで桜を楽しめるよう、皆様の御意見を伺いながら努めさせていただきたいと思えます。</p>			

No.	9	標 題	市スポーツセンター大アリーナの整備について
所管課等		文化スポーツ課	
<p>《市民のこえ》</p>			

天童南部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年7月29日開催

市スポーツセンター大アリーナには、エアコンなどが装備されておりません。夏場には、体調を崩す方が多く、また、昨年 of 豪雨時には避難所となり、多くの方が避難しました。今後、エアコンなどの冷房設備の整備について計画があるのでしょうか。

<回答及び対応状況>

市スポーツセンター大アリーナの冷房設備については、多くの方から御意見をいただいております。導入を検討してきた経過があります。しかし、体育館という構造上、効率的な冷房に必要な断熱構造を備えておらず、広大な空間を冷却するために必要となる設備と維持費用には、大変高額な費用がかかるため、導入を断念した経過があります。また、同様に、学校などの体育館も空調の設置は難しい状況です。このようなことから、空調が必要な場合がありましたら、一時的に冷房機器をレンタルするなどの対応しか方法がないような状況です。

天童中部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年5月26日開催

- No. 1 **避難所内で使用できるテントの導入について**
危機管理室
- No. 2 **各避難所に配置された市職員との連携について**
危機管理室
- No. 3 **避難所の運営に係るマニュアルについて**
危機管理室
- No. 4 **脱炭素社会に向けた取り組みについて**
生活環境課
- No. 5 **側溝清掃について**
建設課
- No. 6 **交差点の排雪について**
建設課
- No. 7 **自治公民館の活動に係る支援について**
生涯学習課
- No. 8 **新型コロナウイルスワクチン接種の予約について**
新型コロナウイルスワクチン接種対策室

天童中部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年5月26日開催

No.	1	標 題	避難所内で使用できるテントの導入について
所管課等		危機管理室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>新型コロナウイルス感染防止対策のため、避難所収容人数を縮小しなければならない状況になっています。3密回避を図るために、避難所内で使用するテントの導入について検討をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>避難所内での新型コロナウイルス感染防止対策は重要な課題であります。</p> <p>現在、市では避難所での密集・密接を避けるための間仕切り用の段ボールパーテーションを準備しており、避難所における感染予防策のひとつとして計画をしています。</p> <p>今後、より良い資機材が開発されると思われまますので、更新時期に合わせ、感染予防資機材の導入について検討していきます。</p>			

No.	2	標 題	各避難所に配置された市職員との連携について
所管課等		危機管理室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>各避難所に市職員担当者を配置していただきましたが、顔も名前もわかりません。災害発生時の連携がスムーズになるように、コミュニケーションを図る機会として、懇談会の開催や避難所運営訓練に参加していただけないでしょうか。</p> <p>また、避難所運営委員会では、女性の声も取り入れていきたいので多くの女性職員の参加をぜひお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>令和2年7月豪雨の反省を踏まえ、災害発生時には、地域と市が協力して円滑な避難所運営ができるよう避難所担当職員を指名し、各地区において発災時の避難所運営の体制の構築を図るため、自主防災会、自治会及び避難所担当職員を一同に会した避難所運営関係者会議を開催しています。平常時から関係者等による打合せや訓練等を通して顔の見える関係の構築を進めていただきますようよろしくお願いします。</p> <p>なお避難所開設の際には、女性の意見を反映させる必要があるため、多くの女性職員を配置しています。是非、地域においても避難所運営委員会への女性の積極的な参加をお願いします。</p>			

No.	3	標 題	避難所の運営に係るマニュアルについて
所管課等		危機管理室	

天童中部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年5月26日開催

<p>《市民のこえ》</p> <p>天童中部地区では、自主防災会連絡協議会と地域づくり委員会で避難所運営マニュアルを作成しましたが、市としての考えをお伺いします。同時に、今回災害対策基本法が一部改正されことに伴い避難所運営マニュアルや自主防災会の規約等の改正が必要あるのか教えてください。</p>
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>避難所の運営にあたっては、地域によって対応状況が異なることが想定されます。地域の実情に合わせ、より実行性の高いものとしていくため、地区独自のマニュアルを作成されていることは大変ありがたく思っています。</p> <p>災害対策基本法が改正されたことに伴い、市の避難所運営マニュアルについては実態に合わせた対応を図っていきます。自主防災会の規約等については、最新の法令等との整合性を確認し、改正が必要なものについては情報提供をしていきます。</p>

No.	4	標 題	脱炭素社会に向けた取り組みについて
所管課等		生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>脱炭素社会と報道でよく耳にします。国では、2030年までには温室効果ガスを△46パーセント（2010年比）と目標に掲げていますが、市としての今後の取り組みをお聞かせください。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>第七次総合計画において、持続可能な循環型社会の構築のため、再生可能エネルギーの導入促進や、省資源・省エネルギーの推進などを掲げています。具体的には、平成17年度以降、住宅用太陽光発電システム設置支援事業に取り組み、令和3年度までの補助件数は約950件となりました。他にも、蓄電池やペレットストーブ等の設置に対する補助を行っています。</p> <p>今年度、新たな指針となる第三次環境基本計画を策定し、ゼロカーボンシティ宣言を行いました。宣言の目標となる2050年までの脱炭素社会の実現を目指し、循環型社会の構築を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入拡大を図るなど、環境施策を力強く推し進めていきます。</p> <p>「地球温暖化対策」の取組を推進し、持続的な発展が可能な社会を構築するには、一人ひとりの問題意識の高まりが特に重要となります。皆様との協働による取り組みとなりますので、御理解と御協力をよろしくお願いします。</p>			

No.	5	標 題	側溝清掃について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>放射線量の影響により、住宅地における側溝清掃（土砂上げ）を休止していると</p>			

天童中部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年5月26日開催

ころですが、今後どのように判断し、計画されるのかお教えてください。

<回答及び対応状況>

放射線量の濃度の低下に伴い、震災以前に地域による側溝清掃を行っていた箇所については、平成30年度より市が堆積土砂の清掃作業を進めています。

市による清掃作業が終了した町内会については、地域の側溝清掃を可能な範囲で再開していただくようお願いをしています。

天童中部地区は、昨年度に久野本と広小路地区において清掃作業を実施しており、今年度は広小路、泉町、東交り江、老野森、糠塚地区の8町内会を対象区域としています。

天童中部地区については、6月に町内会役員の方と清掃箇所の現地確認を実施し、清掃が必要と判断した箇所については、清掃を終了しています。

No.	6	標 題	交差点の排雪について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>除雪後の雪が交差点の角にうず高く積まれ、交差点の中に入ってからでないと左右を見渡せない状況でした。場所によっては普通車が曲がれない交差点もあり、自分で削って道幅を広げたことが2回ほどありましたので、ぜひ排雪をお願いします。</p> <p>また、排雪されている箇所とされていない箇所がありましたので、基準を教えてください。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>排雪につきましては、道路幅員の確保が困難な場合など、本市の除雪計画に示す基準に基づき、道路パトロールで現場状況を確認しながら排雪を行っています。</p> <p>道路端や交差点などに積み重なった雪については、道路パトロールを強化し、見通しが確保できるよう対応を進めました。</p> <p>今後も、地元の方々の御協力をいただきながら、市民生活の安全確保の向上のため、適切な除排雪に努めます。</p>			

No.	7	標 題	自治公民館の活動に係る支援について
所管課等		生涯学習課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>公民館は各種会議の開催の場だけではなく、高齢化社会を背景に生きがいづくりやサークル活動等、人とのつながりを作る場として重要な役目を果たしていると考えています。活動が活発化すればするほど、現在の建物では手狭になってくるし、経年劣化による修繕も考えなければなりません。こうした状況下での公民館活動をどう位置づけるのか、資金面における助成をどう考えるのか、相談窓口はどこなのかを教えてください。</p>			

天童中部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年5月26日開催

<回答及び対応状況>

自治公民館は、自治会や地域活動の拠点となっており、地域の課題解決に向けて地域住民の連帯を促し、子どもから高齢者まであらゆる世代間のコミュニケーションを図る役割も持っています。今後も地域の実情に合わせた公民館活動を実施していただきたいと考えています。

市では、住民の自主的な地域活動の促進を図るため、自治公民館が実施する地域的な共同活動に要する経費として、公民館分館活動交付金を交付しています。

また、自治公民館を修繕したり、備品を購入したりする場合には、公民館整備費補助金を交付しており、整備する内容ごとに補助率を定めて支援していますので、各地区の市立公民館に御相談ください。

No.	8	標 題	新型コロナウイルスワクチン接種の予約について
所 管 課 等		新型コロナウイルスワクチン接種対策室	
《市民のこえ》			
新型コロナウイルスワクチン接種の予約の際に混乱が生じたので、64歳以下の予約が始まった際にも混乱が生じることが予想されます。予約方法の変更は、考えているのでしょうか。			
<回答及び対応状況>			
64歳以下の接種券については、現在のコールセンター、インターネット、ラインでの予約方法を継続しつつ、混乱が生じないように年齢階層を設け予約可能な範囲で接種券を発送しました。			
また、コールセンターへの電話が繋がりにくい恐れがあることや希望する医療機関の予約がとりづらい場合があることから、予約の代行制度を継続することで、市民の皆様安心して予約していただく環境を整備しました。			

天童北部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月20日開催

- No. 1 **天童市におけるデジタル化への取り組みについて**
総務課
- No. 2 **市役所の電話番号について**
財政課
- No. 3 **中野拓夢選手の応援の輪を広げる取り組みについて**
文化スポーツ課、生涯学習課
- No. 4 **冬季の天童北部小学校児童通学路の除排雪について**
建設課、教育総務課
- No. 5 **北久野本地内丁字路交差点の交通安全対策について**
生活環境課、建設課
- No. 6 **天童北部学童保育所の改築と天童北部第二学童保育所の増築について**
子育て支援課

天童北部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月20日開催

No.	1	標 題	天童市におけるデジタル化への取り組みについて
所管課等		総務課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>現在、各種の申請書類には印鑑押印が必要ですが、デジタル化が進むと印鑑がいらなくなるのでしょうか。また、デジタル化への具体的な取り組みがあれば教えてください。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>行政手続のデジタル化を推進する中、国では、これまで押印を必要とされた手続のうち、認印の押印を求めていたものについて、ほぼ押印を必要としないよう改正が済んでいます。これを受けて、市でも特に認印の押印を求めていた手続について、当該押印を省略できるようにするため、条例の改正や特例の規則等を制定し、令和3年10月1日から施行しました。なお、押印の省略については、10月1日号の市報や市ホームページ等により、市民の方々へ周知するとともに、市の窓口等において説明いたします。</p> <p>国では、行政のデジタル化を推進するため、令和3年9月1日にデジタル庁を設置し、ICT技術の活用などの施策を展開します。このような中、市では、各種行政手続に関し、市民の方々に来庁せずに手続を行うことができる選択肢を提供するため、オンライン申請が可能な手続を増やしていく考えです。</p> <p>市民課の窓口においてクレジットカードや電子マネーで支払うことができるキャッシュレス決済を7月から導入するなど、市民の方々の利便性向上に努めており、今後も計画的にデジタル化を推進していきます。</p>			

No.	2	標 題	市役所の電話番号について
所管課等		財政課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>市役所の電話は、代表の電話番号になっています。市役所からの電話に不在などで出られない場合、不在着信履歴が残りますが代表電話番号のため、電話を掛けてきた担当課がわからない状況です。各課直通の電話番号に、変更する考えはありますか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>市役所では、どなたでも覚えやすい代表番号制を採用しており、代表番号654-1111に掛けていただいています。</p> <p>代表番号制により、相手方の用件を電話交換手が聞き取ることで、適切な担当部署へ引き継ぐことができるような体制をとっており、市としましては、当面現在の体制を維持していく考えです。</p> <p>また、市から市民の方へ電話を掛けた際に留守だった場合は、留守番電話に担当課、用件等を伝言として残すよう庁内で徹底していきます。</p>			

天童北部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月20日開催

No.	3	標 題	中野拓夢選手の応援の輪を広げる取り組みについて
所管課等		文化スポーツ課、生涯学習課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>乱川出身の阪神タイガース中野拓夢選手は、入団一年目ながらオールスター戦にも選出され、素晴らしい活躍をしています。天童北部地区では、のぼりや横断幕を作って中野選手を応援しています。中野選手の活躍は、子どもたちに夢を与えるとともに、天童市民の誇りでもありますので、ぜひ、市としても、応援の輪を広げる取り組みをしていただきたいと思います。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>中野選手は、入団1年目にも関わらず遊撃手部門でファン投票1位となり、オールスターゲームに出場するなど、その活躍は多くの子供たちに夢を与えるとともに、市民にとっても大きな誇りと喜びになっています。</p> <p>中野選手の活躍は、市報に掲載するなど市民の皆様幅広くPRしているところですが、今後も中野選手御本人や御家族、地域の皆様と相談しながら中野選手を応援していく取り組みを考えていきますので、皆様からもぜひ温かい応援をいただければと思います。</p>			

No.	4	標 題	冬季の天童北部小学校児童通学路の除排雪について
所管課等		建設課、教育総務課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>小学生の通学路になっている乱川地内の稲荷神社前道路については、冬季に除雪を実施されていますが、昨年度のように大雪になると道幅が大変狭くなり、通勤時の車の往来もあることから子どもたちが非常に怖い思いをしています。ぜひ、排雪等の対策をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>今年度、当該路線につきましては、道路パトロールを強化し、必要に応じ、幅出し及び排雪による幅員確保を行いました。</p> <p>また、この通学路については、以前から朝の通学時には自主規制を行っているところですので、地元の皆様と一緒に安全確保に努めていきたいと考えています。さらに児童には、冬期間における安全な通学の仕方について学校を通してこれまでと同様に指導していきます。</p>			

No.	5	標 題	北久野本地内丁路交差点の交通安全対策について
所管課等		生活環境課、建設課	
<p>《市民のこえ》</p>			

天童北部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月20日開催

北久野本二丁目の菊地建設前丁字路交差点では、北進車は国道13号側からの車が見えづらいため、交差点内に深く侵入する必要があります。また東進車は丁字路を右折する際に、南側から来た右折車と衝突する可能性があります。

特に夜間や早朝において東西の交通量が増え、北進車がなかなか右折できず、しびれを切らして無理に右折しているケースが多いことから非常に危険です。住民からは、いつか大きな事故が発生するのではとの声が出ています。地域住民が安心して生活できるよう信号機を設置するなどの交通安全対策をお願いします。

<回答及び対応状況>

御提言の丁字路交差点の信号機設置については、天童警察署に要望をお伝えし、県公安委員会が交通量などの調査を行うとの回答をいただいています。

しかしながら、御提言の丁字路交差点と、国道13号の距離が短いため、渋滞や追突事故が発生する可能性が高くなることから、当該交差点へ信号機を設置するのは難しいのではないかと考えられます。

また、このたびの御提言を受け、現場を確認したところ、交差点内のドットラインの標示が消えかかっていたため、8月27日にドットラインの再塗装を行いました。

No.	6	標 題	天童北部学童保育所の改築と天童北部第二学童保育所の増築について
所管課等		子育て支援課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>天童北部学童保育所は、平成5年に建てられ平成11年に増築されましたが、建築から28年が経過しており、毎年建物の修繕が絶えません。外壁は老朽化により亀裂が入り、建物のゆがみによって窓が一部開閉できない状態です。</p> <p>また、天童北部第二学童保育所は、市内で2番目に小さい施設であり、子どもたちの生活の場は1部屋しかなく、学習、遊び、おやつを全て同じところ行わなければなりません。特に、雨天時には子どもたちが室内で過ごす場合、十分に生活できるスペースがありません。</p> <p>子どもたちの安心・安全な生活環境を整備する観点から、「天童北部学童保育所の改築」と「天童北部第二学童保育所の増築」をお願いします。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>学童保育所の施設については、児童たちの生活に支障がないよう、修繕等で対応が可能な部分については、できる限りの環境改善に努めていきたいと考えています。</p> <p>しかしながら、学童保育所の改築や増築については、他地域からの要望もある中で、学童保育所施設のみならず、市有施設全体の整備の一つとして総合的に検討しなければならない課題です。</p> <p>また、国基準の児童1人当たりの専用区画面積による天童北部地区学童保育所の定員の合計は178人となっており、定員までにはまだ余裕がある状況でもあります。保護者や運営する天童地区学童保育協会と相談しながら、学童保育所内での入所児童数を調整することができないかなど、お互いに知恵を出し合いながら考えていきたいと思っておりますので、御協力をお願いします。</p>			

成生まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年9月17日開催

- No. 1 **小学生通学路総点検について**
教育総務課、生活環境課、建設課
- No. 2 **通学路の安全対策について**
教育総務課、生活環境課、建設課
- No. 3 **雪道での小学生の通学路確保について**
建設課、教育総務課、市長公室
- No. 4 **除雪について**
建設課、市長公室
- No. 5 **側溝の泥上げについて**
建設課
- No. 6 **押切川の草刈りについて**
建設課
- No. 7 **集中豪雨対策の進捗状況について**
建設課、上下水道課
- No. 8 **地下水について**
市長公室
- No. 9 **市道の整備について**
建設課
- No. 10 **イバラトミヨの保存について**
生涯学習課

成生まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年9月17日開催

No.	1	標 題	小学生通学路総点検について
所管課等		教育総務課、生活環境課、建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>今年7月に千葉県八街市で大変痛ましい交通事故が起きました。国は危険な場所を抽出し安全対策を講じるために、全国の小学校19,000校の通学路の点検を決め、9月中を目途に点検実施と危険個所の把握、10月中を目途に対策案の作成するように求めています。市の取り組み状況をお伺いします。</p> <p>関連して、押切川橋東側道路に歩道の設置、天童西部交番交差点の手動式信号機改善を点検項目に加え対策をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>本市では、毎年3月までに通学路の危険箇所について各学校から報告があります。3月までに報告のあった危険箇所については、市、教育委員会、道路管理者及び天童警察署等合同の安全点検を終了し、注意喚起の路面表示や看板の設置、天童警察署による交通安全パトロールの強化などの対策を順次実施しており、再点検により新たに報告された箇所についても、9月下旬に合同安全点検を実施しました。</p> <p>御提言のありました押切川橋東側道路への歩道の設置と天童西部交番交差点の押ボタン式信号機改善に関する箇所につきましても、9月29日に合同安全点検を実施し、町内会の皆様からご参加いただいたところです。</p> <p>歩道の設置については、道路管理者である県に対して、引き続き要望を行っていますが、押ボタン式信号機の改善については、地域の皆様や関係機関と相談しながら警察へ要望していきたいと考えています。</p>			

No.	2	標 題	通学路の安全対策について
所管課等		教育総務課、生活環境課、建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>天童西部交番交差点から天童駅方面に向かう道路は通学路となっていますが、抜け道として利用されており、朝の通学時間帯においては、通勤や高校生の送迎のための交通量が多く、危険を感じます。そこで、錯覚効果のある貼付式路面標示材（イメージハンプ）を設置していただきたいです。</p> <p>貼付式なので工期はかからず、価格も2メートルで8,000円程度と低コストで納める事ができます。また、効果に関しては他地域の設置実績により確認されています。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>御提言のイメージハンプについては、昨年、高畠町と川西町で設置されており、状況確認に行ったところ、除雪の影響で剥がれている箇所が多い状況でした。素材が良くなり、除雪に耐えられる製品が出た際には、設置を検討していきたいと思えます。</p> <p>なお、御提言の道路の安全対策については、これまでも関係者で協議しており、9月29日にも町内会の皆様と県、市、教育委員会及び天童警察署が合同で安全点</p>			

成生まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年9月17日開催

検を実施し、子どもたちの安全確保のための対策について話し合いを行いました。
この安全点検で検討された当面の対策として、12月上旬までに、車線の両端に破線を施し、幅員を狭く見せる路面表示により、車両のスピード抑制対策を進めました。また、児童に対しては、安全な通学の仕方について学校を通して指導していきます。

No.	3	標 題	雪道での小学生の通学路確保について
所管課等		建設課、教育総務課、市長公室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>高木町内会では、ポンプで水を汲み上げ、その水を側溝に流して除雪をし、通学路や生活道路を確保しています。除雪車で雪を掃いただけでは雪が溜まり、通学路が狭くなるので、排雪もお願いします。高木町内会では、排雪箇所を確保したいと話しています。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>高木地区の皆様からは、地域の雪対策に御理解、御協力いただいていることに深く感謝を申し上げます。</p> <p>排雪につきましては、道路幅員の確保が困難な場合など、本市の除雪計画に示す基準に基づき、道路パトロールで現場状況を確認しながら排雪を行っており、今年度、高木地区については、狭隘な道路の排雪を実施しました。</p> <p>道路端や交差点などに積み重なった雪については、道路パトロールを強化し、見通しが確保できるよう対応を進めました。また、試験的な除雪機の貸し出しを行い、地域除雪の協力もいただいたところです。</p> <p>町内の空地等を雪押し場として利用し、道路除雪の質の向上を図るための取り組みなどについても引き続き進めていきたいと考えており、今後も、地元の方々の御協力をいただきながら、市民生活の安全確保の向上のため、適切な除排雪に努めます。また、児童には、冬期間における安全な通学の仕方について、学校を通して指導していきます。</p>			

No.	4	標 題	除雪について
所管課等		建設課、市長公室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>交り江地区では、これまでは、朝早く除雪車が通っていましたが、最近は遅いように感じます。通勤通学前の除雪をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>本市の除雪作業においては、夜間除雪を原則としており、午前1時におおむね10センチメートルの降雪がある場合に出動し、交通量が増える午前7時30分までに除雪作業を完了することを目標としていますが、明け方や日中の降雪により、通</p>			

成生まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年9月17日開催

勤・通学時間帯に除雪が間に合わない場合が出てしまうことを御理解願います。

今後も、市民生活の安全確保の向上に向け、除雪計画の見直しなどを行いながら、適切な除排雪に努めていきます。

また、町内の空地等を雪押し場として利用し、道路除雪の質の向上を図るための取り組みや、試験的な除雪機の貸し出しを実施していますので、地域の皆様の御協力をお願いします。

No.	5	標 題	側溝の泥上げについて
所管課等		建設課	
《市民のこえ》 東日本大震災以降、放射線量の影響で側溝の泥上げを中止していましたが、泥が溜まって来ている状況で、集中豪雨が発生すると雨水が側溝から溢れ出る危険性があります。また、車道の排水パイプの泥詰まりも見受けられますので、進捗状況をお教えてください。			
＜回答及び対応状況＞ 本市では、東日本大震災以降、側溝に集積した放射性物質を懸念し、地域による側溝清掃の自粛をお願いしていたところですが、濃度が下がってきたことにより、平成30年度から、震災以前に地域による側溝清掃を行っていた箇所については、市が堆積土砂の清掃作業を進めており、今年度実施する天童中部地区、長岡地区、成生地区の作業で終了する計画となっています。 土砂が堆積し水の流れが悪い箇所など、お気付きの箇所がある場合には、随時対応いたしますので、建設課まで情報提供をいただければと思います。			

No.	6	標 題	押切川の草刈りについて
所管課等		建設課	
《市民のこえ》 高木町内会では協力金を廃止したいと考えています。町内会の負担が大きいので、市からの助成はありませんか。 また、これからも町内会による草刈りは必要なのでしょうか。川の管理は県と聞いていますが、県ではどのように考えているのかもお聞きしたいです。			
＜回答及び対応状況＞ 県との共催で、ボランティアによる河川愛護に対する県民意識の醸成と美しく快適で豊かな県土づくりを目的に『きれいな川で住みよいふるさと運動』を例年実施しており、参加団体への謝金と軍手の配布及び障害保険の加入などの支援を行っています。 県からは、「村山総合支庁本庁舎管内で管理する河川は60河川、総延長約300キロメートルあり、県だけでは十分な草刈りが実施できないことから、県民の皆様			

成生まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年9月17日開催

に御協力をお願いしていますことを御理解願います。

県の管理する河川においては、河川の維持管理活動等を行う地域住民や企業等の団体に対し、「山形県ふるさとの川愛護活動支援事業」により、草刈り機の賃借料や燃料費等の一部を支援していますので、河川愛護活動団体への登録を御検討いただければと思います。」との回答をいただきました。

河川愛護団体への登録方法など、詳細につきましては、市建設課へ御相談下さい。また、協力金の廃止等につきましては、町内会の自主的な判断となります。

No.	7	標 題	集中豪雨対策の進捗状況について
所管課等		建設課、上下水道課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>令和2年7月28日の集中豪雨により今町地区が浸水しましたが、その後の対策の進捗状況と各河川の整備状況をお伺いします。</p>			
<p>《回答及び対応状況》</p> <p>昨年の集中豪雨におきましては、今町地区には大変御迷惑をおかけしました。</p> <p>今年度、市では今町地区の下水道マンホール蓋の安全対策工事を実施し、山形県では浄化センターの緊急時対応用の貯水池整備及びポンプ車配備を実施中です。仮に、昨年と同規模の集中豪雨が発生した場合であっても、対応できるように整備しているところです。</p> <p>また、浄化センターを使用している各自治体が組織している最上川流域下水道事業においても、雨天時浸入水に対する対策会議を進行中であり、発生源の調査・対策方法等についても検討を進めています。</p> <p>今年度の各河川の整備状況は、倉津川（蔵増、小関地内）において災害復旧工事、倉津川蔵増付近の堤防強化工事、乱川と押切川の合流点（大字大町）において河道浚渫を実施しています。</p>			

No.	8	標 題	地下水について
所管課等		市長公室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>昔の高木町内は、水が豊かでいたるところから水が出ており、イバラトミヨもいたるところで泳いでいました。川もいつも水が流れていましたが、今は水が出ないし水が流れていません。道路づくりや都市開発によって地下の水の流れが変わったためだと考えられますが、地下の水の流れを直すことは出来ないのでしょうか。</p>			
<p>《回答及び対応状況》</p> <p>地下水につきましては、昭和50年頃は、生活用水の汲み上げにより将来の地盤沈下が強く懸念されたと記録にあります。昭和59年度に供給開始した村山広域水道からの受水により、市内における地下水需要が大きく減少し、現在に至っている経過があります。</p>			

成生まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年9月17日開催

現在、成生小学校地内（地下100メートル）と高揃小学校地内（地下150メートル）で地下水観測を実施しており、そこでの調査等から考慮すると、市全体の地下水の状況は近年大きな変化は見られないとの結果が出ています。

ただ、家庭用で使用する井戸など、浅い水位の地下水については変化が起りやすいとの専門の方からの意見がありますので、今後も調査を続けていきたいと考えます。

No.	9	標 題	市道の整備について
所 管 課 等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>古井戸地区の高木鳥居線が、いまだに砂利道でみんな不便を感じています。今後、整備される予定はありますか。また、いつ頃になるのかお伺いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>市道の整備につきましては、市全体のバランスなどを総合的に検討し、順次、整備を行っています。</p> <p>現在は、成生地区町内会連合会との話し合いにより、市道小関高木線の道路改良事業を進めている状況です。この路線が完成した段階で、改めて地域の方と話し合いを行いながら、御要望の道路整備について検討していきたいと考えています。具体的に何年後とはお答えできませんが、地域の方と協同で進めていくことができればと考えていますので、御協力をお願いします。</p> <p>なお、御要望の路線よりも優先順位の高い路線は市内にたくさんありますことを御承知いただければと思います。</p>			

No.	10	標 題	イバラトミヨの保存について
所 管 課 等		生涯学習課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>「カクレトミヨ」と学名が認められましたが、今後、成生地域づくりの一貫として、山形大学と連携できないかと考えています。市から山形大学に話を繋いでいただけないでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>成生地域の皆様の努力により、このような研究成果が表れたのではないかと考えています。</p> <p>9月22日開催の県や各団体が集まるイバラトミヨ連絡協議会に、アドバイザーとして山形大学教授に参加いただき、イバラトミヨの保存について協議を行ったところです。今回の御意見を尊重しながら国や県、東根市との連携や今後の方向性について話し合っていきます。</p>			

蔵増まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月24日開催

- No. 1 **災害時の指定避難所について**
危機管理室
- No. 2 **市立公民館の避難所設営について**
危機管理室
- No. 3 **公民館分館での防災対策について**
危機管理室
- No. 4 **倉津川の川幅拡幅と堆積土砂撤去について**
建設課
- No. 5 **蔵増地域の通学路について**
教育総務課、建設課、生活環境課
- No. 6 **蔵増地区内の危険な通学路への対応について**
教育総務課、建設課、生活環境課
- No. 7 **交通安全協会で管理している回転灯の管理について**
生活環境課
- No. 8 **新型コロナウイルスワクチン未接種者へのフォローについて**
新型コロナウイルスワクチン接種対策室
- No. 9 **公園のボランティア活動に伴う消毒剤の配布について**
都市計画課
- No. 10 **市の婚活事業について**
市長公室

蔵増まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月24日開催

No.	1	標 題	災害時の指定避難所について
所管課等		危機管理室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>現在、蔵増地区の指定避難所は、水害の場合は市スポーツセンター、その他の災害については市立蔵増公民館、蔵増小学校、第三中学校が指定されています。避難所として基準を満たしたものであれば、公民館分館も空調設備や手指洗浄消毒器など必要な物を備えて避難所に指定してはいかがでしょうか。</p> <p>また、水害の場合は、被害を受ける主な地区として蔵増・寺津地区が考えられますが、その際は、寝具や食事、風呂などが準備されている天童温泉の旅館やビジネスホテルを避難所としてはどうですか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>蔵増地区の避難所は、災害の種類により市スポーツセンター、市立蔵増公民館、蔵増小学校、第三中学校の公共施設を基幹避難所として指定避難所に指定しています。公民館分館は、市内に92館、蔵増地域内に8館あり、発災後初期の状況によっては、分館を避難所として利用することも考えられますので、開設する際に必要な食糧等の避難物資や資機材等については、市災害対策本部に御連絡いただければ対応いたします。</p> <p>天童温泉協同組合及び天童市ビジネスホテル協会と、要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳児等）とその介助者の避難受入のため、平成23年8月に「災害時における避難等の協力に関する協定」を締結しています。市内で大規模な災害が発生し、避難生活が長期化する状況となった場合には、市内旅館・ホテル等へ避難者の受入を依頼する可能性があるため、今後両組合と打合せを行っていく予定です。</p>			

No.	2	標 題	市立公民館の避難所設営について
所管課等		危機管理室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>昨年、市立蔵増公民館の避難所の感染症対策用のレイアウトを確認しましたが、体調不良者のトイレが男女共用で、一般の人がトイレに行く場合はいったん外に出て、公民館の軒下を歩くルートになっていましたが、冬は大丈夫でしょうか。</p> <p>また、一般の方と体調不良者との動線は分けてあるとはいうものの、建物の中央部分の廊下を遮断したもので、あまり深く考えずに作ったものではないかと思えます。改めて検討し作成していただきたいと思えます。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>昨年お渡しした市立公民館の避難所設営のレイアウトは、あくまでも参考であり、特に避難所の運営については、自主防災会をはじめ地域で実施いただく部分が大きいので、地域の皆様で検討し変更いただくことは一向に差し支えありません。災害時は、自分の身は自分で守る、地域のことは地域の皆様で守るという自助・共助が大切です。季節や天気、時間帯などの状況に応じた避難所の設営について地域の皆</p>			

蔵増まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月24日開催

様で検討いただければと思います。

No.	3	標 題	公民館分館での防災対策について
所管課等	危機管理室		
《市民のこえ》 今後の公民館活動において、集中豪雨や災害などが増えているため、分館でも地区の立地や特徴などに応じた独自の防災対策をしていきたいと考えています。市で各公民館に防災対策の指導をする等の支援はありますか。			
＜回答及び対応状況＞ 自然災害により想定される被害等は、地域の立地条件等により異なります。市では、地域の皆様と協働して地域に合った防災対策を検討していくために、地域いきいき講座を行っていますので、担当課の危機管理室にご相談ください。			

No.	4	標 題	倉津川の川幅拡幅と堆積土砂撤去について
所管課等	建設課		
《市民のこえ》 蔵増の窪野目地域は、低地で、最上川、押切川、倉津川、乱川があり浸水の危険があります。令和2年7月の豪雨で、最上川水系流域治水プロジェクトとして最上川の川底を掘り、その土を堤防に使うとのことでした。倉津川の新蔵増橋と上宿橋の間は、川底がだいぶ浅く、川幅も狭くなり、草が生えて流れが悪くなっています。大雨等による洪水が発生した際に、倉津川の流れを良くすることで安全性の向上を図るため、ぜひ優先順位を上げて川幅の拡幅と川底の掘削をお願いします。 ハザードマップにより、5メートルまで水が上がるとされており、危険を把握できるようになりましたが、蔵増地域のみみんなが危険を差し迫った切実な問題として感じていますので、地域で具体的にどのような活動をすればいいか教えてください。			
＜回答及び対応状況＞ この度の御提言について、倉津川の河川管理者である山形県に伝えたところ、「県では、県管理河川の流下断面を確保するために、浚渫や支障木伐採を実施しております。 御要望にあります倉津川の状況は、日常的に実施している定期点検により把握しておりますが、村山総合支庁本庁舎管内で管理する河川が60河川、総延長約300キロメートルあり、その中で緊急性が高い箇所から優先順位を決めて実施しておりますことを御理解いただけますようお願いいたします。 なお、倉津川の状況につきましては、今後とも定期点検などにより注視してまいります。」との回答をいただきました。 また、9月7日と9月13日に、地区の役員と河川管理者（県・国土交通省）との河川調査会を実施し、今後の倉津川の維持管理等について話し合いが行われました。			

蔵増まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月24日開催

No.	5	標 題	蔵増地域の通学路について
所管課等		教育総務課、建設課、生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>蔵増小学校の窪野目・高野辺・中区・北区の児童の通学路は、平成30年度までは、北区の堀端十字路を東進して、山川リース前（市道蔵増東回り線）を通る通学路で、広い歩道があり、除雪もされていました。結城ガソリンスタンド前の信号機が撤去されてから、倉津川橋から市道蔵増中央線を南進して天童大江線旧道を横切る現在の通学路になりました。この通学路は、車の交通量もあるものの道幅が5メートルしかなく、歩道もなく危険ですので、元のルートに戻していただきたいです。</p> <p>また、結城ガソリンスタンドの丁字路の信号が撤去された経緯や、押しボタン信号機への変更などの検討も行われたのか教えてください。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>新主要地方道天童大江線の開通に伴い、天童警察署より平成30年度内で結城ガソリンスタンド前の信号機を撤去する連絡を受け、平成31年2月に学校、PTA会長、公民館、安全協会、防犯協会、教育委員会が集まり、通学路の見直しを行いました。地域の皆様の御意見も踏まえ、結城ガソリンスタンド前交差点の方がカーブで見通しが悪く危険なため、見通しの良い交差点を横断する現在の通学路に変更しました。併せて、横断箇所には交通指導員の配置のほか、横断者注意の路面表示や自主速度規制看板の設置、通学路の路線には、停止線や止まれ、外側線の再塗装などの安全対策をした上で通学路にしたという経過があります。</p> <p>今後も、通学路の危険な箇所については、安全対策を図っていきますので、お気づきの点がありましたら、学校まで御連絡をお願いします。</p> <p>結城ガソリンスタンド前の信号機については、警察から事前の相談がないまま撤去されたため、市はこの件についての詳細を把握していません。撤去の理由について警察に照会したところ、当該路線の交通量が減少したことに伴う対応であったと確認しています。</p>			

No.	6	標 題	蔵増地区内の危険な通学路への対応について
所管課等		教育総務課、建設課、生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>最近、歩道のない通学路で児童を巻き込む交通事故が発生しており、蔵増地区でも危険な通学路があるため、その対応について考えをお聞きしたいです。</p> <p>(1) 蔵増北から中にかけての蔵増幼稚園入口の市道蔵増中央線は、狭く見通しも悪い状況で歩行者にとっては危険です。</p> <p>(2) 蔵増南の旧県道では、交通量は以前よりも減っていますが、速度規制がなくなり見通しもよいことからスピードを出す車が多く危険です。規制も検討いただければと思います。</p> <p>(3) 第三中学校の南側の市道天童蔵増線は、歩道がない箇所や、歩道があっても狭く危険で、小学生は月山神社から北への市道を通り、一部人家のない農道</p>			

蔵増まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月24日開催

を通学路としています。人家のない通学路を通らないよう、月山神社前の道路に歩道を整備するなど、安全対策をお願いします。

<回答及び対応状況>

- (1) 令和元年7月と令和2年7月に市、教育委員会、学校、道路管理者及び警察署等が合同で通学路の安全点検を実施し、対策として停止線や止まれ、外側線の再塗装を行っています。今後も有効な安全対策について検討していきます。
- (2) 旧県道の市道蔵増小北通り線の40キロ速度規制標識については、県公安委員会において撤去されましたが、市で40キロ自主速度規制標識を設置しています。今後、通学路の合同安全点検などを行い、速度を抑制するための有効な対策について検討していきます。
- (3) 市道天童蔵増線の道路幅が狭く、特に登校時間帯の交通量が多いことから、田畑を通る方が安全であると考え、蔵増小学校及び第三中学校の通学路に指定されていますので御理解をお願いします。

No.	7	標 題	交通安全協会が管理している回転灯の管理について
所管課等		生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>現在、天童地区交通安全協会蔵増支部で管理している回転灯が4か所ありますが、年間管理費が電気代約1万2千円、修理が必要な場合は電球のみで5千円、本体交換は4万円を要します。ある地区では、回転灯を管理していないという話も聞きますが、回転灯の設置経緯を教えてください。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>市内にある赤色回転灯については、天童警察署及び天童地区交通安全協会の各支部で管理されております。これらの設置経緯についてそれぞれ問い合わせたところ、警察署管理の回転灯は天童市農業協同組合からの寄附でしたが、天童地区交通安全協会の回転灯は、残念ながら設置経緯を確認できない状況でした。</p> <p>なお、天童地区交通安全協会では、蔵増支部の他に、久野本支部、高掬支部で回転灯の維持管理を行い、電気代を負担しているとのことでした。</p>			

No.	8	標 題	新型コロナウイルスワクチン未接種者へのフォローについて
所管課等		新型コロナウイルスワクチン接種対策室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>65歳以上の高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種は、1回目の接種者が17,878名(91.7パーセント)で、未接種者が1,500~1,600名いる状況です。その未接種者の中に、何らかの理由でワクチン接種を希望しているが予約できていない方がいるのではと心配しています。昨年、国から10万円の給付</p>			

蔵増まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月24日開催

金を支給した際と同じように、ワクチンの未接種者をリストアップいただければ、民生委員などがフォローできると思います。

なお、未予約の高齢者に通知を郵送したとのことですが、一方通行ではなく返信をもらうなどの対策はしていますか。

<回答及び対応状況>

未接種者へのフォローについては、随時市報等で情報発信を行っているほか、8月初旬に未予約の方に個別の勧奨通知を送付したところでした。

ワクチン接種は、感染予防効果と副反応等のリスクを勘案した上で本人が希望しない場合もあることや個人情報保護の観点から未接種者のリスト提供は難しいと考えています。

勧奨通知を送付した結果、一定の方から予約をいただいたことから、今後も、引き続き市報等で情報発信を行うほか、地域包括支援センター等と連携し未接種者への情報提供に努めていきます。

No.	9	標 題	公園のボランティア活動に伴う消毒剤の配布について
所管課等		都市計画課	
<p><<市民のこえ>></p> <p>ボランティア活動として蔵増地区内の公園とその周辺の草刈り、毎年7月にハイパワーの農薬散布スプレーヤーを使用して桜のアメシロ消毒を実施しています。</p> <p>毎年、消毒剤（スミチオン500ミリリットル：2本）を都市計画課からいただいていたが、昨年初めて断られました。今年はいいただいたのですが、毎年調達できるようお願いします。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>日頃より蔵増地区内の公園の美化活動に御協力いただきありがとうございます。</p> <p>公園の維持管理のために必要な消毒剤等の資材については、地域の御要望に応じて、都市計画課から毎年4月下旬に配達を行うほか、その後も随時配布していますので御連絡をお願いします。</p>			

No.	10	標 題	市の婚活事業について
所管課等		市長公室	
<p><<市民のこえ>></p> <p>日本はこれからますます少子高齢化が進み、天童市も当地区も同様だと思います。</p> <p>当地区では子どもが少なくなり、出会いも少ないためか結婚しない方がたくさんいます。結婚しなければ子どもが増えないので、地域の存続のためにも、市で出会いの創出等の婚活事業は行っているか伺います。</p> <p>年齢が高くなると出会いがなくなり、事業等に参加しづらくなったりしますので、</p>			

蔵増まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月24日開催

もみじスイーツウォーキングやガストロノミーウォーキングなど既存のイベントの一部に婚活の枠を設けるなど、参加しやすい出会いの場を増やしてはどうでしょうか。

<回答及び対応状況>

市の婚活事業について、去年は、独身男性や独身女性を対象としたファッションやメイク等をテーマにした婚活力向上セミナーや結婚支援者を対象としたセミナーを開催しています。今年も、独身女性向けのメイク講座付きのセミナーを開催しました。

また、結婚に関する悩みや困りごとをお伺いし、独身男女の出会い・交際・結婚のお手伝いをする結婚サポーターもいますので、お気軽に御相談ください。

さらに、婚活イベントを開催する団体を支援するため、事業費の一部を補助しています。

出会いの創出事業につきましては、むらやま広域婚活事業実行委員会がイベントを年5回ほど開催しており、天童市でも月山和紙でぼんぼりづくりやフラワーアレンジメント等で楽しく交流していますので、ぜひ参加いただければと思います。

なお、既存のイベントの一部で婚活枠を設けることにつきましては、事業の趣旨もありますので、整理しながら検討していきたいと考えます。

寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月3日開催

- No. 1 **児童館の認定こども園への移行について**
子育て支援課
- No. 2 **おもだかの里の進捗と今後の展望について**
都市計画課
- No. 3 **第三中学校の通学路について**
農林課、建設課、教育総務課
- No. 4 **県道20号の横断歩道の設置について**
生活環境課、建設課、教育総務課
- No. 5 **学生の携帯電話の所持について**
学校教育課
- No. 6 **地域の交流について**
生涯学習課
- No. 7 **落合橋下の河川敷の活用について**
建設課、文化スポーツ課、農林課
- No. 8 **豪雨時における治水対策について**
農林課、建設課
- No. 9 **最上川舟運について**
生涯学習課、文化スポーツ課

寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月3日開催

No.	1	標 題	児童館の認定こども園への移行について
所管課等		子育て支援課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>市内の児童館は、令和4年4月で寺津のみとなります。6月の一般質問でもあったように、今後の寺津地区において若者の定住対策は大変重要な課題であり、中でも、より子育てをしやすい環境の整備が急務です。そこで、寺津児童館の認定こども園への移行を進めてほしいと思います。おもだかの里ができ、子どもが増えることはほぼ確実です。現在、寺津児童館は、60名定員に対し、入所者は年長8名、年中2名、年少9名の計19名です。入所者を増やすためにも、ぜひ、早急にお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>認定こども園は、児童館と異なり、0歳児から2歳児までの保育も可能となるため、対象年齢が拡大されますが、施設を効率的に運営していくためには、年齢ごとに一定の児童数の確保が必要となります。</p> <p>また、認定こども園の運営主体については、民間の事業者を予定しているため、安定した事業経営が見込める計画が必要とされます。</p> <p>今後の寺津児童館については、市全体の保育需要と児童館や他の市立保育園のあり方、民間事業者による認定こども園の整備など、さまざまな課題を整理した上で慎重に検討していく必要があると考えていますので、御理解をお願いします。</p>			

No.	2	標 題	おもだかの里の進捗と今後の展望について
所管課等		都市計画課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>おもだかの里の現在の進行状況と、当初検討していた寺津小学校南側の住宅団地整備は頓挫しましたが、寺津地域における住宅団地整備の今後の予定について教えてください。</p> <p>また、先日、寺津小学校と交通安全協会、天童警察署、山形県警、市の担当者の立会いの下、おもだかの里の東側の県道の確認を行ったところ、側溝とおもだかの里の造成地までの幅が約1メートルあり、スピードを出す車や大型の車が側溝のふたの上を通るため、ふたの破損が増えガタガタする状況でした。新たにおもだかの里に居住した人たちの騒音や交通事故を防ぎ、安全・安心な生活にするため、スピードを制限するオレンジ色のポールを設置するなどの対策を早急をお願いしたいです。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>“おもだかの里”天童寺津については、空き家の土地を活用して5区画の分譲地整備を行い、令和4年3月現在、5区画すべてにおいて分譲契約が行われました。</p> <p>今後の住宅団地の整備については、今回の分譲地の整備中にも、地域の方から住宅供給公社による造成について要望をいただいているところですが、これまでの経</p>			

寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月3日開催

過や今後の販売状況などを精査し、検討していきたいと考えています。

また、団地東側の道路についても、道路管理者（山形県）においてドットラインやラバーポール（オレンジ色）の設置などの安全対策を9月中旬までに実施しました。

No.	3	標 題	第三中学校の通学路について
所管課等		農林課、建設課、教育総務課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>先日、寺津に住んでいる第三中学校の1年生の生徒が、下校中、通学路となっている第三中学校の西側の田んぼ道で田んぼに落ちて軽い怪我をしました。現場を確認したところ、ガードレールやラインなどはなく、道路から少しずれば、大人でも田んぼの法面に落ちてしまいそうな道でした。</p> <p>通学路には、ガードレールを付れたり、ラインを引くなど、子どもの目線での安全対策が必要だと思います。近くにライスセンターもあり、大型の輸送車の通行もありますので、事故の無いよう対策をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>この通学路（第三中学校の北門から西側に向かう市道矢野目北線及び農道）については、市道天童蔵増線の道路幅が狭く登校時間帯の交通量も多いことから、田畑を通る方が安全であるため、寺津地区及び蔵増地区生徒の通学路に指定されています。</p> <p>通学路については、毎年、市、教育委員会、学校、道路管理者及び警察署等が集まり、学校等から報告のあった危険箇所を点検し、必要な安全対策を行っており、この通学路についても、令和3年9月に合同点検を実施しました。</p> <p>今回の件は、自転車の車輪に制服のスカートが絡まり転倒したものであるため学校で安全な自転車の乗り方を指導し、スラックスや体育着での登下校など服装の点でも柔軟に対応していただいています。</p>			

No.	4	標 題	県道20号の横断歩道の設置について
所管課等		生活環境課、建設課、教育総務課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>県道20号と願正壇からの丁字路に横断歩道の設置を要望します。寺津小学校の児童と第三中学校の生徒が通学する際に、この丁字路を横断します。この丁字路から少し南に横断歩道がありますが、この横断歩道を渡ったとしても、丁字路は横断しなければなりません。</p> <p>千葉県八街市での事故のことも考えると、児童の安全な登下校のために、親を代表して、この丁字路の県道側もしくは市道側に横断歩道の設置をお願いしたいです。</p> <p>なお、この丁字路については、天童地区交通安全協会寺津支部と警察や市が、毎年安全点検を行い横断歩道の設置をお願いしていますが、この丁字路の少し南側に横断歩道があることや北側にカーブがあり見通しが悪いことなど、要件に課題があ</p>			

寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月3日開催

り設置が難しい状況と言われますので、カーブに、「横断歩道あり」などの注意喚起をしていただければと思います。

<回答及び対応状況>

市から天童警察署へ横断歩道設置についてお願いしたところ、天童警察署から県公安委員会へ今回の要望を伝えるとのことでした。今後、県公安委員会において横断する人数や車の交通量などを検証しながら検討を行うとのことでした。

なお、9月29日に現地で通学路安全点検を行った際に、この交差点付近の県道をスピードを出して走る車が多いとの御意見がありましたので、警察に随時、速度違反の取締りをお願いしているところです。

また、第三中学校の生徒がこの交差点を横断する際は、手を上げて横断する意思を示し、車が止まったのを確認してから横断するルールをしっかりと遵守するよう、学校を通して指導してまいります。さらに、地域の皆様と立哨や巡回などを行い、ドライバーへの注意喚起を促し、交通安全の推進に努めてまいります。

No.	5	標 題	学生の携帯電話の所持について
所管課等		学校教育課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>本県に大きな被害をもたらした令和2年7月の豪雨では、第三中学校から保護者にE-Mailでお知らせいただいたことにより、通学路の冠水で下校できない状況を把握し、躊躇なく迎えに行き、生徒の安全を確保することができました。全国各地で水害や地震等の災害が頻発する中で、登下校時の安全確保が喫緊の課題となっています。</p> <p>大阪府教育委員会では、登下校中の児童・生徒の安全・安心のため、携帯電話の持ち込みを「全面禁止」から「一部解除」へと変更し、携帯電話の取扱に関するガイドラインを示しました。また、文部科学省では令和2年7月に「学校における携帯電話の取扱いについて（通知）」を発出し、登下校時の安全確保のためには、一定の条件のもと携帯電話の持ち込みを例外的に認めることを示しています。</p> <p>そこで、登下校中の生徒の安全・安心のため、携帯電話の所持について検討するよう県教育委員会に働き掛けいただくとともに、他市町村に先駆けて本市で前向きな検討をお願いしたいです。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>携帯電話を学校へ持ち込むことについては、以前「学校の教育活動に直接必要のないものであることから原則禁止で個別のやむを得ない事情による例外的な持ち込みを認める」とされていたものが、令和2年7月の文部科学省通知等で「学校の教育活動に直接関係のないものであることから原則禁止とすべきであるとしつつも個別のやむを得ない事情による例外的な持ち込みや必要な環境や措置が講じられているなどの一定の条件を満たしている場合は教育委員会を単位として持ち込みを認める」とされました。</p> <p>この通知を受け、本市の教育委員会で市内小中学校における携帯電話の取扱について検討し、令和2年9月に、それまでに引き続き原則禁止としたところです。文部科学省でいう「一定の条件」とは、「生徒と保護者が合意したルール作りを行うこ</p>			

寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月3日開催

とや、紛失などのトラブル発生時の責任の所在を明確にすること、正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること等、学校の教育活動に支障がないようにすること」です。つまり、携帯電話の持込を保護者みんなが合意しているので許可してくださいという話し合いや、また、壊れたり失くしたりした場合の補償、フィルタリングなどの条件も整わなければならないと思います。生徒たちの間でもある程度ルールは守られていると思いますが、現段階の判断としては、課題は残されており、一斉に許可した場合はトラブル等も予想されることから、これまでと同様に原則禁止とした上で、引き続き検討していきます。

ただし、通院などのため携帯を持たせ学校で預かるなど、個別の状況によっては各学校で許可していますので、御理解をお願いします。

No.	6	標 題	地域の交流について
所管課等		生涯学習課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>昔と比べ、地域が活発になる策がだんだん無くなってきているように思います。地域での交流が無く、地域の仕事も1年で終わればいいとか引き継ぐ人がいないなど活動しづらく、地域が活性しないと考えられます。例えば、地域の歴史ある建物を掘り起こして看板を立てたり、子どもたちが喜ぶ地域の行事なども子どもたちの思い出にも残り、地域への愛着が沸いていいと思います。地域を大切に、地域の活発な活動があればいいと思います。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>市の将来の都市像「笑顔にぎわい しあわせ実感 健康都市 ～ともに明日をひらく てんどう～」にもあるように、市民と行政が一体となった協働のまちづくりという観点から、地域の自治組織や団体の地域活動について、市立公民館を中心に地域コミュニティの活性化に向けた支援をしていきたいと考えていますので、地域の皆様の御協力をお願いします。</p> <p>昔は、米やお風呂がなく地域で助け合うなどつながりも強かったところが、今は、そのようなことがなくても生きていくことができたり、60歳を過ぎても仕事を続けたり家族の介護で忙しい人が増えているなど様々な社会的な要因もあり、以前に比べ地域活動が難しい点もあると思います。</p> <p>小中学生たちにも、私たちの生活と地域とのつながりについてメッセージを送り、市立公民館を中心とした地域活動を盛り上げながら、天童市に生まれ育ち、未来を担う子どもたちを育てていきたいと思っています。</p>			

No.	7	標 題	落合橋下の河川敷の活用について
所管課等		建設課、文化スポーツ課、農林課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>現在、落合橋の河川敷は活用されず、木々が生い茂っていますが、ここを活用し、</p>			

寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月3日開催

誰でも使える多目的運動広場を設置してはいかがでしょうか。サッカー場一面分位あれば、地域住民や市民がグラウンドゴルフをはじめ様々なスポーツに親しみながら健康づくりができると思います。

また、寺津に埋蔵してある天然ガスを用いたガス灯や、寺津沼に生息している天然のメダカ等の貴重な生き物を観察できるビオトープを併設してはどうでしょうか。話題のスポットになれば地区外からも人が多く訪れ、寺津を知ってもらえるいい機会になると思います。

また、須川に架かる農業用水専用の三郷堰水管橋部分（占有地）は、三郷堰土地改良区で年3回程度の草刈りと除草剤散布などにより維持管理していますが、周辺の河川敷地は草木が生い茂り、樹木も大木になりつつあります。防犯や地域環境保全の上でも、管理をして地域の憩いの場となればと考えます。一級河川のため国土交通省山形河川国道事務所との協議になると思いますが、市の行政区域である須川河川敷の有効活用を検討いただきたいです。

<回答及び対応状況>

落合橋下の河川敷については、須川河川改修事業時に地域住民の管理による多目的広場の設置が検討されましたが、地域での管理が難しいとのことから断念した経過があります。また、河川敷は引き堤整備事業で生じたものであり、何年かに一度は冠水するおそれもあります。冠水すると、ゴミ・泥の処理、消毒等の復旧作業に最低数百万円の費用が見込まれることから、スポーツ施設等の整備は難しいと考えています。

河川敷の支障木の伐採や除草等の河川環境の整備が、地域の河川環境美化や地域活動の場の創出につながると考えており、本市の重要事業要望及び5市5町で構成する最上川上流村山地区改修期成同盟会において、寺津地区の活性化を図るための須川の環境整備の促進を国土交通省に要望しています。今後も、実現に向けて引き続き要望を行っていきたいと考えていますので、御理解をお願いします。

No.	8	標 題	豪雨時における治水対策について
所管課等		農林課、建設課	

<<市民のこえ>>

令和2年7月の豪雨災害により、三郷堰中山揚水機が被災しました。須川も増水し、寺津にある須川樋門が逆流防止のため閉門され、都川や関川の内水により寺津地内で床下浸水が発生しました。

これから造成が予定されている（仮称）天童スマートインターチェンジ工事において、道路排水や排水系統の変更などにより、都川に更なる増水が予想されます。ハザードマップでは、寺津地域の避難先は高橋で、都川と並行する県道中山長岡線を通して避難するため危険が伴います。寺津地域で浸水被害が無いよう、都川の治水対策をお願いします。

三郷堰土地改良区に関連する「特定非営利活動法人みさと田園空間クリエイターズ」では、田んぼに水を一時的に溜めることにより水の流下を遅らせる田んぼダムを実施しています。治水ダムなどの造成に比べ、費用も安く早く実施できますが、当改良区内だけでは効果が薄いため、上流側である市全域で田んぼダムに取り組ん

寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月3日開催

でいただけるよう市として推進を図っていただきたいと思います。

<回答及び対応状況>

三郷堰の中山揚水所は、令和2年7月の豪雨により大変な被害を受けました。

(仮称)天童南スマートインターチェンジの新設に伴い、雨水排水量の増加が想定されますので、本年度、調査を実施する予定です。

都川は、護岸工事の目途がついたことから、令和2年度から支障木の伐採や河道内の堆積した土砂を取り除く工事を進めており、今後も引き続き、定期的な河川の維持管理を進めていきます。また、この豪雨の被害を検証し、寺津地域の浸水被害の軽減に繋がる対策について調査・検討を進めています。今後も、寺津地域の水害対策について、地域の皆様と一緒に考えていきたいと思います。

田んぼダムについては、国でも、令和7年度までに取組面積を現在の3倍以上とする目標を掲げ、多面的機能支払交付金の加算をしています。市では、令和4年2月18日に、多面的機能支払交付金事業に関する説明会を開催し、各団体に田んぼダムの取組に係る交付金の加算措置について説明するとともに、田んぼダムを紹介するビデオを上映し、取組みに対する理解を深めてもらいました。地域により、排水柵が設置されていないところもありますが、流域治水のため広域的な取組が重要ですので、引き続き、活動組織に対して啓発活動と支援を行い、市内の水田貯留機能強化の推進を図っていきます。

No.	9	標 題	最上川舟運について
所管課等		生涯学習課、文化スポーツ課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>寺津地域は、最上川舟運の時代の船着き場ではなく幕府公認の河岸です。昔は、あおそという植物から糸を紡ぎ、草履や最上川舟運時代に京都の公家の浴衣の材料にもなっていました。寺津地域の最上川舟運の歴史は、地域に誇りを持ち、地域の交流を深めるためにも、市の財産ということを伝えたいです。</p> <p>令和元年には、寺津地域で寺津温知会という会を結成し、寺津の歴史の勉強を深めています。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>あおそについては、紅花と並ぶ大事な公益のものと以前から聞いていましたが、改めて寺津地域の歴史の深さを知りました。ぜひこれら寺津地域の歴史を生かして子どもたちも含めて地域の誇りを育てていただきたいと思います。</p>			

津山まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月5日開催

- No. 1 **空き家対策について**
建設課、税務課
- No. 2 **荒谷原崎線と久野本若松線の交差点への信号機取り付けについて**
生活環境課、市長公室
- No. 3 **交差点の事故防止対策について**
建設課、生活環境課
- No. 4 **山元交差点の段差、窪みの改善について**
建設課
- No. 5 **防災対策について**
危機管理室
- No. 6 **国道13号と久野本若松線との交差点の渋滞問題について**
建設課、生活環境課
- No. 7 **冬期間の歩道の除雪について**
建設課
- No. 8 **津山地区（上貫津町内）のまちづくりのプラン設計について**
市長公室
- No. 9 **鳥獣害対策について**
農林課
- No. 10 **街路樹、大木、その他の倒木調査について**
建設課、都市計画課、危機管理室
- No. 11 **道路と橋の拡幅について**
建設課
- No. 12 **はな駒荘の利用回数券の発行と開館日について**
社会福祉課
- No. 13 **えびす沼公園グラウンドのイシクラゲ繁殖対策について**
都市計画課

津山まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月5日開催

No.	1	標 題	空き家対策について
所管課等		建設課、税務課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>空き家を撤去し更地にした場合に、固定資産税額が建物のある場合より約6倍になると聞いており、空き家が放置される原因になっているのではないのでしょうか。県や国に、この基準の見直しの要請をお願いします。</p> <p>また、3月に空き家が火災となり、その後に建設課へ相談に伺い今後の後始末について話し合いましたが、進展がなく、近隣住民から苦情があり困っています。</p> <p>同様に、積雪により倒壊したままになっている空き家もあります。その空き家は上下水道も浄化槽もなく、時々異臭がして近所でも困っている現状を市に報告していますが、そのままで進展がありません。市の考えをお聞かせください。</p>			
<p>《回答及び対応状況》</p> <p>住宅用地は、その税負担を軽減することを目的として、その面積によって特例措置が適用され、200平方メートルまでは6分の1、残りが3分の1に課税標準額が軽減されます。住宅用地とは、その住宅を維持し又はその効用を果たすために使用されている土地であり、住宅用地の特例は税法上特別に軽減している制度であり御理解をお願いします。ただし、この特例措置は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、除却等の必要な措置をとることの勧告を受けた空き家（特定空家等）については、軽減措置の対象から除外することとされていますので、更地にしなくても固定資産税額は上がることとなります。</p> <p>なお、火災が発生した空き家については、現在も警察署が火災原因を調査しており、立入が制限されている状況にあります。今後も警察署と情報共有を図り、早期の火災残材の撤去に向けた所有者等との協議及び調整を進めていきたいと考えています。また、積雪により倒壊した空き家については、3月中旬に地域からの情報提供を通じ、現場確認を実施し、所有者等の特定を行っている状況です。当該空き家は、相続や権利関係が複雑であることから、管理者の特定に相当の時間を要しています。</p> <p>空き家対策については、空き家バンクや空き家の改修又は除却に対する補助制度の運用により、空き家の利活用の促進を図っています。また、空き家の発生予防を図る観点から、相談会やセミナーを関係団体の協力のもと開催しています。</p> <p>人口減少・少子高齢化を背景に、空き家は今後も増加することが予想されますので、空き家の情報提供や発生予防に関して引き続き、所有者等への適正管理の啓蒙や働き掛け、補助制度の拡充等の検討を行ってまいります。</p>			

No.	2	標 題	荒谷原崎線と久野本若松線の交差点への信号機取り付けについて
所管課等		生活環境課、市長公室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>荒谷原崎線と久野本若松線の交差点への信号機の取り付けについて、以前から要望していますが、設置に至っていません。最近では交差点付近に家が建ち、さらに</p>			

津山まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月5日開催

視界が悪くなり大変危険ですので、早急に対応をお願いします。

<回答及び対応状況>

御提言の交差点を含め信号機設置については、毎年、県公安委員会に対して本市の重要事業として要望を行っているところです。令和3年6月にも設置の要望を行いました。今年度における信号機の設置予定台数は県全体で数台という状況で、既に市外に設置が決定しているとのことでした。

また、信号機新設に係るコストが非常に高くなっていることと、既存の信号機の更新に多額の経費がかかっていることなどから、県では新規設置台数が大きく減っている状況であり、既存の信号機について不要な箇所があれば、それを廃止して新たな信号機を設置するなどの方法が採れないか検討してほしいとのことでした。

特に御提言の交差点については、令和2年9月2日に県警本部や村山総合支庁道路課、市、地域の関係者などが現地の状況を確認しながら、県警本部に信号機設置を要望したり、当該交差点の安全確保について話し合ったりしたところです。現段階では、残念ながら信号機がいつ設置になるのか明確にお答えできませんが、市としましては、県公安委員会に対し信号機設置の必要性を十分に御説明し、早期に設置していただけるよう引き続き要望していきます。

No.	3	標 題	交差点の事故防止対策について
所管課等		建設課、生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>県道天童停車場若松線とスーパー農道の交差点がS字カーブになっており、見通しが悪く事故が多く発生しています。来年開催される最上三十三観音札所の御開帳にあたり通行量が増え、当該交差点に不慣れな車も多く通行すると思われます。ランプを付けるなど何か事故防止対策を取っていただけないでしょうか。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>一般県道天童停車場若松線とスーパー農道との交差点付近につきましては、御提言のとおりS字カーブで見通しが悪い状況となっています。</p> <p>令和元年度に、地域からの要望を受け、「交差点注意」と「減速マーク」の路面表示を行い、通行車への注意喚起を行いました。</p> <p>また、スーパー農道を通る車両のスピード抑制対策として、車線の両端に破線を施して幅員を狭く見せるドットラインの設置を8月6日に実施しました。</p> <p>この度の御提言を受け、再度交差点を確認したところ、一般県道天童停車場若松線の「止まれ」の路面標示が消えかかっているため、天童警察署に再塗装を依頼するとともに、通行車両の速度違反に対する規制等についても、パトロールの強化を依頼しましたので、御理解をお願いします。</p>			

No.	4	標 題	山元交差点の段差、窪みの改善について
所管課等		建設課	

津山まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月5日開催

《市民のこえ》

山元交差点の東西の道路で、東から西に向かう交差点の直前の部分が低くなっていて、強い雨が降ると水が溜まり歩道も水浸しになります。さらに表面のアスファルトが剥がれて段差になっており、早朝車の少ない時にトラックなどの大型車が猛スピードでそこを通過すると、衝撃音がします。早急に低くなっている部分を平らになるよう補修をお願いします。

＜回答及び対応状況＞

御提言の箇所につきましては、一般県道荒谷原崎線とスーパー農道との管理の境となっており、現地を確認したところ、舗装の打ち継ぎ目が破損している状況であったため、県道管理者である山形県と打ち合わせを行い、舗装の修繕を終了しています。

また、車道からの雨水が歩道へ流れ込む件については、側溝へスムーズに排水し、歩道に水たまりができないように、側溝蓋をグレーチングに交換しました。

No.	5	標 題	防災対策について
所管課等		危機管理室	
<h3>《市民のこえ》</h3> <p>昨今の異常気象により豪雨や土砂災害が各地で多発する中で、防災意識の向上がより一層大切になってきています。昨年の7月豪雨では、最上川が氾濫する被害などが発生しました。その際に、市災害対策本部から早めに情報が適切に発出され、上貫津の住民も市立津山公民館に避難することができました。ぜひ、大きな被害にならないためにも、さらにハザードマップの精度の高いものになるよう適切な見直しをお願いします。</p> <p>また、土石流などを防ぐため、普段から河川流域全域や防災林の保全、点検が大切と考えます。さらに、被害の状況により避難所を1か所に限らず、遠方や交通事情により高台や第二避難所の適切な選定判断も必要かと思いますので、避難場所の確保や避難経路等の支援をぜひお願いしたいです。</p> <p>豪雨などにより発生する災害を防ぎ、ハザードマップを適切に活用するためにも、地域住民への防災支援をお願いします。</p>			
<h3>＜回答及び対応状況＞</h3> <p>近年、各地で自然災害が多発し、甚大な被害をもたらしており、当市においても、いつ何時自然災害が発生してもおかしくない状況です。</p> <p>ハザードマップにつきましては、県と連携しながら浸水区域など見直しを行い、令和元年に全戸配布させていただきました。日頃からハザードマップで自宅の災害リスクととるべき行動を確認し、「自らの命は自らが守る」意識を大前提として、適切な避難行動を家族などで確認いただくようお願いいたします。また「避難」は「難」を「避」けることですので、避難所への避難だけでなく、安全な親戚・知人宅も避難先の一つとしながら、避難が必要な時間帯や季節なども含めて確認をお願いします。</p> <p>なお、避難所運営関係者会議を各地区で開催し、市の担当職員も指定避難所に張</p>			

津山まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月5日開催

り付け、避難所開設等について話し合いを行っています。地域の防災訓練などを行う場合は市で支援していきますので、御相談ください。

No.	6	標 題	国道13号と久野本若松線との交差点の渋滞問題について
所管課等		建設課、生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>国道13号と久野本若松線との交差点の東側（ダイハツ自動車側）は、朝と夕方、天童高校の送迎車で大渋滞します。道路幅が狭く、直進車、右折車が一緒のためなかなか進みません。直進車と右折車の完全なライン仕切りはできないと思いますが車2台は並ぶことができるため、せめて右折のマークを引けば運転手の意識づけになるのではないのでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>市道久野本若松線の当該交差点につきましては、朝の送迎車による渋滞のため、以前から地域の皆様に道路拡幅の要望をいただいていたのですが、この度の御提言のとおり、現在の道路幅員の中で右折車両の分離を行うため、8月下旬に外側線の引き直しを実施しました。</p> <p>あわせて、第二中学校の東側を通る市道山元道満線の道路改良事業についても進捗していることから、右折車両の分散化が期待されると考えているところです。</p>			

No.	7	標 題	冬期間の歩道の除雪について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>温泉町内では、子どもたちが登校した後に通学路の歩道の除雪がなされていますが、登校前にお願ひできないのでしょうか。</p> <p>また、温泉の熱源を利用した歩道の融雪化など将来的に考えられないのでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>本市の除雪作業においては、夜間除雪を原則としており、午前1時におおむね10センチメートルの降雪がある場合に出動し、交通量が増える午前7時30分までに除雪作業を完了することを目標としていますが、明け方や日中の降雪により、通勤・通学時間帯に除雪が間に合わない場合が出てしまうことを御理解願ひします。</p> <p>今後も、市民生活の安全確保の向上に向け、除雪計画の見直しなどを行いながら、適切な除排雪に努めていきます。</p> <p>また、歩道除雪につきましては、小型除雪車の増強なども含めた検討を進めています。</p> <p>町内の空地等を雪押し場として利用し、道路除雪の質の向上を図るための取り組みや、試験的な除雪機の貸し出しを実施していますので、地域の皆様の御協力をお</p>			

津山まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月5日開催

願います。

温泉の熱源を利用した歩道の融雪化については、大規模な施設の整備が必要となるため、難しいと考えています。

No.	8	標 題	津山地区（上貫津町内）のまちづくりのプラン設計について
所管課等		市長公室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>地域の自然や伝統、文化遺産を守りながら、地域の住民が住みよい魅力的な町のプランをつくり便利で幸せに暮らせる地域を目指していきたくと考えています。地域には、伝統や歴史文化の格知学舎や重要文化財の昌林寺、昔の東善寺跡、天然記念物のじゃがらもがら、県指定の名水百選の清流、紅花の里の観光、また、おいしい果樹、農作物などたくさんの宝があります。ぜひ、このような宝とともに生活に根差した全体的なまちづくりのプランニングをお願いしたいと思っています。</p> <p>次の世代に美しい自然と集落を大切に守り、他のまちからぜひ住んでみたいと言われるような、夢と希望のある地域を実現できるようにしていきたいです。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>市では、令和3年3月に、天童市まち・ひと・しごと創生総合戦略と第七次天童市総合計画後期計画を兼ねて策定し、今後見込まれる人口の減少に対峙しながら地域活力を維持していくため、目指すべき市の将来像を示したところです。</p> <p>人口減少が大きな課題となる中、第七次総合計画では、市全体としての構想は示していますが、地域ごとのデザインについては、地域の皆様で話し合ってください、市はそのために協力していくということで地域の活性化を図っていきたくと思います。地域づくりに地域の皆様の思いや意見がしっかりとあれば、地域も活性化されると思いますので、ぜひ皆様の思いを共有し地域づくりを進めていただければと思います。</p>			

No.	9	標 題	鳥獣害対策について
所管課等		農林課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>サルとイノシシの被害が特にひどい状況です。サルは人を怖がらず威嚇してきます。花火で追い払うだけでは増え続ける一方です。イノシシについては、下の方の届くところのリンゴを食し、その枝まで折られてしまっています。若松地区では、鳥獣害により作れなくなった作物が出てきています。サルとイノシシの数を減らしてもらえないでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>鳥獣被害対策では、放置果樹や野菜残渣の撤去や侵入防止柵による防除等による環境整備、わなによる捕獲の3つの対策を組み合わせることで高い効果を発揮しま</p>			

津山まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月5日開催

す。

摘果で落とした果実や収穫していない柿や野菜などをそのままにしていると、サルやイノシシの食料となってしまいます。一部の地域だけではなく広範囲で食料となる果物や野菜などを園地に残さないことが大切です。農地であれば侵入防止用の電気柵等を全体に囲むよう設置することも効果的であります。

また、令和2年度から着任した鳥獣被害対策の地域おこし協力隊も、干布・津山地域を中心にイノシシ等の棲み家となりやすい耕作放棄地の草刈りをするなどの対策に取り組んでいます。ぜひ地域の皆様の協力を得ながら対策していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

No.	10	標 題	街路樹、大木、その他の倒木調査について
所管課等		建設課、都市計画課、危機管理室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>東京都港区で駐車場の大木が倒れ、車を直撃したとのニュースがありました。全国的に街路樹や屋敷の大木が倒れたと時折報道されています。幸い近くには、それほど大木はありませんが、市内では公園や駐車場、公道、私有地などに大木が有るかと思ひます。</p> <p>大木が倒れた際に、大きな事故になってからでは取り返しがつきません。ぜひ定期的な木の調査や行政指導をお願ひします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>市内公園の樹木や街路樹等の維持管理については、東北電力やNTT東日本等と連携を図りながら、各管理者における定期的なパトロールや樹木の消毒・剪定などの維持管理の際に、枯れ木の状況を確認するなど、平時より対応をしていきたいと思ひます。</p> <p>なお、昨年度のまちづくり懇談会においても提言がありましたように、災害時に被害をもたらす恐れがある巨木については、防災の視点からも管理状況を確認することが大切です。不安と思われる樹木等がありましたら、地域の皆様からの情報提供をお願ひします。</p>			

No.	11	標 題	道路と橋の拡幅について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>古瀬川にかかる橋を含め市道南前田線は、幅が狭いため通り抜け禁止の看板があるにもかかわらず、入ってくる車が後を経たず、その都度、私有地に入ってUターンしていくため迷惑している状況です。また、脱輪する車も多くあり、その都度周りの住民が手助けをしている状況でもあります。以前に嘆願書も出しており、継続課題としていただき、ぜひ道路と橋の拡幅をお願ひします。</p>			

津山まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月5日開催

<回答及び対応状況>

市道南前田線につきましては、一般県道荒谷原崎線やスーパー農道の開通により、代替道路が既に整備されており、拡幅工事の計画はありません。誤進入する車両への対策については、地域の方と話し合いながら、昨年度に固定式の看板を設置し、今年度も、移動式の看板を作成し、地域の方の協力をいただきながらより見えやすい位置に設置しました。

また、一般財団法人デジタル道路地図協会に、当該路線は道路幅員が狭く通り抜けできない道路であるとの情報提供を行い、カーナビが招く誤進入の抑制を図るとともに、奥まった箇所道路幅員が視覚的に確認できるよう外側線の引き方を工夫したところ、地域の方からは、対策の効果が発揮されたとのことのお礼の言葉もいただいておりますので、御理解をお願いいたします。

No.	12	標 題	はな駒荘の利用回数券の発行と開館日について
所管課等		社会福祉課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>昨年オープンした「はな駒荘」は、大変明るく清潔感にあふれる施設で、また利用したいと感じています。</p> <p>しかしながら、他の日帰り入浴施設と違い、回数券の発行がされていません。高齢者等には低価格の料金設定にはなっていますが、公衆浴場としての位置づけにもなっていますので、ぜひ回数券の発行について検討していただきたいです。</p> <p>また、現在は毎週月曜日が休館日になっていますが、「ゆびあ」のように休館日を月1回に減らし、開館日を増やすことでさらに利用しやすい施設にしてほしいと思います。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>高齢者健康福祉施設はな駒荘の回数券については、ある程度利用者数や運営に係る経費等が把握できた時点で導入の是非を検討したいと考えています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、通常の運営ができていないことから、現時点で回数券導入に係る検討には入っていない状況です。</p> <p>また、休館日については、住宅街に立地していることから近隣住民の生活環境に配慮するため、さらには、現在の施設をより長く快適に使用できるようこまめにメンテナンスを実施するために、週1日の休館日を設定しています。御理解をお願いいたします。</p>			

No.	13	標 題	えびす沼公園グラウンドのイシクラゲ繁殖対策について
所管課等		都市計画課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>昨年のまちづくり懇談会でも提案しました下貫津地区のえびす沼公園グラウンドのイシクラゲについて、現在のところ雨の量が少なく繁殖が抑えられているように</p>			

津山まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月5日開催

と思いますが、今年度はどのような対策を検討しているのかお聞かせください。

<回答及び対応状況>

えびす沼公園のイシクラゲについては、令和元年10月と令和2年9月に、地元町内会役員の皆様に御協力いただき、合同で除去作業を実施したところです。

その結果、作業前に比べてイシクラゲの繁殖面積は激減しており、今年度は、イシクラゲの繁殖が見られない状況でした。今後も地元町内会の皆様との協働により、イシクラゲが繁殖しない状況を維持できるよう努めていきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年7月14日開催

- No. 1 **田麦野1番地チェーン脱着場周辺の倒木防止策について**
建設課、農林課、生活環境課、危機管理室
- No. 2 **高齢者運転免許証返納に伴い配付されるドモス利用券の有効期限について**
生活環境課
- No. 3 **河川にかかる倒木処理について**
建設課
- No. 4 **田麦野地域の押切川沿いの杉の木の伐採について**
農林課、建設課
- No. 5 **空き家問題の解決方法について**
建設課
- No. 6 **地域外からの参入に対する地域への事前情報について**
建設課、都市計画課、農業委員会
- No. 7 **移住者を呼び込むための地域のコマーシャルについて**
市長公室、建設課
- No. 8 **中学生と高校生の自転車マナーについて**
教育総務課、学校教育課、生活環境課
- No. 9 **田麦野地域の道路の白線について**
建設課
- No. 10 **田麦野1番地から船木までの道路への落石に対する安全対策について**
建設課、生活環境課
- No. 11 **休館している保育所の有効活用について**
子育て支援課、生涯学習課
- No. 12 **高齢化に対応した公民館の階段の改善について**
生涯学習課
- No. 13 **除雪で壊れた縁石の改修について**
建設課
- No. 14 **二酸化炭素削減のための太陽光発電設置に関する補助について**
生活環境課

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年7月14日開催

No.	1	標 題	田麦野1番地チェーン脱着場周辺の倒木防止策について
所管課等		建設課、農林課、生活環境課、危機管理室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>令和2年度の冬は、重い雪の降雪の影響で、田麦野1番地のチェーン脱着場付近の杉の木が倒れ、4回、半日以上の停電や一時車両の通行止め等が発生しました。冬期のため、暖房も確保が難しい家もあるほどの影響がありました。高齢者にとっては、体力的にも精神的にも影響があったと思います。倒木による災害の発生の可能性も再度確認いただき、同じことが発生しないような対策をお願いしたいです。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>電線管理者である東北電力に問い合わせたところ、「令和2年12月の大雪による倒木が発生し、田麦野集落が停電となった際は、電源車による緊急対応を行いました。このようなことから、チェーン脱着場付近の電線等については、倒木の影響が少ない場所への移設を計画している状況です。また、他に電線の断線が予見される箇所については、点検を実施しながら、今後、移設等の計画を進めていきます。」との回答をいただきました。</p> <p>また、県道管理者である山形県からも、「現在、定期的な道路パトロールによる安全確認を実施していますが、電線付近の立木に関しては、令和3年2月に東北電力と締結した「災害時の協力に関する協定書」に基づき、昨年度の大雪による倒木を教訓に電線管理者と連携し、危険箇所の把握に努めていきます。」との回答をいただきました。</p> <p>今後、巡回等を強化しながら道路管理に努めていきたいということですので、皆様からも、倒れそうな木などがありましたら御連絡をお願いいたします。</p>			

No.	2	標 題	高齢者運転免許証返納に伴い配付されるドモス利用券の有効期限について
所管課等		生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>ある高齢者が令和元年に運転免許証を返納し、ドモス利用券を受け取りました。本人は大切に利用し、相当な数の券が残りましたが、今年（令和3年）、利用券を使いたくても期限切れのためもう利用できなかったそうです。車でなければ病院にも行けず、また、ドモス利用券を消化するには相当数利用しなければならないと思います。是非、高齢者保護の観点からも考慮していただければと思います。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>現在、市では65歳以上で運転免許証を自主返納していただいた方に対して、ドモスの利用券やタクシー利用券などを2万円分交付しており、令和3年度は207人の方から申請をいただきました。</p> <p>この制度は、高齢者の事故防止を図り、運転免許証を自主返納するきっかけとするために平成28年度に創設し、今年度で6年目となります。</p>			

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年7月14日開催

交付を受けた利用券は、最大2年間利用できる制度となっており、田麦野・山口地域等の方であれば、週1回、買い物や通院などでドモスを往復利用していただくと、1年程度で十分使い切れる利用券です。制度の趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。

No.	3	標 題	河川にかかる倒木処理について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>今年も、全国各地で大雨による土砂災害が起こっています。防災・減災に向けて、地域でも地区内の点検をしています。現在、天童高原の下から山口までの押切川の上流では倒木が、留山川ダムとの合流地点付近では立ち枯れの木が多数あります。田麦野地域には橋が7つありますが、そのほとんどは、川の水面から橋脚までの高さが約2メートルしかありません。大雨が発生した場合、倒木が橋に引っ掛かって流れをせき止め、ダムのような水があふれて土石流のように下の方に流れるなど、災害が発生する可能性が大きいです。早急に撤去などの対応をお願いします。</p> <p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>押切川の河川管理者である県に内容を伝えたと、「現場確認をした上で、災害に繋がる恐れがある倒木から優先的に対応します。」という回答をいただきました。市の管理となります市道舟着浦ノ原線の野際橋より上流につきましては、7月21日に田麦野地区の役員と河川調査を実施した後に、倒木処理を完了しています。</p>			

No.	4	標 題	田麦野地域の押切川沿いの杉の木の伐採について
所管課等		農林課、建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>田麦野地区の中央を流れる押切川に沿って、杉の木が植えてあります。以前も提言をし、所有者で処理をしてほしいという回答をもらったことがありましたが、所有者がわからなかったり、高齢化して対応が難しかったりする状況です。これにより、見晴らしが悪くなり、いのししや熊などの鳥獣の通り道や棲み家にもなっている現状です。放置しておくわけにもいきませんので、市で対処していただけない場合は、地域の団体などで対処したいと考えていますが、費用を地域で全額負担するのは難しいので、費用の補助は望めないのでしょうか。</p> <p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>鳥獣被害の防止対策としては、鳥獣の駆除による対応のほか、鳥獣の隠れ家や移動経路にもなる荒地や耕作放棄地等の手入れする緩衝帯の整備も有効な手段です。イノシシなどは、主に1メートル以下の背丈の雑木帯に潜むことから、杉の木の伐採よりも木と木の間の雑木帯の刈払いが有効であると思われます。自己の所有地の環境整備は基本的には所有者個人で対応していただくこととなりますが、広域的に</p>			

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年7月14日開催

対応が必要となる場合は市の有害鳥獣対策協議会として対応を検討することとなります。なお、補助については、景観改善推進事業につきましては、対象が建築物等であるため樹木は対象外となりますが、鳥獣被害等対策事業等による広域的な対応については、今後どのような対応ができるのか、担当課で具体的に御相談して頂ければと思います。

No.	5	標 題	空き家問題の解決方法について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>当地区には、現在26件程の空き家があり、そのままでは住めない家も増加しつつあります。景観も悪くしているのは言うまでもありませんが、鳥獣の棲み家などにもなり、危険性です。空き家の適切管理や、指導をなんとかお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>現在、田麦野地域には空き家が28件あります。そのうち、A～Dの老朽度ランク別には、Aの「修繕がほとんど必要ない又小規模な修繕により利用可能」なところは1件、B「多少の損傷があるが危険性は少なく多少の修繕・回収により利用可能」が2件、C「倒壊などの危険はないが管理が行き届いておらず、損傷・老朽化が著しい」が17件、D「倒壊や建材の飛散などの危険性があり、解体が必要と思われる」が8件となっており、ほとんどがCやDに属する建物となっている状況です。なかなか使い物にならない建物になっているという状況ですが、空き家の管理は、所有者や管理者、相続人が措置を行うこととなりますので、所有者等の所在を調査し、適切な管理指導をするのが基本的な考え方です。</p> <p>市では平成28年度から、固定資産納税通知に空き家の適正管理に関するお願いや空き家バンク等の支援内容を同封し、所有者等に対し啓発を行っています。また、随時、町内会や近隣の方からの相談内容に応じて、現場を確認し文書や訪問により指導しています。</p> <p>空き家に関する御相談につきましては、行政にお問い合わせいただきたいと思います。</p>			

No.	6	標 題	地域外からの参入に対する地域への事前情報について
所管課等		建設課、都市計画課、農業委員会	
<p>《市民のこえ》</p> <p>田麦野地域内に現在新築の建物の建設が行われていますが、地域には事前の情報もない状況です。どのような方が来るのか、事前に説明などいただければありがたいと思います。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>基本的には、個人情報ですのでお伝えすることが難しい状況です。</p>			

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年7月14日開催

田麦野地域は、都市計画区域外となっているため、建築行為等に関する規制が区域内の地域より緩く設定されています。また、農地に住宅等を建築する場合は農地転用の許可が必要になりますが、今回は宅地への建築であり、その必要がありません。建築工事届が提出されていますが、建築主や工事場所等の限られた情報であるため、このたびの提言のようにどのような方かという個人情報を出して提供することはできませんので、御理解をお願いします。

なお、何か不安な状況などがありましたら、市に御相談いただくことは一向に差し支えありませんので、お声掛けいただきますようお願いいたします。

No.	7	標 題	移住者を呼び込むための地域の商業について
所管課等		市長公室、建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>地域の高齢化が毎年進んでいますが、一方では、最近では移住者も来るなど明るいニュースもあります。空き家の早急な利用など、更なる移住者を呼び込むためにも、適切な情報の発信が必要と考えますが、行政の考えを教えてください。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>令和元年10月から、移住定住促進担当の地域おこし協力隊を任命し、SNSを活用した地域の魅力や空き家などの情報を発信するなどの活動しているところです。また、昨年度は、移住に特化したポータルサイトを開設し、移住定住に関する支援などを紹介しており、今後さらに内容を充実させ、情報発信していきますので、よろしく願いいたします。</p>			

No.	8	標 題	中学生と高校生の自転車マナーについて
所管課等		教育総務課、学校教育課、生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>中学生や高校生で、自転車での通学時、自転車は進行方向に向かって道路左側を通行することになっているにもかかわらず、反対側を通行するなど、交通マナーを守らない生徒を見かけることがあります。大切な命が失われることのないよう、学校を通して交通マナーの徹底をしてもらいたいです。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>自転車通学については、自動車の免許と違い、標識などを全て分かっていなくても乗れるため、交通ルールの理解不足やマナーに対する認識の甘さがあると感じているところです。また、通学以外にも自転車で遠くまで行くこともあると思います。中学生の自転車の乗り方やマナーにつきましては、教育委員会から市内中学校に指導していきます。また、高校生の自転車マナーについても天童警察署など関係機関を通して話をしていきます。</p>			

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年7月14日開催

No.	9	標 題	田麦野地域の道路の白線について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>先日、街灯の修理をお願いしたところ、すぐ対応いただきましてありがとうございました。何年か前に、街灯の番号を振った地図をいただき、どの街灯が消えているか伝えやすくなり大変助かりました。ありがとうございました。</p> <p>また、先日、当地区内の市道の消えかかっていた白線を引いていただきありがとうございました。</p> <p>天童高原までの市道以外の県道の白線が消えている状況です。何年か前も同じ要望をしましたが、まだ対応をいただいていない状況ですので、お願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>県道管理者である県からは、「日常的な道路パトロールにより、局部的な舗装面の凹凸など、通行に支障をきたす路面異常を確認した際には、その都度補修を行い維持管理に努めています。御指摘の白線の薄れや路面の経年劣化については、全面的な修繕の必要性を認識しています。今後とも地域の安全を確保するため、優先順位を決めて対応を進めていきます。」との回答をいただきました。</p> <p>優先順位により対応いただいている状況もあり、必要な箇所については今後も引き続き要望していくことが大切だと思いますので、行政への情報提供に御協力をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、田麦野地区の市道舟着浦ノ原線のセンターラインの塗り直しにつきましては、7月8日に施工を完了しました。</p>			

No.	10	標 題	田麦野1番地から船木までの道路への落石に対する安全対策について
所管課等		建設課、生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>冬期の雪が多かったせいか、道路への落石が例年より増加しているように見えます。確認しているのは大まかに3か所ですが、雪が多かった箇所だけでなく、獣道になっている箇所からの落石もあります。頻繁にパトロールいただいていますので、把握いただいているかもしれませんが、具体的な危険箇所を確認いただき、安全の確保をお願いしたいです。天童高原までの自動車やバイク・自転車もかなり多くなっていますので、大きな事故になる前に安全な環境をお願いいたします。</p> <p>また、地区内の住宅の庭などから木の枝などが伸びて視界が悪くなっている箇所もありますが、個人の所有地なので、なかなか個人的に直接お願いすることが難しい状況です。交通安全のために市から指導いただくことは可能でしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>一般県道天童高原山口線の道路管理者である山形県に内容を伝えたと、「県では、日常的に道路パトロールを行っており、沿道の状況を含め、異常の有無を確認しています。</p>			

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年7月14日開催

御指摘の区間については、樹高の高い立木や転石が露出している現状を踏まえ、安全対策の必要性を判断していきます。」という回答をいただきました。

また、押切川の倒木につきましても、「現場確認の上、災害に繋がる恐れがある倒木から優先的に対応いたします。」という回答を河川管理者からいただきました。

道路敷きへ伸びる庭木の剪定については、7月21日に田麦野地区の役員と話を行い、館報等で庭木の管理について周知すると共に、県道管理者である県に、道路パトロールによる確認と道路通行に支障となる庭木に対する指導を行っていただくよう依頼しました。

No.	11	標 題	休館している保育所の有効活用について
所 管 課 等	子育て支援課、生涯学習課		
<p>《市民のこえ》</p> <p>数年間休館している市立田麦野保育所について、今後、地域活動での有効活用が可能かどうかお伺いしたいです。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>これまで休止しておりました田麦野へき地保育所につきましては、施設を改修して地域住民の新たな交流の場として活用していくこととなったため、令和4年3月31日をもって廃止することになりました。</p> <p>なお、令和4年度に、トイレ・浄化槽の改修、屋根・外壁の塗装、玄関への手すりの設置や駐車場整備の外構工事、エアコン設置等の必要な改修を行う計画です。</p> <p>改修工事後には、現在、市立高原の里交流施設を利用して活動している「かさまつ大学」や軽スポーツ教室、健康相談に加えて、地域住民の新たな集いの場としても利用していただきたいと考えています。</p>			

No.	12	標 題	高齢化に対応した公民館の階段の改善について
所 管 課 等	生涯学習課		
<p>《市民のこえ》</p> <p>天童市社会福祉協議会で行っている高齢者対象の「かさまつ大学」は、通常は2階和室で行事を行っています。かさまつ大学に加入しているメンバーの平均年齢は81歳で、玄関からの階段の上り下りが、皆さん大変で、休館している保育園をうまく活用できないかと考えていますが、いかがでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>御提言の交流施設の階段の改善については、以前にエレベーターの設置等について調査・研究をしましたが、施設の構造や耐震補強の筋交い等との関係もあり、適切な設置場所が見つからないことから、改善は難しい状況でした。</p> <p>2階和室で行っている「かさまつ大学」の事業などについては、参加者を同じ2階にある体育館東側まで車で送迎し、体育館から入って階段を使わずに和室まで移</p>			

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年7月14日開催

動していただくなどの方法もあると思います。

また、1階にも和室や畳を敷くことができる会議室がありますが、十分な広さではなく、会議や事業で利用するには限定的と考えられます。市の総合健診会場としても、1階の部屋では狭いということもお聞きしています。

田麦野地域は、市内で最も高齢化が進んでいますが、自然の豊かさが注目されて新たに移住する方もいます。すぐに新しく建て替えるのは難しいため、1階の会議室を広くすることができないか、また、2階体育館入口まで車で上って行って通り抜けできるように改修できないかなど、課題を整理したうえで総合的に検討する必要があると考えています。

No.	13	標 題	除雪で壊れた縁石の改修について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>市道舟着浦ノ原線の縁石が除雪のため壊れ、昨年のような大雨が降るとそこから雨水が流れ花畑の土手が崩れたり、下の田んぼの方に土砂が崩れたりしないかと思っています。市としての考えをお伺いしたいです。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>現地を確認し、破損及び劣化箇所について、7月22日に補修を完了しました。</p>			

No.	14	標 題	二酸化炭素削減のための太陽光発電設置に関する補助について
所管課等		生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>市でも環境保全に関する計画を策定中と聞きました。二酸化炭素を削減するためにも、住宅用の太陽光発電設備の設置は有効だと思います。</p> <p>10年くらい前は、250万円をかけて6キロワットの太陽光パネルを設置しても、採算は取れる状況で、市からの補助もありました。現在は、その時に比べると、売電価格が下がり、設置費用の採算が取れず、設置する人が少なくなっているように思います。太陽光発電設備を設置しやすくし、設置する人が増えるよう、県や市からの補助などをお願いできればと思っています。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>市では、令和4年2月にゼロカーボンシティ宣言をし、今年度「第三次天童市環境基本計画」を策定しました。現在、住宅用太陽光発電設備の設置に対し、1キロワット当たり3万円、かつ12万円を上限として補助金を交付していますが、御提言のとおり、脱炭素社会の実現及び地球温暖化対策の一環として、再生可能エネルギーを活用した設備の導入をより一層促進していく必要があります。2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、第三次天童市環境基本計画を新たな指針としながら、様々な環境施策に取り組んでいきます。</p>			

山口まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年10月4日開催

- No. 1 **コロナ禍収束後の地域活動について**
生涯学習課
- No. 2 **(仮称)山口認定こども園について**
子育て支援課
- No. 3 **鳥獣被害について**
農林課
- No. 4 **山口西工業団地について**
産業立地室、生活環境課、教育総務課
- No. 5 **自治会活動、分館活動について**
生涯学習課、総務課
- No. 6 **子ども見守り隊・パトロール隊への支援について**
生活環境課
- No. 7 **押切川の河川状況について**
建設課
- No. 8 **今後の中学校部活動のあり方について**
学校教育課

山口まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年10月4日開催

No.	1	標 題	コロナ禍収束後の地域活動について
所管課等		生涯学習課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>現在、コロナ禍により様々な事業が中止していますが、事業をやらないことに慣れてしまい、コロナ禍が落ち着いた後、地域活動が衰退していくことが考えられます。そのことについて、市の考えを教えてください。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>市立公民館では、新型コロナウイルス感染症拡大状況や地域の実情に合わせて、事業等の見直しなどを行っています。自治組織等の地域行事においても、この感染症と共存する新しい活動に取り組んでいただいているところです。</p> <p>ご提言のように、これまでやってきた事業の中止を余儀なくされ、地域活動が衰退していくのではと心配されるようですが、市民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めることが重要との考えから、町内会等の地域の自治組織や団体の地域活動については、市立公民館を中心に地域コミュニティの活性化に向けた支援をしていきたいと考えています。</p>			

No.	2	標 題	(仮称)山口認定こども園について
所管課等		子育て支援課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>山口児童館から(仮称)山口認定こども園への移行について、進捗状況の説明をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>山口児童館から(仮称)山口認定こども園への移行の進捗状況につきましては、これまで認定こども園開園に向けて、遊具更新工事、仮園舎の設置・解体工事、本園舎の改修工事を行いました。</p> <p>認定こども園への移行に伴い、園名を「天童なでしここども園」に改め、学校法人羽陽学園の運営の下、令和4年4月から開園いたします。</p> <p>市も公私連携法人として、認定こども園の運営に助言、支援等を行っていきますので、地元の皆様にも御理解と御協力をお願いします。</p>			

No.	3	標 題	鳥獣被害について
所管課等		農林課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>イノシシや熊などの獣の数が多くなっており、民家の近くまで出没しています。市で頭数や生態などの把握は行っていますか。また、鳥獣被害を防ぐために、市で</p>			

山口まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年10月4日開催

はどのような対策、支援を行っているのでしょうか。カラス被害に対しても、有効な手立てがあれば教えていただければと思います。

また、電気柵の管理やメンテナンスに関する予算化もお願いします。

<回答及び対応状況>

山形県が策定する管理計画では、県全体の生息数について、イノシシが令和元年度時点で約9,200頭、ツキノワグマが平成28年度時点で約2,590頭と推定しています。市では猟友会等と連携して野生動物の生態把握に努めており、鳥獣被害対策実施隊の捕獲活動や、地域おこし協力隊の活動などに役立てています。また、二子沢地区では平成28年度に地域ぐるみで行う鳥獣被害対策をテーマにした研修会を開催しました。他にも、園地に設置する電気柵の資材購入費や、狩猟免許の取得経費などについて市では支援しています。

カラスによる果樹被害に関しては、地区ごとに年に3回、害鳥駆除を実施しておりますが、園地を囲うように防鳥ネットを設置していただくことで、更なる被害軽減につながるかと思えます。

また、市報10月1日号の記事の中にもありますが、光や音、においを使用した対策は長期的には逆効果となってしまう場合もありますので、果実や野菜くずを放置したままにしておかないこと、草刈りや除草を実施し見通しを良くすることなど、動物が住みにくい環境を作っていくことも大切です。

予算化については、皆様の御意見を聞きながら、できる範囲で検討していきたいと思えます。

No.	4	標 題	山口西工業団地について
所管課等		産業立地室、生活環境課、教育総務課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>現在、企業誘致はどのように進んでいますか。また、どのような業種の企業を誘致する考えかお伺いします。</p> <p>企業誘致が進み工場が稼働していくにあたり、第二中学校の通学路及び原崎部落内の交通量が増加すると思われませんが、安全対策はどのように考えていますか。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>山口西工業団地への企業誘致については、食品製造業、電子回路製造業、鉄鋼業、その他の製造業の4社に分譲を完了しており、このうちの3社は令和5年中の操業開始を予定しています。また、残る1区画についても、分譲に向けた具体的な交渉を進めているところです。</p> <p>市では、より大きな雇用創出が見込まれる製造業で、将来に向けて地域経済に良い影響を与えるような大企業を中心とした誘致を目指しています。</p> <p>将来的に、工場の稼働に伴う交通量の増加が見込まれますが、第二中学校の通学路となっている市道山元道満線には、山口西工業団地の整備にあわせ、車線の西側に片歩道を新設しています。また、企業側に対しては、トラック等の大型車は集落外の太い道路を通行いただくよう交渉の中でお願いしており、通勤時の車両についても同様の注意喚起を行い、周辺住民の安全確保を図っていきます。</p>			

山口まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年10月4日開催

No.	5	標 題	自治会活動、分館活動について
所管課等		生涯学習課、総務課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>人口減少・高齢化により自治会活動や各種団体の役員のなり手不足で、いくつも掛け持ちをしている状態です。また、分館の維持管理では、分館整備費補助金を入れても1世帯当たりの負担が大きく、整備をしていくことが難しくなっています。市として、地域活動に御協力いただくことはできないでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>自治会は、明るく住みよい地域社会づくりのため、日ごろから活動されているものと考えています。</p> <p>近年、高齢化や核家族化などの社会情勢の変化により、役員のなり手不足を始めとする自治会活動における諸問題が顕著となってきています。また、コロナ禍における様々な活動の中止等により、自治会等の体力の減退も加速してしまったとも思われます。</p> <p>そのような現状の中、今後の市と自治会等との関わり方について、市と自治会等の役割分担を見直し、自治会等の負担を軽減させつつ活性化が図れるような方策を関係部署で意見交換しながら検討していきます。例えば、ICT技術の活用による新しい地域コミュニティの形成などについても検討材料のひとつであると考えています。</p> <p>今後、市で検討した改善策について、地域の皆様の御意見を賜りながら内容を深化させていきたいと考えていますので、その際は、忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたします。</p> <p>また、市では、自治会や地域活動の拠点となっている自治公民館を修繕したり、備品を購入したりする場合には、その内容ごとに補助率を定めて支援していますので、地区の市立公民館に御相談ください。</p>			

No.	6	標 題	子ども見守り隊・パトロール隊への支援について
所管課等		生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>15年前から有志により子ども見守り隊・パトロール隊を結成し、毎日自家用車による通学路のパトロールを行っています。そうした活動の中で、帽子・ビブス・車両に張り付けるマグネットシート等の備品を使用していますが、経年劣化により備品更新の必要性が出ています。こうした地域における防犯活動に対して、市では財政的支援を行っていただく考えがないかお伺いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>今回御要望いただいた件については、平成28年度のまちづくり懇談会においても同様の要望をいただいております。当時、市からは「市の地域づくり委員会活動交付金を活用する方法がありますので、見守り隊についても地域づくり委員会の中で活</p>			

山口まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年10月4日開催

動していくか、地域の中で御検討いただきたい」旨の回答をいたしました。

その後、地域内での話し合いがなかなか進まなかったと伺ったため、市では令和4年1月から、地域の子ども見守り隊が市防犯協会支部と連携して安全安心なまちづくり活動に取り組んでいる場合、その活動費用の一部を助成することとしています。

No.	7	標 題	押切川の河川状況について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>上山口橋付近の河川内にヤナギの木など数多く生えていますが、増水時、ゴミや枝などが引っ掛かり、災害発生の恐れがありますので河川整備をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>押切川につきましては、河川管理者である県が河川パトロールを実施するとともに、市でも随時、河川状況の把握に努めています。</p> <p>県からは、「押切川を含め、管理する河川については、日常的に点検を行い、河川の流下断面を確保するため、浚渫や支障木伐採を実施しています。なお、村山総合支庁管内で管理する河川は、60河川、総延長約300キロメートルあり、その中で緊急性が高い箇所から優先順位を決めて実施していますことを御理解願います。」との回答をいただきました。</p> <p>山口地域では、予てから、乱川・押切川改修促進同盟会が組織され、継続して河川調査を実施いただいています。</p> <p>今後も地域の皆様と一緒に、河川の安全確保や適正な管理を行っていただくよう河川管理者へ要望を行っていきます。</p>			

No.	8	標 題	今後の中学校部活動のあり方について
所管課等		学校教育課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>野球部では、市内の中学校4校が月に2回程度集まり、地域クラブといった名称で合同練習をしています。今後、他の部活動でも行うようになってくるのでしょうか。また、地域クラブとはどういった趣旨の活動なのかお伺いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>教職員の働き方改革を推進する県の新しい施策であり、少子化の影響でチームを作れなかったり、指導者不足で放課後や休日に練習をできなかったりする状況の中、合同チームを作って野球の楽しさや素晴らしさを伝え、競技を続けさせてあげる仕組みを作れないかということで始まりました。</p> <p>その中で、本市中学校4校の野球部がほぼ同じ規模で、これまで部員数減少等の課題解決に取り組んできたことや、市野球連盟などの指導体制が整えられることなどもあり、県から令和3～4年度の実践研究の指定を受け、実施しているところで</p>			

山口まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年10月4日開催

す。

この仕組みがうまくできれば、他の競技でも始められる可能性があると考えています。

高掬まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年7月20日開催

- No. 1 **高掬駅前広場について**
建設課、生活環境課、市長公室、都市計画課
- No. 2 **地区内横断歩道設置について**
生活環境課
- No. 3 **長岡踏切付近の道路について**
生活環境課、建設課
- No. 4 **モンテディオ山形ホームゲーム時のゴミ放置について**
生活環境課、文化スポーツ課
- No. 5 **市道平段1号線の通学時の車進入規制について**
教育総務課、生活環境課、建設課
- No. 6 **芳賀タウン地内の防音・防犯対策について**
生活環境課、都市計画課

高掬まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年7月20日開催

No.	1	標 題	高掬駅前広場について
所管課等		建設課、生活環境課、市長公室、都市計画課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>高掬駅に車での送り迎え時に、駅前広場が狭く車の渋滞で接触事故になりかねない事例が何度かありました。特に冬季間は雪により道幅が狭くなり危険度が増えます。駅前広場に車を数台駐車できるように拡張は出来ないでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>高掬駅周辺の道路につきましては、平成25年度に、駅から鳥居道踏切までの線路沿いの道路拡幅工事を完了していることから、既に道路整備が図られたものと認識しています。</p> <p>また、冬期間は、道路わきに掃き寄せた雪により、道路幅員が狭くなってしまふことから、道路利用者の多い高掬駅付近につきましては、適宜、道路幅を確保するための幅出し作業等を実施しています。今後も、現場パトロールを行いながら、よりよい除雪作業に努めていきます。</p> <p>ぜひ、地域の方や利用する方で利用時のルールなどを話し合っていたきながら、今ある道路施設を有効に御活用いただき、安全に利用していただきますようお願いいたします。</p>			

No.	2	標 題	地区内横断歩道設置について
所管課等		生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>現在、県道長岡中山線のみどり保育園前に横断歩道が設置されています。以前は、子どもたちの通学路として利用していましたが、新たに清池南小畑線ができた事により、通学路ではなくなり、横断歩道がほとんど活用されていません。</p> <p>また、保育園・小学校の校外学習や地域行事で、児童、園児達や多くの地区民が小学校と公民館の間を横断しています。</p> <p>みどり保育園前の横断歩道を高掬小学校と市立高掬公民館を結ぶ場所に移動していただけないでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>平成27年度のまちづくり懇談会においても、市立高掬公民館前へ横断歩道を設置していただきたいとの御提言をいただいたところですが、みどり保育園前にも横断歩道があることから、横断歩道の設置を見送った経過があります。</p> <p>このたびの御提言を受けまして、みどり保育園前の横断歩道の廃止及び市立高掬公民館前への横断歩道設置の検討について、市から天童警察署へお願いしたところ、天童警察署から県公安委員会へ今回の要望を伝えるとの回答をいただきました。今後、公安委員会において横断する人数や交通量などを検証しながら廃止・設置の検討を行っていくことになるということです。</p>			

高橋まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年7月20日開催

No.	3	標 題	長岡踏切付近の道路について
所管課等		生活環境課、建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>長岡地区と東長岡、長岡北を結ぶ市道長岡線と奥羽線を交差する長岡踏切付近において、奥羽線と並走する東長岡、長岡北側の道路から突然飛び出してくる自転車を数多く見かけ、自転車との衝突などの事故が発生する可能性が非常にあります。</p> <p>線路と並走する道路は車の侵入はできなくなっていますが、自転車、歩道者に対しての注意標識がありません。一時停止や注意喚起の表示など対策をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>今回の御提言にあります箇所は、自転車及び歩行者のみ通行可能な市道となっています。</p> <p>自転車、歩行者に対する車道への飛び出しの防止策としまして、北側および南側入口の薄くなった停止線の再塗装を7月27日に行いました。また、同様に薄くなった「止まれ」の標記については、担当地区の交通安全協会長岡支部へ再塗装をお願いしました。</p>			

No.	4	標 題	モンテディオ山形ホームゲーム時のゴミ放置について
所管課等		生活環境課、文化スポーツ課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>モンテディオホームゲーム時に、多くのサポーターが県総合運動公園に来場しますが、ホームゲーム終了後に、周辺の畑や駐車場周辺にペットボトルや食品容器の放棄が目立ちます。畑所有者からの苦情も聞いており、決して許されるものではありません。市としても啓蒙活動や看板の掲示などの対策をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>引き続き、現場周辺を巡回するとともに、環境衛生組合連合会の支部と連携して、必要に応じて看板や幟旗の設置などの対策を実施していきます。また、県総合運動公園施設周辺でゴミがポイ捨てされているということを施設管理者・モンテディオ山形にも情報提供を行い、施設管理者からも見回りを実施していく旨の回答を得ており、今後連携しながら対応していきます。</p> <p>こうしたゴミのポイ捨ては、一人ひとりのマナーの問題であり、残念ながら市内のあちこちで見受けられます。そのため、普段から市報や公民館だよりなどを通じて、啓発活動を強化しゴミ捨てマナーの向上に努めていきます。</p>			

No.	5	標 題	市道平段1号線の通学時の車進入規制について
所管課等		教育総務課、生活環境課、建設課	

高揃まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年7月20日開催

《市民のこえ》

市道平段1号線は、通学時の7:30～8:00までは車両侵入の自主規制とされていますが、いまだに進入車両が多く、また、スピードも落とさず通過して行きます。途中のカーブも多く大変危険な状況下で児童が通学をしています。

昨年は、市や各団体において侵入の自粛の呼びかけをして頂きましたが、今後も継続した呼びかけや進入禁止看板の見直し等の検討をし、通学時の進入禁止が定着するような取組みをお願いします。

＜回答及び対応状況＞

御提言の区間については、通学路における危険な箇所として報告があったため、令和元年11月に高揃小学校や天童警察署等と一緒に安全点検を実施し、通学時間帯進入禁止の自主規制看板を設置したところです。

しかしながら、看板設置後も交通量が多く、スピードを出す車が見受けられることから、令和2年10月にも再度、安全点検を実施し、これまで2回、交通安全協会や町内会、警察署、学校などと一緒にチラシを配布しながら立哨活動を行うとともに、自主規制看板を見直し、目に付きやすい看板に更新しました。

ドライバーに対して自主規制区間であることの意識付けを図っていくためには、継続した啓発活動が重要であると考えますので、今後も交通安全協会や地域関係団体の皆様と一緒に、定期的な立哨等による啓発活動を実施していきます。

No.	6	標 題	芳賀タウン地内の防音・防犯対策について
所管課等		生活環境課、都市計画課	
《市民のこえ》			
<p>天童南駅前ローソン駐車場が、若者などの溜まり場になっており、大声で騒ぐ声やカーオーディオの音、他にもアンダーパスでの空ぶかしによる騒音など、騒音が酷い状態です。時間帯も夜中であり、近隣住民は非常に迷惑をしています。</p> <p>周辺住宅には、幼児をはじめ小さい子供からお年寄りの方まで住んでおり、様々な観点から防音フェンス、防犯カメラ、警察の見回り等の対策をお願いできないでしょうか。</p>			
＜回答及び対応状況＞			
<p>ローソン天童南駅前店を訪問し、敷地内に迷惑行為を禁止する旨の看板や防音フェンスを設置していただくようお願いしたところです。また、今後迷惑行為があったときには、ローソン天童南駅前店からも、すぐに天童南駅前交番へ通報するよう依頼しています。</p> <p>なお、天童警察署や天童南駅前交番にも今回御提言いただいた内容について情報提供を行い、パトロールを強化するとともに、迷惑行為の通報があった場合はすぐに対応するような体制を取っています。</p>			

長岡まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年7月9日開催

- No. 1 **マイナンバーカードについて**
市民課
- No. 2 **自走式草刈機の整備について**
都市計画課
- No. 3 **ごみ対策について**
生活環境課
- No. 4 **プラスチックごみの分別回収について**
生活環境課
- No. 5 **外国人居住者への対応について**
商工観光課、総務課、市長公室、生活環境課、市民課
- No. 6 **指定ごみ袋について**
生活環境課
- No. 7 **ペットとの共生について**
生活環境課、都市計画課
- No. 8 **停止線等の白線の補修について**
生活環境課、建設課
- No. 9 **学区の見直しについて**
教育総務課
- No. 10 **小中学校のイベントについて**
学校教育課
- No. 11 **東桜学館の開校について**
学校教育課

長岡まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年7月9日開催

No.	1	標 題	マイナンバーカードについて
所管課等		市民課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>マイナンバーカードは、市ではどのくらい普及しており、まだ作成していない市民にどのように周知し普及拡大を図っていくのでしょうか。</p> <p>また、マイナンバーカードの機能を充実するために、他のカードと統合するなどの予定はあるのでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>本市のマイナンバーカードの交付率は、令和4年3月6日現在では40.8%となっており、県内13市中4番目の普及率となっています。</p> <p>カードの普及を図るため、国ではテレビ、ラジオ、WEB広告、子育て世代向けや高齢者向け雑誌への掲載等で周知を行っており、本市においても市民課ホールのデジタル広告、市報、ホームページ、一斉メール配信等を行っています。</p> <p>また、市役所の開庁時間内には来庁が困難な方のため、毎週水曜日午後7時までの延長窓口や毎月第4日曜日の午前中に休日窓口を開設し、さらに、市立公民館、健康センター等でのマイナンバーカード申請専用出張窓口を開設するなどの取り組みを実施しています。</p> <p>マイナンバーカードの利用拡大については、令和3年10月から健康保険証として使用できるようになりました。今後、国家資格証や運転免許証等としての活用も検討されているようです。</p>			

No.	2	標 題	自走式草刈機の整備について
所管課等		都市計画課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>町内会では、市から管理を委託された公園の除草作業を行っていますが、雑草の伸びるスピードに除草が追いつかず課題となっています。除草の人数や回数を多くできる状況でもなく、また子どもがよく遊んでいるため除草剤は、あまり使いたくもありません。</p> <p>このようなことから、短期間で効率よく草刈りが期待できる自走式草刈機を整備してもらい、借りられるようにできないでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>市内の公園は、草刈りなどの日常的な美化活動を地元自治会で行っていただき、草やゴミの回収、施設の修繕などについては市が行うなど、地域と市が協働で維持管理を行っています。</p> <p>除草作業の方法については、自治会内で班を分け定期的実施する方法や、貸出用手押し草刈り機を利用して草刈作業と集草作業を分担して実施する方法などもありますので、ご相談いただければと思います。なお、市では、自治会の負担軽減につながるよう操作が容易な手押し式草刈機の貸出しを行っています。</p>			

長岡まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年7月9日開催

乗用草刈機については、以前のまちづくり懇談会でお答えしたとおり、公園の除草作業が、遊具などの施設や樹木が混在する場所での作業となり、作業される方の安全確保や作業中に飛び石等の事故が発生した場合の責任や補償など、管理上の課題があるため、貸出しは難しい状況ですので、御理解をお願いします。なお、除草作業の効率化が図られるよう、貸し出しできる手押し式草刈機の台数を増やしていきたいと考えています。

No.	3	標 題	ごみ対策について
所 管 課 等		生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>新たな転入者の方も多く分別ごみについては、出し方を守らずに回収されずに町内で困っています。ごみ問題等に関するアンケート調査を実施し、地域でどんな困り事があり、他の地域ではどのように取り組んでいるかを調査して、どんな解決方法があるかなど共有化していただけないでしょうか。</p> <p>また、ごみ袋に世帯番号・氏名の記入をしていますが、世帯番号については義務化し、収集できないゴミ袋については、町内会を通して連絡できるようにして、各個人に再分別をお願いできないでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>地域のごみ問題については、市民の皆様をはじめ地域の環境衛生委員から様々な御意見を伺っています。</p> <p>ごみに関することについては、環境衛生委員会議でごみの分け方・出し方の問題点や解決策を話し合いながら、情報の共有化を図り、アンケートの実施についても、環境衛生組合連合会とごみ集積所の現状について協議してきました。</p> <p>ごみ袋への記名については、地域の現状を調査したところ、地域によって名前だけを記入したり、町内会の会員証を交付しているなどの町内会独自のルールを設けているようです。</p> <p>地域ごとに現在の記入ルールを設定している背景を考慮しますと、一概に世帯番号の記入を義務化することは、難しいと考えています。</p> <p>また、収集されずに残ったごみ袋で、記入等が不十分で対象者を特定できない場合は、環境衛生委員等から生活環境課に御連絡いただければ、対象者をお知らせしていますので、皆様の御理解と御協力をお願いします。</p>			

No.	4	標 題	プラスチックごみの分別回収について
所 管 課 等		生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>プラスチックごみの分別回収においては、出す人のモラルの問題もありますが、回収されず残る場合が多く、プラスチックごみの分別に非常に苦慮しており、良い解決方法や対策はないでしょうか。</p>			

長岡まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年7月9日開催

また、プラマークが付いているポンプ式シャンプー容器をプラスチックごみに分別したところ回収されなかったため、クリーンピアに確認したところ、もえるごみに分別するように指導されましたが、プラマークが付いているのになぜでしょうか。

<回答及び対応状況>

プラスチック系ごみの分別については、

- ①プラマークが付いている外装フィルムや容器類などは「プラスチック製容器包装類」
- ②汚れのついたプラスチック製容器包装類やそれに付随するプラスチックは「もやせるごみ」
- ③プラマークが付いていないざるやハンガーなどの硬質プラスチックは「もやせないごみ」

の3つに分別をお願いします。

また、シャンプーボトルに付随している「ポンプ式ノズル」部分につきましては、プラスチック製容器包装類に含められないものが入っているため「もやせるごみ」に分別していただきますようお願いいたします。

8月から、スマートフォンで利用できる「ごみ分別アプリ」の運用を開始しています。ごみの収集日や分別方法、ごみに関する情報などが見られる非常に便利なアプリですので、是非御活用ください。

No.	5	標 題	外国人居住者への対応について
所 管 課 等	商工観光課、総務課、市長公室、生活環境課、市民課		
<p>《市民のこえ》</p> <p>町内会では、企業技能実習生など外国人居住者とのコミュニケーションがなかなか取れずに、ごみの出し方や公園の利用仕方などについて課題となっています。自治会として、どのように対応したらいいのか教えていただきたいです。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>外国人実習生を受け入れる事業所から、事前に市へ報告等はないため、前もって事業所に指導などを行う機会はありません。そのため転入手続きの際に、同行した企業担当者に対し、嘱託員の方への連絡票をお渡しし、転入した区域の嘱託員に実習生が転入した旨の連絡をしていただいています。</p> <p>また、天童市国際交流協会と協力し、外国人技能実習生と会員である地域住民がお互いの理解を深めるため、今年3月7日に交流会を実施しました。</p> <p>異なる文化の国々から来日されるので、地域の方々との行き違いがある場合もあるかと思いますが、事業所と地域が情報共有できるよう、市としても努めていきます。自治会におかれましては、何かお気づきのことがありましたら、市に御連絡くださるようお願いいたします。</p>			

No.	6	標 題	指定ごみ袋について
-----	---	--------	-----------

長岡まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年7月9日開催

所管課等	生活環境課
<p>《市民のこえ》</p> <p>山形市の指定ごみ袋など市指定ごみ袋以外でゴミが出され、回収されないことが多くあります。市内のスーパーやホームセンターでは、市指定ごみ袋と一緒に山形市指定ごみ袋が販売されており、外国籍の住民も増える中で誤って購入された可能性もあるかと思えます。</p> <p>ぜひ、ユニバーサルデザインの観点からも指定ごみ袋を「村山地区」や「山形県」などの様に広域的な指定ごみ袋に統合できないでしょうか。</p>	
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>長岡地域では、山形市に隣接しているため、山形市と天童市の指定ごみ袋を取り違えたことによる違反ごみが度々発生し、地域の皆様から連絡をいただくたびに対応しています。</p> <p>御意見いただきました指定ごみ袋の広域統合は、本市は東根市、村山市、河北町の3市1町で構成する東根市外二市一町共立衛生処理組合でごみ処理を行っており、クリーンピアが指定ごみ袋を作成・販売しています。ごみ袋の証紙はごみ処理費用の一部に充てられており、他自治体も同様の仕組みになっています。そのため、処理施設が異なる山形市等とのごみ袋の統合は、できない状況にありますので、御理解をお願いします。</p>	

No.	7	標 題	ペットとの共生について
所管課等		生活環境課、都市計画課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>犬や猫などのペットを家族の一員として一緒に暮らしている人も増えているかと思えます。県の施設である総合運動公園は、現在、ペットの入園は禁止されている状況ですが、公園エリアに限定してでもペットの入場が可能となるよう市からも要望していただけないでしょうか。</p> <p>また、天童市において「ペットとの共生」の観点で取り組まれている事業や計画がありましたら教えてください。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>県総合運動公園でのペットの入園につきましては、管理者の県に照会したところ、以前はペットも入園可能でしたが、糞の後始末やリードを装着しないなど利用者のマナーに問題があり、ペットの同伴はできなくなった経過があるようですので御理解をお願いいたします（身体障がい者補助犬を除く）。</p> <p>また、「ペットとの共生」については、ペットの飼い方のルールやマナーについてチラシや市報などで周知しています。飼い主のマナーアップが、地域からの理解に繋がると考えていますので、様々な機会を通じて動物愛護精神の醸成に努めるとともに、ペットの適正な飼養管理について啓発していきます。</p>			

長岡まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年7月9日開催

No.	8	標 題	停止線等の白線の補修について
所管課等		生活環境課、建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>町内において、一時停止標識の白線及び止まれの塗装が消えている箇所が多いため、今年4月に自主規制の停止線等について、建設課に対応していただきました。</p> <p>また、公安委員会が所管する部分については、建設課から公安委員会に報告してもらい、対応していただく予定になってはいますが、まだ公安委員会から何の連絡もない状況であり、安全強化のため早急に塗装を要望します。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>今回、御提言いただいた中里地内の交差点の停止線及び止まれの表示の塗り直しを天童警察署を通じて県公安委員会に依頼し、令和3年の秋までに完了しました。</p> <p>なお、交差点等にある公安委員会が所管する停止線及び止まれの表示の補修については、毎年天童警察署が市内全ての表示箇所の点検を行い、塗装が薄くなり、かつ交通量が多い箇所を優先して順次、塗り直しを行っているとのこと。</p>			

No.	9	標 題	学区の見直しについて
所管課等		教育総務課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>芳賀タウンの土地区画整理事業など新たな住宅開発に伴い、市内の子育て世代などの転入・転居により、高掬小学校など生徒数が増加している小中学校がある一方、少子化の影響で生徒数が減少している小中学校も多く、中長期の人口動態予測に基づく学校運営にはご苦労されているかと思えます。</p> <p>また、現在の学区では、自宅から最寄りではなく、むしろ遠くの小中学校に通わなければならない地区もあると聞いています。</p> <p>このような現状の中で、学区の見直しは定期的実施されているのでしょうか。さらに、今後の予定や見通し、あるいは検討に着手される条件などがあれば教えてください。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>芳賀土地区画整理事業などにより、高掬小学校の児童数が増加しており、今後も増加が見込まれていることから、教室の大規模改造などを行い対応していきます。</p> <p>学区については、小学校では、ほとんどの児童が最寄りの学校に通っている状況にありますが、中学校では必ずしもそうでない状況もあります。</p> <p>これまで、道路や河川等の物理的状況や地域社会がつけられてきた長い歴史的経緯のなかで学区を設定してきた経過がありますので、学区の見直しについては、混乱をきたさないよう慎重に進めていかなければならないと考えています。</p> <p>現状において、学校の規模や地域性、通学距離等を総合的に考慮した場合、学区を早急に見直す必要性はないと考えてはいますが、今後、児童生徒数の推移や他市町村の事例などを参考にしながら調査研究していきますので、御理解をお願いいたし</p>			

長岡まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年7月9日開催

ます。

No.	10	標 題	小中学校のイベントについて
所管課等		学校教育課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>昨年度は、コロナ禍により様々なイベントが中止されました。特に、子どもたちの人生にとって、たった一回限りの一年であり、種々のイベントでの経験は非常に重要なものだと考えます。今年の各小中学校でのイベントは、どのように取り組まれているのか教えてください。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの学校で行事が中止もしくは縮小での開催を余儀なくされました。今年度は、水泳の授業や小学校合唱祭は中止となりましたが、多くの行事は実施する方向で進めています。学校行事は、学校または学年を単位として行うため、3つの密を避けるため、これまでと同じように開催することが難しく、各校で内容を工夫し実施しなければなりません。</p> <p>例えば、全校集会では、各教室から参加できるように、テレビを活用したり、また、バスを利用する校外学習や宿泊学習、修学旅行では、こまめな換気と座る位置を工夫したりするなど、密を避けるようにしています。</p> <p>このように、活動内容を新しい生活様式に合わせる工夫を各校で行うことで、学校行事を実施できるようにしています。</p> <p>以前に比べれば制限がありますが、「行事を通して力を付け、よりよい学校生活を築いていく」ことには変わりはありません。こんなときだからこそ、各学校では行事を通してどんな姿を目指し、どんな力をつけるのかを十分吟味し取り組んでいきます。</p>			

No.	11	標 題	東桜学館の開校について
所管課等		学校教育課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>2016年に山形県初めての中高一貫校として東桜学館中学校・高等学校が開校しました。当時中学1年生であった生徒は、今年で高校3年生になっており、天童市の子供も東桜学館中学校へ進学した生徒がいるかと思えます。</p> <p>天童市の中学校において、優秀な生徒の減少や、学習レベルの低下、進学高校入学者数の減少など、何か影響はなかったでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>県立東桜学館中学校・高等学校は、北村山地区の県立高校再編整備計画の一環として、平成28年4月に開校し、今年度で6年目になります。本市の小学校の東桜中への進学者は、年間あたり、平均19人、進学率3.4パーセントとなっています。</p>			

長岡まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年7月9日開催

す。

本市の状況を、東桜中開校前後3年間の4月実施の標準学力検査で検証すると、中学1年生では若干影響が出ているものの、中学3年生を比較すると、むしろ、生徒の伸びが現れており、影響は限定的でした。また、進学率においても、東桜中開校による影響は見られませんでした。

高等学校への進学に関しては、多様化する社会の中で自分の将来を見据え、それに適した学校を選択し進学している現状にあり、今後も、より多くの生徒が活躍し、一人ひとりがもつ可能性を最大限に引き出せるような、魅力ある学校づくりを推進していきます。

干布まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年9月29日開催

- No. 1 **干布地区でのミニ団地の造成について**
都市計画課、建設課
- No. 2 **コロナ禍での事業実施について**
生涯学習課、文化スポーツ課
- No. 3 **高齢者・障がい者世帯の間口の除雪について**
建設課、市長公室、生涯学習課、保険給付課、社会福祉課
- No. 4 **上荻野戸地内の配水池跡地の利用について**
上下水道課
- No. 5 **石倉地内の農道と峰岸橋欄干の整備について**
農林課
- No. 6 **災害時要支援者リストとその支援者について**
危機管理室、社会福祉課
- No. 7 **国道13号東側の開発について**
都市計画課、農林課、商工観光課、生活環境課、保険給付課
- No. 8 **貫津沼沿いの通学路の防犯対策について**
建設課、教育総務課、生活環境課
- No. 9 **海外の姉妹・友好都市との交流の成果について**
学校教育課、市長公室
- No. 10 **県道の街路灯について**
生活環境課、建設課

干布まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年9月29日開催

No.	1	標 題	干布地区でのミニ団地の造成について
所管課等		都市計画課、建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>干布地区においても少子高齢化が急速に進む中、民間企業による宅地開発、ミニ団地が造成され、若い世代の方が入居し、小さい子どもが増えています。今後も民間企業で宅地開発が計画されているようですので、ぜひ、市としても宅地開発について引き続き許認可等の御協力をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>寺津地域では、空き家を活用し住宅供給公社により5区画が分譲されていますが、9月15日号市報でも募集を行い、残り1区画となっている状況です。</p> <p>また、近年、市街化調整区域内において開発の規制緩和や優良田園住宅認定制度などを活用し、民間企業による宅地開発が行われています。</p> <p>現時点では、民間企業の宅地開発に対する市の助成制度は考えていませんが、平成28年度から本市への定住を目的とした移住世帯や子育て世帯に対する支援を行い、定住促進を図っています。さらに、この制度で、市街化調整区域における子育て世帯の定住と地域コミュニティの維持を図るため、令和3年度から子育て世帯への支援を最大75万円に充実しています。</p> <p>ミニ団地の開発は、空き家対策と結び付けて進めていくことが効果的だと思いますので、寺津地域の開発をしっかりと検証していきたいと思います。また、民間の活力を活かして進めていきたいと思います。</p>			

No.	2	標 題	コロナ禍での事業実施について
所管課等		生涯学習課、文化スポーツ課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>町内会で年に1度しめ縄づくりを行っています。コロナなどで事業が中止になり、2年、3年と事業が行われないと、しめ縄に限らず様々な伝統行事・技術が継承されなくなっていくのでは、と心配になります。市として伝統行事や技術を記録するなど残していつてもらえないでしょうか。</p> <p>また、次の世代に教えていくことも不安な年代になっていますので、若い世代を育ててもらいたいと思います。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>市立公民館や自治組織等の地域行事でも、新型コロナウイルスその他の影響などにより、地域の伝統行事・技術が継承されなくなるのではと心配されるところですが、事業を見直しながら市民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めることが重要と思っています。地域でも、様々な伝統を守る工夫がされていると思いますので、分館なども含めた公民館活動に新たに助成するのがいいのか、ビデオで記録するなどの協力ができるのか、検討していきたいと思います。</p> <p>また、若い世代の育成には様々なアプローチがあると思いますが、小中学生も地</p>			

干布まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年9月29日開催

域の活動に触れながらボランティアなどを行っているほか、市民として歩む副読本などを作れないかと取り組んでいるところです。

No.	3	標 題	高齢者・障がい者世帯の間口の除雪について
所管課等		建設課、市長公室、生涯学習課、保険給付課、社会福祉課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>天童市の除雪について、いつも大変ありがたいと思っておりますが、高齢者だけの世帯や障がい者世帯は、間口にたくさんの雪や大きな塊が残っていると大変ですので、配慮した除雪作業をお願いします。</p> <p>道路除雪は、冬期の道路交通の確保のために重要な業務であると考えています。本市の道路除雪は、道路の雪を道路脇に掃き寄せる方法となっており、皆様から間口の除雪に御協力をいただきながら、通勤や通学の時間帯までの除雪終了を目標に、迅速な道路交通の確保を優先し除雪作業を行っています。</p> <p>本市では、平成29年度から、経済的かつ身体的な面で、自力で間口除雪の片付けが困難な高齢者世帯や障がい者世帯に対し、試験的に間口除雪を実施しています。また、シルバー人材センターの作業を低料金で利用できる高齢者軽度生活援助事業や地域で行う除排雪に対する助成事業、市立公民館に配備している小型除雪機の貸し出しなども行っているところです。</p> <p>さらに、地域で除雪を行う場合の除雪機の配置についても、作業方法等の課題を様々な角度から検討し、試験的に実施しているところです。</p> <p>事業毎に対象者の要件が異なりますので、まずはお気軽に御相談ください。</p>			

No.	4	標 題	上荻野戸地内の配水池跡地の利用について
所管課等		上下水道課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>上荻野戸地内のスーパー農道沿いにある新開配水池が、別の場所に新たに建設されるということです。山寺が支えた紅花文化が日本遺産に登録され、スーパー農道が奥の細道紅花ロードとして愛称が決定し、観光や産業に寄与するものと期待しています。このような中、現在の配水池の跡地の土地利用についてお伺いします。</p> <p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>新開配水池につきましては、昭和62年に設置され、30年以上が経過して老朽化が進んでいることから、令和5年度に別の場所に移転する予定です。</p> <p>現在の配水池跡の利用計画は未定ですが、地域の皆様の要望を踏まえながら有効活用できるよう検討していきたいと考えています。</p>			

干布まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年9月29日開催

No.	5	標 題	石倉地内の農道と峰岸橋欄干の整備について
所管課等		農林課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>石倉町内の正法寺川峰岸橋からスーパー農道までの農道は、アスファルト塗装が凸凹に傷み、路肩に大量の土砂が積もって道路幅が狭くなって危険な状態です。また、峰岸橋の欄干も2か所大きく曲がっていて危険です。町内会の力では処理できなくなっている状態ですので、整備をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>御指摘の農道の舗装については、現地を確認したところ、補修が必要と思われる箇所がありましたので、令和3年11月に補修工事を実施するとともに、路肩の土砂についても撤去し道路幅を確保しました。</p> <p>峰岸橋については、欄干が曲がっているところが3か所ありましたので、危険箇所については、必要な対応をしていく考えです。</p>			

No.	6	標 題	災害時要支援者リストとその支援者について
所管課等		危機管理室、社会福祉課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>民生児童委員は、災害時要支援者リストをいただいておりますが、要支援者が亡くなったり転居した場合にその都度更新されますが、支援者の部分が、転居したり亡くなったりしてもそのままになっているケースや、以前の地区の役員が載っているが本人が知らないというケースもあります。また、民生委員としては一人暮らしの高齢者で要支援者だろうと思う方がリストに載っていないというケースもあります。実効性のあるリストの作成と自主防災会との共有をお願いします。また、支援者についての届け出は、誰が手続きを行うのか教えてください。</p> <p>なお、自主防災会にもリストが来ますが、市に自主防災会長や町内会の役員が支援者を申請したり、要支援者について相談したこともありますので、気づいたことがあれば市に連絡をするといいと思います。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>災害時要支援者名簿は、要支援者本人の転出や死亡、または本人等からの変更申出があった場合に、月毎に変更内容等を要支援者本人、自主防災会、民生児童委員等の関係者に連絡し、内容確認を依頼しています。</p> <p>要支援者の状況のみならず支援者も経年で変更している場合もあると思われますので、各地区において内容を御確認いただき、より実効性の高い災害時要支援者リストとなるよう御協力をお願いします。今後もお気づきの点がありましたら、随時、市にお知らせください。</p> <p>なお災害対策基本法では、災害発生時の自衛隊等による救助の実施等安否確認が必要な場合などに必要な範囲で個人情報の開示を行うこともありますので、御理解をお願いします。</p>			

干布まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年9月29日開催

No.	7	標 題	国道13号東側の開発について
所管課等		都市計画課、農林課、商工観光課、生活環境課、保険給付課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>国道13号の東側の干布や荒谷、津山、山口地域などは、西側の地区に比べて発展していません。市立公民館を改築いただくことはうれしいのですが、他地域からも人が集まるような商業施設等を干布地区内に誘致・建設できないでしょうか。</p> <p>また、高齢者になり車の運転ができなくなると、買い物も大変です。民間企業等と協力して移動販売などを行っていただくことはできないでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>市街化調整区域では、都市計画法の規制によりスーパーなどの大規模商業施設の建設はできませんが、コンビニエンスストアや医療施設など日常生活に必要な施設の建設は可能ですので、事業を営む方がいましたら市の都市計画課まで御相談ください。なお、民間の商業施設等は、費用対効果等を考慮した上で経営者が判断することになりますので、行政からの誘致は難しい状況です。</p> <p>また、干布地域では、民間事業者が移動販売や購入金額により無料配達を行っている状況です。天童市社会福祉協議会で作成した「社会資源ガイドブック」には、食品等の配達や移動販売等の情報も含め、高齢者が在宅で生活する上で必要な民間サービスの情報を掲載しています。既存の民間事業者がいる中で市が補助を行うと影響を及ぼしますので、地域の皆様には現在事業を行っている移動販売等を御利用いただければ、地域の活性化にもつながると思いますので、御理解をお願いします。</p>			

No.	8	標 題	貫津沼沿いの通学路の防犯対策について
所管課等		建設課、教育総務課、生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>第一中学校の通学路になっている貫津沼沿いの道路は、周りが山に囲まれ、死角も多いため、防犯対策が必要ではないでしょうか。たとえば、安全な道路を迂回するようにしたり、迂回ルートだと通学距離が遠くなる場合は自転車通学を認めるなどにはできないでしょうか。近頃は犯罪も凶悪性・卑劣さが増しているのです、何か起こる前にぜひ対策を検討いただきたいです。</p>			
<p>この道路は、第一中学校の通学路として貫津地区及び奈良沢地区の37名の生徒が利用しています。貫津沼の外周に沿った道路のためカーブが連続し死角が多く、以前から交通安全面及び防犯面での危険性について御提言をいただいています。より安全な代替ルートを検討しましたが、通学距離が約2倍となるなど、適切なルートを見出すことができず、通学路の明るさを確保するため平成25年にLED通学路灯を通常の倍の数に増やし設置しました。その後、平成31年に落石があり、法面の防護柵の設置や木の伐採を行い、安全確保を図っています。そして令和4年2月には貫津沼南側の市道上に防犯カメラを設置しました。</p> <p>また、天童警察署や防犯協会をはじめとする関係者の皆様と協力しながら、パトカーや青パトなどにより見守りを強化しています。今後も、関係者の皆様からの見</p>			

干布まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年9月29日開催

守り強化をお願いするとともに、より有効な安全対策と自転車通学について検討していきます。

引き続き、生徒には、登下校時は十分に注意して通行するよう学校を通して指導していきます。

No.	9	標 題	海外の姉妹・友好都市との交流の成果について
所 管 課 等	学校教育課、市長公室		
<p>《市民のこえ》</p> <p>約30年以上前から青少年大使の派遣・受入れが行われていますが、行き来して終わりではなく、実際に交流した方たちが、その後交流を生かした職に就いているなど、その交流を何かに生かしているのであれば伺いたいと思います。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>現在、ニュージーランドへの青少年大使の派遣は、新型コロナウイルス感染症による不要不急の渡航中止の状況もあり、青少年大使の健康・安全面を第一に考慮し、本事業は令和2年3月の派遣から受入も含めて中止を余儀なくされています。</p> <p>派遣された中学生は、帰国後に、現地の学校での生活や、ホームステイ、市民との交流などの経験を、全校集会などで報告し、全校生の国際理解が図られるよう工夫してきました。さらに、来日したマールボロウの学生を受け入れた際には、派遣された中学生が、大使とクラスメイトとの橋渡し役を担い、日本とニュージーランドの文化や生活について積極的に英語で話すなど、さらなる交流が図られています。</p> <p>また、交流がきっかけで、英語が好きになり、海外への興味を高め、ニュージーランドの大学へ留学した生徒や、交流を機に育んだ英語力を発揮できる観光業に就いた生徒もいます。</p> <p>今後は、国際交流をより一層促進する方法として、ICT機器の活用も視野に入れ、国際交流の充実を図るとともに、紹介などもしていきたいと考えています。</p>			

No.	10	標 題	県道の街路灯について
所 管 課 等	生活環境課、建設課		
<p>《市民のこえ》</p> <p>上荻野戸・片羽・出田原地域の県道の街路灯の間隔が広く、夜間暗いように思いますが、基準等があるのでしょうか。防犯上、もう少し明るい方がいいと思います。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>市内の公衆街路灯は、電柱の設置状況に合わせて40メートル程度の間隔で設置しています。御指摘の県道についても、同基準で公衆街路灯を設置しており、今年度は令和4年3月4日までに片羽地域の県道上に公衆街路灯を新たに4基設置しました。</p>			

荒谷まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年9月24日開催

- No. 1 **通学路の危険箇所について**
教育総務課、生活環境課、建設課
- No. 2 **主要県道の早期完成と市道内条西線の拡幅と水路施工の早期実現について**
建設課
- No. 3 **市民墓地の管理料の納付方法について**
生活環境課
- No. 4 **ミニ住宅団地の造成について**
都市計画課、税務課
- No. 5 **空き家及び鳥獣害対策について**
農林課、建設課
- No. 6 **市役所庁舎及び市民文化会館の建替について**
財政課、文化スポーツ課
- No. 7 **学園集積による活力あるまちづくりについて**
市長公室、都市計画課、教育総務課
- No. 8 **市立荒谷公民館の建替について**
生涯学習課、学校教育課
- No. 9 **新型コロナウイルスワクチン接種済証について**
新型コロナウイルスワクチン接種対策室

荒谷まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年9月24日開催

No.	1	標 題	通学路の危険箇所について
所管課等		教育総務課、生活環境課、建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>千葉県八街市の事故を受けて、市議会で発言があったように市では、「天童市内の通学危険箇所を33ヶ所確認し、合同安全点検を実施する」としてはいますが、荒谷地区内で通学危険箇所に該当する場所は、あったのでしょうか。また、点検の時期については、積雪を考慮し冬季の点検もぜひお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>毎年本市では、市、教育委員会、道路管理者及び天童警察署等で構成する「天童市通学路安全推進会議」において、通学路の危険箇所の確認や改善するための対策内容について検討を行い、点検の必要な箇所を選定し、合同で安全点検を実施しています。</p> <p>この度各学校から出された危険箇所の33箇所については、合同安全点検を行い順次対策を実施しています。また、荒谷地区については、次の3箇所が報告されています。</p> <p>① 荒谷駐在所前の県道天童寒河江線の北側に歩道が無いこと。 ② 荒谷小学校東側の県道山形山寺線の南側に歩道が無いこと。 ③ 荒谷小学校前の交差点が冬季間路面凍結して危険であること。</p> <p>うち、①は、道路管理者である県に対して本市の重要要望事業箇所として、歩道整備促進を要望しています。②は、車の速度を抑制するためのドットラインの塗装を依頼して既に完了しています。③は、県へ冬季間のこまめな融雪剤散布を依頼しています。</p> <p>なお、通学路の合同安全点検については、必要に応じて冬季間も実施していますので危険箇所について学校まで御連絡ください。</p>			

No.	2	標 題	主要県道の早期完成と市道内条西線の拡幅と水路施工の早期実現について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>荒谷地区内にある主要県道の工事がようやく動き出し、県道山形山寺線の荒谷橋の付替え工事や県道天童寒河江線では、地区西側から工事が始まりました。両工事とも県が実施主体ですが、地域民の関心も高く、ぜひ早期完成に向けて市からも働き掛けをお願いします。</p> <p>また、以前から要望している「市道内条西線」の道路拡幅及び用水路の入れ替えについても、地域の意向を踏まえ早期実現をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>荒谷橋を含む主要地方道山形山寺線及び主要地方道天童寒河江線の整備につきましては、本市の重要事業要望として県に対して要望を行っており、引き続き、事業の整備促進について要望していきます。</p>			

荒谷まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年9月24日開催

市道内条西線については、北側に並行して流れる用水路に荒谷橋に降った雨水が流れてくることから、事業者である県が水路を入れ替えることとなっています。また、市道の拡幅事業については令和2年度から測量を実施し、今年度は、御要望であった、現況の道路敷地の中での拡幅の検討を行っており、現在、地域の方と整備の方針について調整を行っています。

No.	3	標 題	市民墓地の管理料の納付方法について
所管課等		生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>市民墓地の管理料は、年1回納付する必要があります。納付方法は、郵送されてきた納付通知書を持って金融機関に支払いに行かなければなりません。各種税などと同様に口座振替をできるようにお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>市民墓地の管理料につきましては、令和4年度の納付から、口座振替を御利用いただけるようシステムを導入しました。2月下旬に、口座振替についての御案内を送付していますので御利用ください。</p>			

No.	4	標 題	ミニ住宅団地の造成について
所管課等		都市計画課、税務課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>荒谷地区は、人口減少が続き、荒谷小学校では全児童数も100人をきり、複式学級や学校の統合になってしまうのではないかと心配されます。</p> <p>地域の活性化のために、高揃地区や山口地区のような住宅供給公社などと連携して地区内に「住宅ミニ団地」の造成を検討していただけないでしょうか。</p> <p>また、住宅供給公社による宅地開発の際には、買う側にはメリットがありますが、地権者にも、何かメリットがあるのでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>住宅地の整備については、現在、寺津地区にあった空き家の土地を活用して、県住宅供給公社で5区画の分譲を行っています。住宅団地の整備要望は、多くの地域からいただいております。今後の整備計画については、寺津の販売状況等を精査・検証し、検討していきたいと考えています。</p> <p>地権者のメリットとして、宅地開発における地権者に対する譲渡所得の税控除等があります。事業により金額が異なり、また税務署との協議が必要になりますので、現時点でどの程度控除されるかはお答えできませんが、過去の県住宅供給公社による住宅団地の整備においては、特定住宅地造成事業等のために土地を譲渡した場合の1,500万円の特別控除の特例を受けていた事例もあります。</p>			

荒谷まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年9月24日開催

No.	5	標 題	空き家及び鳥獣害対策について
所管課等		農林課、建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>荒谷地区内でも空き家が見られるようになり、そこにタヌキやハクビシンなどの野生動物が住み着いています。市では、空き家等に対する条例などを制定しており、具体的にどのように市で対応できるような制度になっているのでしょうか。</p> <p>また、イノシシやクマなどにより作物の被害が発生しています。市や農協単位で有害鳥獣対策協議会を設置し、捕獲や駆除、追い払いなどの方法を駆使しているのは理解していますが被害はなかなか減りません。今年度の市での捕獲、駆除計画や実績などを教えてください。</p>			
<p>《回答及び対応状況》</p> <p>空き家対策につきましては、平成25年度に天童市空き家等の適正管理に関する条例を施行し、管理がされていない空き家に対して指導を行うと同時に、市報や市ホームページへの掲載、固定資産納税通知に適正管理をお願いするチラシを同封するなどの周知方法により、空き家の管理指導に取り組んでいます。</p> <p>また、平成30年度には、天童市空き家等対策計画を策定し、空き家の適正管理と利活用促進の両面から対応している状況です。空き家は、害虫の発生、動物の住み家になるなど、放置による様々な周辺への悪影響が散見されています。空き家の管理義務は、所有者、管理者又は相続人にあるため、所有者等の所在を調査し、適切な管理指導を行うことが基本的な考えです。</p> <p>また、鳥獣害の対策につきましては、「野生動物にとって住みにくい環境づくり」を地域ぐるみで進めていくことが重要です。具体的には、電気柵等で農地への侵入を防ぐ、摘果で落とした果実や収穫していない柿や野菜などは早めに処分する、不要な木や雑草を伐採して隠れ場所をなくすなどの取り組みが有効となります。手間がかかりますが、より多くの方に取り組んでいただくことで高い効果が発揮されると思います。なお、イノシシについては、令和2年度の捕獲実績は74頭であり、鳥獣被害防止計画における今年度の捕獲計画は100頭、捕獲実績は65頭となっております。捕獲などについては、農協干布支所に設置されております地区協議会へ御相談ください。</p>			

No.	6	標 題	市役所庁舎及び市民文化会館の建替について
所管課等		財政課、文化スポーツ課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>市役所庁舎及び市民文化会館は、昭和40年代後半に建築され、「免震工事」は施されていますが老朽化しており、また、駐車場や相談・執務スペースなども狭く感じます。両施設を、市民サービス向上のためにも建替えの予定はないのでしょうか。</p> <p>なお、天童市の令和3年度一般会計当初予算は、約260億円の規模ですが、実質的な借金の残高はどれくらいなのでしょう。</p>			

荒谷まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年9月24日開催

<回答及び対応状況>

市庁舎及び市民文化会館については、耐震化工事も終了しており、今後も適切なメンテナンスや改修を行い長寿命化を図りながら、使用年限を延長して現在の施設を使用していく考えであり、建て替えの計画はありません。

なお、令和2年度末の市債残高は、約221億円です。県内では、少ない方ですが、全国の同規模市町村と比較すると、平均程度だと考えています。

今後とも、健全財政の維持を図りながら、適切なメンテナンスや大規模改修を行い、施設の適正使用に努めていきたいと考えています。

No.	7	標 題	学園集積による活力あるまちづくりについて
所管課等		市長公室、都市計画課、教育総務課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>市内には短大1校と高校2校がありますが、3校は市内に点在している状況です。昨年度創立100周年を迎えた天童高校の現校舎は、昭和54年に建設され、山形県教育センターも昭和50年に建設されており、建物の老朽化が考えられます。このような学校関連施設を市街化区域やその周辺部に移転し、学生が賑わうまちづくりに役立ててはいかがでしょうか。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>本市の高等教育機関については、御提言のとおり短大1校がありますが、隣の山形市には分野の異なる4つの大学があり、提言でいただきました人材育成については、本市単独というよりも山形広域圏で検討する必要があると考えています。</p> <p>また、本市では創設者の一人が市出身である明治大学との連携事業を11年間継続して実施しており、一部研究室のゼミが市内で実施され、市民向け講座を積極的に開催したりするなど、生涯学習分野において大学連携の成果が出てきていると感じています。</p> <p>なお、県施設の天童高校や山形県教育センターの建て替えの際の場所については、設置者である県の方向性を注視していきたいと考えています。</p>			

No.	8	標 題	市立荒谷公民館の建替について
所管課等		生涯学習課、学校教育課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>市立荒谷公民館は、令和6年度に建て替えの予定と聞いていますが、現在の公民館は、駐車場が狭く入口も分かりづらいなど課題があります。新しい公民館は、現在の敷地に建て替えるだけでなく、敷地を拡大してより利用しやすい公民館を検討していただきたいと思います。</p> <p>また、建て替えにあたっては、町内会役員などによる建設検討委員会が立ち上げられると思いますが、ぜひ、最近建設された市立山口、蔵増、高掬公民館など映像で見せてもらうなどしながら、多くの地区にも説明いただき、老若男女の意見を反</p>			

荒谷まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年9月24日開催

映させることができるような地区民向けの説明会を開催していただきたいと思えます。

<回答及び対応状況>

市立荒谷公民館の改築については、社会教育施設整備計画等により、令和6年度の改築を予定しています。今回の改築に当たっては、地域の建設検討委員会等により、地域内の皆様から広く御意見等をいただきながら、地域の皆様の思いのこもった公民館になるよう進めていきたいと考えています。また、市立公民館の敷地については、これまでの他地域の改築事例と同様に、拡張は考えていませんので、御理解をお願いします。

No.	9	標 題	新型コロナウイルスワクチン接種済証について
所 管 課 等		新型コロナウイルスワクチン接種対策室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種において、山形県の集団接種では接種が済んだ方に接種済証を配布しています。色々な弊害もあるかもしれませんが、低迷した経済を活性化させる手段に活用できるなどメリットもあると思いますので、天童市の接種でも、接種済証を発行していただけないでしょうか。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>ワクチンの接種済証については、接種後に接種券に張ったワクチンシールが接種済証となり、接種者全員にお渡ししています。また、これとは別に、旅行等で必要な場合、申請により接種証明書を発行しています。</p> <p>なお、ワクチン接種証明書については、インターネットで取得することが可能なワクチン接種証明書アプリを国で開発し12月から公開しています。</p> <p>接種証明書を活用した経済対策につきましては、ワクチンを接種することができない方もいることから、ワクチン・検査パッケージ等国の動向を見極めながら検討していきます。</p>			

2 市政への提言

令和3年度「市政への提言」のあらまし

「市政への提言」は、市報てんどう6月1日号及び12月1日号とともに各世帯にお配りした専用のはがきや、電子メール等により、市民の皆様から市政に関する御提言や市民生活に関わる御意見などを多数お寄せいただいております。

令和3年度は、455件（複数の課等に関係する内容のものについては、それぞれに1件として集計しています。）の御提言、御意見などをお寄せいただきました。

455件の内容を部門別に見ると、最も多いのが建設部の114件（25.1％）で、次に健康福祉部の103件（22.6％）、以下総務部の72件（15.8％）、市民部の65件（14.3％）、経済部の47件（10.3％）、教育委員会の38件（8.4％）、その他の部門の16件（3.5％）、の順となっています。

所管課等別では、建設課が84件と最も多く、次に生活環境課が45件、新型コロナウイルスワクチン接種対策室が43件となっています。

年齢別では、70歳代が62件で最も多く、次に60歳代の50件、30歳代の45件と続きます。

性別では、男性が177件、女性が120件となっています。

<作成にあたって>

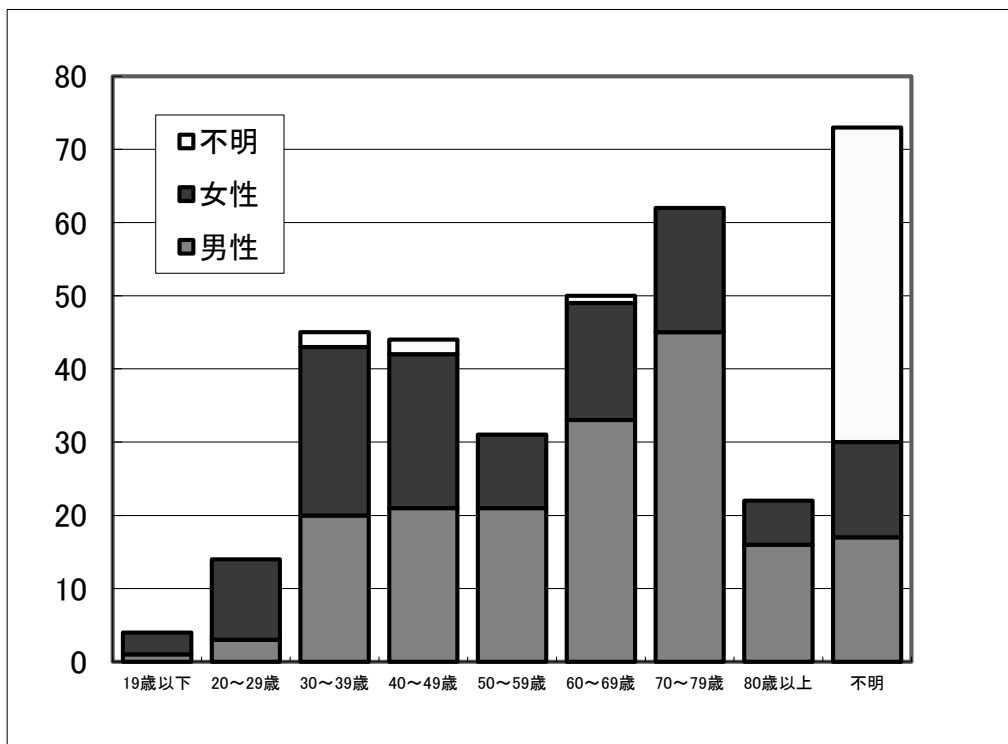
「市政への提言」における対応状況については、令和4年3月31日現在の対応状況を記載しました。

なお、当冊子には、数々の御提言の中から、市政について政策的判断を要する事案や広く市民に関わる提言内容について掲載しております。なお、上記の件数には、掲載している内容のほか、個別事案として担当課から回答させていただいたものや市としての回答や対応ができないもの、匿名の提言等、令和3年度に市政への提言としていただいた全ての件数となっております。

提言者性別・年齢別の内訳

(単位:人)

性別 年齢	男 性	女 性	不 明	計
19歳以下	1	3		4
20～29歳	3	11		14
30～39歳	20	23	2	45
40～49歳	21	21	2	44
50～59歳	21	10		31
60～69歳	33	16	1	50
70～79歳	45	17		62
80歳以上	16	6		22
不明	17	13	43	73
計	177	120	48	345



所管部課等別受理件数

(単位:件)

区 分	課 別 計	部 門 別 計
総務部	総務課	17
	財政課	7
	市長公室	24
	危機管理室	17
	ふるさと納税推進室	4
	税務課	2
	納税課	1
		72 (15.8%)
健康福祉部	社会福祉課	17
	保険給付課	7
	健康課	12
	新型コロナウイルスワクチン接種対策室	43
	子育て支援課	24
		103 (22.6%)
市民部	生活環境課	45
	市民課	5
	文化スポーツ課	15
		65 (14.3%)
経済部	農林課	12
	商工観光課	31
	産業立地室	4
		47 (10.3%)
建設部	建設課	84
	高速道路整備推進室	0
	都市計画課	30
		114 (25.1%)
教育委員会	教育総務課	13
	学校給食センター	3
	学校教育課	9
	生涯学習課	13
		38 (8.4%)
その他	会計課	1
	上下水道課	2
	天童市民病院	8
	消防本部	2
	選挙管理委員会	1
	監査委員	0
	農業委員会	0
	議会	2
		16 (3.5%)
合 計		455
		455

※ 複数の課に係る場合は、それぞれの課等に1件として集計しています。
(受付実数は、345件)

- No. 1 **小中学校の学校給食でのアレルギー対応について**
学校給食センター
- No. 2 **市民墓地の管理料の支払方法について**
生活環境課
- No. 3 **芳賀タウン南地域への公衆電話の設置について**
生活環境課、学校教育課
- No. 4 **広域運営の米飯施設への不参加とから弁持参の解消について**
学校給食センター、市長公室
- No. 5 **第3子以降の学童保育料の支援について**
子育て支援課
- No. 6 **障がい児のリハビリ施設について**
社会福祉課
- No. 7 **石倉農村広場への農道舗装について**
農林課
- No. 8 **駅西内交差点の視界不良について**
建設課、生活環境課、教育総務課
- No. 9 **天童南駅等のホームの安全対策について**
市長公室、文化スポーツ課
- No. 10 **乱川駅のホームへの屋根設置について**
市長公室
- No. 11 **スポーツクラブ天童の改善について**
商工観光課
- No. 12 **公園の遊具の維持管理と草刈りについて**
都市計画課
- No. 13 **市内へのスケートパークの計画について**
文化スポーツ課

- No. 14 **隣組での公園清掃やごみ集積所管理、市報配布などについて**
総務課、都市計画課、生活環境課、市長公室
- No. 15 **スポーツクラブ天童ビーフリーの閉鎖について**
商工観光課
- No. 16 **地区の運動会の開催について**
生涯学習課
- No. 17 **スポーツクラブ天童ビーフリーの閉鎖について**
商工観光課
- No. 18 **町内会、自治会に対する天童市の位置付けについて**
総務課、市長公室、生涯学習課、危機管理室
- No. 19 **敬老の日のお祝いについて**
社会福祉課
- No. 20 **保育園給食でのご飯の提供について**
子育て支援課
- No. 21 **天童北部学童の子どもたちの安全確保について**
子育て支援課、建設課
- No. 22 **一時預かりと子育て環境の充実について**
子育て支援課、教育総務課
- No. 23 **天童市内への特別支援学校中学部の設立について**
学校教育課
- No. 24 **小中学校の給食での弁当箱持参について**
学校給食センター
- No. 25 **市立図書館のCDについて**
生涯学習課

No.	1	標 題	小中学校の学校給食でのアレルギー対応について
所管課等		学校給食センター	
<p>《提言・意見》</p> <p>市内の小中学校給食のアレルギー対応は、現在、乳・卵の2種類となっており、その他については個別に食べられないものをチェックしてそのメニューは食べないという形になっていると思います。食物アレルギーの種類が多い場合は、給食では対応できず、弁当を持たせなければなりません。一般的な給食費よりもはるかに食費がかかる上に、一人だけ違う食事をするのは、疎外感やいじめにつながる危険もあります。学校給食であれば、市でアレルギー対応をすべきであり、個人が負担するのは道理が立たないと思います。他の県や市で全アレルギー対応をしているところも多いと聞きます。アレルギーの子どもは現在多く存在していると思いますが、そのような子どもも平等に安心して給食を食べられるように、給食の全アレルギー対応をお願いします。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>市では、「卵」と「牛乳・乳製品」のアレルギー原因食物を代替した食物アレルギー対応給食を提供しています。卵と乳については、アレルギーの児童・生徒数が多く、学校給食での使用頻度も高いためです。令和4年3月現在、23名に専用の容器に入れて提供しています。</p> <p>また、その他のアレルギー原因食物は、個別に配付する詳細献立表と配合成分表を参考に各家庭で判断いただき、食べられないものを自分で取り除くなどしていただいています。</p> <p>食物アレルギーは人命に係わるため、医師の診断に基づいて、安全な学校給食の提供が難しい場合は、保護者や学校と協議の上、自宅から弁当を持参してもらっています。</p> <p>食物アレルギーの児童・生徒は年々増加しており、その原因食物も多岐にわたっていますので、全てのアレルギーに対応した代替食の提供は、現在の学校給食センターでは対応できませんので、御理解をお願いします。</p>			

No.	2	標 題	市民墓地の管理料の支払方法について
所管課等		生活環境課	
<p>《提言・意見》</p> <p>市民墓地の管理料を、毎年4月に銀行に支払いに行かなければならないのは大変です。数年にわたってお願いする方も多いと思うので、市県民税のように、通帳から天引きできればいいと思います。市の手間・経費削減にもつながると思います。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>市民墓地の管理料につきましては、令和4年度の納付から、口座振替を御利用いただけるようシステムを導入いたしました。2月下旬に、口座振替についての御案内を送付しておりますので御利用ください。</p>			

No.	3	標 題	芳賀タウン南地域への公衆電話の設置について
所管課等		生活環境課、学校教育課	
<p>《提言・意見》</p> <p>小学校高学年の子どもが、学校が終わると自宅で留守番をしています。たまに鍵を忘れて家に入れず、公衆電話を探しに行っても、近くの天童南駅やコンビニ、公園等にもなく、近所の方や友達のうちで電話を借りました。公衆電話の設置をNTTに依頼したところ、近くのコンビニも駅も電話を設置する配管がなく、今のところ設置は不可能で、芳賀タウン北のコンビニにあるので利用してほしいとの回答でしたが、学区外です。携帯電話が普及し、公衆電話がなくなっている現状は理解できますが、まだ小学生には公衆電話は必要かと思います。市で芳賀タウン南近辺に公衆電話の設置をお願いできないでしょうか。</p> <p>＜対応状況＞</p> <p>芳賀タウン南地域に公衆電話機を新規設置してほしい旨を、市からNTTに相談しましたが、今後公衆電話機事業が縮小される予定のため、新規の設置は難しいとのことでした。</p> <p>また、市内には、子どもを犯罪などから守るために「こども110番連絡所」が設置されています。高掬小学校に確認したところ、地域内に28か所設置されており、このうち芳賀タウン南地域では「洋服の青山天童店」、「ヤマリョー（ガソリンスタンド）」、「ローソン天童芳賀タウン南五丁目店」の3カ所が連絡所となっています。「こども110番連絡所」は、御提言のような場合に電話を借りることができますので、御家庭へ周知いただきたいと思います。「こども110番連絡所」については、各小学校からも御家庭に周知するよう取り組んでいきます。</p> <p>また、鍵を忘れた時の家庭内ルールについて話し合っておくことも解決策の一つかと思いますので御検討ください。</p>			

No.	4	標 題	広域運営の米飯施設への不参加とから弁持参の解消について
所管課等		学校給食センター、市長公室	
<p>《提言・意見》</p> <p>議会だよりの鈴木議員の一般質問「給食センターの米飯設備について」に「山形市が示した米飯施設の広域運営に不参加を表明」とあり、回答では、天童市は「デメリットが多いため不参加」とありますが、どのようなデメリットなのか、辞退した理由を教えてください。また、このことは、市内の児童保護者に認知されているのでしょうか。また、以前、から弁持参の解消について意見をし、「中長期的な計画として」「から弁を通じて、児童と学校生活・給食の会話の元になれば」と回答をいただきましたが、納得いきません。子育て世代にも天童市は住みやすいと認知されてきている中、残念に思います。から弁の予算を、別な形で子どもたちのために使うことは困難でしょうか。中長期的な計画ということであれば、児童保護者向けにから弁に対するアンケートを実施し、具体的に児童保護者はどう考えているのか現状の把握が必要だと思います。検討をお願いします。</p>			

<p><対応状況></p> <p>本市では、山形市の米飯施設の提案内容を検討した結果、米飯施設の建設費用を20年間負担することや、1食あたりのご飯の購入単価が高いこと、配送に時間がかかることなどデメリットが多いため、参加しないことを決定しました。</p> <p>令和4年度からは、公益財団法人山形県学校給食会からご飯を購入し、これまで同様に各学校にご飯を提供する予定です。今後本市独自の炊飯施設の整備を進め、安全安心でおいしいご飯を提供していきたいと考えています。</p> <p>から弁の解消は、子どもたちや保護者、学校の負担軽減につながるものと考えており、令和4年度の夏休み期間中に施設設備の改修を行い、夏休み明けから、ご飯用食器と箸を提供できるよう準備を進めていますので、御理解をお願いします。</p>	
---	--

No.	5	標 題	第3子以降の学童保育料の支援について
所管課等		子育て支援課	
<p>《提言・意見》</p> <p>現在、多子世帯への学童保育料の支援制度はありますが、所得や市民税等の関係で制限があります。今後、3・4人預ける場合も同様の基準で支援を受けられないと聞きました。今後、市内の学童も組織化されることに伴い、保育料も大幅にアップすると伺っています。長期休業中も含め、子どもを家に残して仕事に行くことが難しい状況があり、学童に預けざるを得ません。給食費のように、第3子以降の子どもの学童保育料の支援を検討いただきたいです。</p> <p><対応状況></p> <p>日頃から、放課後児童クラブの活動に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>多子世帯への放課後児童クラブの保育料の支援制度につきましては、各協会独自の割引に加えて、平成29年度から県事業として同時利用第2子半額化及び第3子以降無料化となる多子世帯向け負担軽減事業が実施されています。</p> <p>御提言のとおり、県事業につきましては、合計市民税所得割額169,000円未満の要件があり、一部の世帯が対象外となっています。</p> <p>これまでも、県に対して所得等の要件の廃止又は見直しを要望しており、今後も継続していきたいと思っております。</p>			

No.	6	標 題	障がい児のリハビリ施設について
所管課等		社会福祉課	
<p>《提言・意見》</p> <p>成人や高齢者のリハビリ施設は、病院なども含めてたくさんあります。しかし、小さな子どもが立つ、歩く、食べるなどのリハビリ施設は、上山市にある県立こども医療療育センターしかありません。天童には訪問リハビリがあるそうですが、自宅では狭く、効果もやや低下するのではないのでしょうか。天童市に障がい児のリハ</p>			

市政への提言に対する対応状況

令和3年度

ビリ施設をつくっていただけませんか。市民病院内にでも構いません。検討お願いします。

<対応状況>

障がい児のリハビリテーションについては、自宅での訪問リハビリテーションのほか、病院や療育施設などに通って支援を受ける方法があります。

しかし、病院においてリハビリテーションを行うためには、理学療法士又は作業療法士、看護職員などの医療職員のほか、児童相談員、保育士、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員などの人員を配置する必要があり、市民病院がこれらの基準を満たすことは困難な状況です。

また、療育及び治療を行う医療型児童発達支援事業所についても、人員や施設基準の面から市町村での整備は困難な状況ですので、御理解をお願いします。

No.	7	標 題	石倉農村広場への農道舗装について
所管課等		農林課	
<<提言・意見>> 石倉農村広場入口への農道は、広場の掃除や草刈りと含めて毎月行うほか、農道補修事業で砕石を補充して補修もしています。しかし、災害避難所の通用道路として、車いすや足腰の不自由な人、援助する人が集合するために利用するには、路面状態が非常に悪く、避難所までの二次災害や怪我が発生する心配があります。健常者が車いす等の補助をし、安全・安心に避難所へ移動できるよう、農道の舗装を早急をお願いします。			
<対応状況> 農道の舗装整備については、地区からの要望を取りまとめ、沿線に農地があり舗装することで営農に役立つ優先順位の高い農道から順次、整備しています。また、舗装整備を実施するに当たり、農道沿いの土地権利者からの同意や工事に支障がある樹木等については、伐採していただくようお願いしています。石倉農村公園に接続する農道については、市内全体の要望状況などをみながら対応について検討していきます。			

No.	8	標 題	駅西内交差点の視界不良について
所管課等		建設課、生活環境課、教育総務課	
<<提言・意見>> 近年は、イオンモール天童や芳賀土地区画の整備が進み、芳賀タウンから南小畑、駅西を通り天童市民病院の西側交差点に抜ける道路（市道芳賀11号線・市道南小畑44号線・市道南小畑1号線・市道駅西44号線）は、以前より交通量が増えました。ある程度通りやすい道路のため、スピードを出している車も見受けられます。また、その道路に出る駅西内のいくつかの交差点（市道駅西43号線・市道小矢野			

市政への提言に対する対応状況

令和3年度

目仲町線・市道南小畑線からそれぞれ市道駅西44号線に出る交差点)は、東西の道路からの視界が悪く、南北の車の通行にぎりぎりまで気づかず車の先端を進入させてくる車があります。実際に、数か月前には交通事故が発生し、小学生が大けがをしたということも耳にしました。

そこで、これらの交差点にミラーの設置をお願いできればと思います。まずは調査していただき、また同じような事故が起きないように安全面の御配慮をお願いします。

<対応状況>

カーブミラーは、市道や生活道路の見通しが悪い交差点やカーブに設置しています。カーブミラーの設置に当たっては、地域の天童地区交通安全協会支部長と町内会長の連名により設置の要望を行っていただいた上で、市が現地を調査し、設置を行っています。

この度の御提言の内容について、市から地域の交通安全協会第一支部及び町内会へ情報提供を行ったところ、市道駅西44号線と小矢野目仲町線の交差点についてカーブミラーの設置の要望がありました。その後、市が現地調査を行い、令和4年3月16日に当交差点にカーブミラーを設置いたしました。

No.	9	標 題	天童南駅等のホームの安全対策について
所管課等		市長公室、文化スポーツ課	
<p>《提言・意見》</p> <p>天童南駅のホームに、安全バーのような仕切りを設置していただけないでしょうか。NDソフトスタジアム山形の最寄り駅ですが、サッカー観戦で駅を利用する時、新幹線が猛スピードで走ってきたことに驚いている姿を何度か見かけました。地元の方にはわかっていることなのですが、知らない方が利用した時に転倒したり接触したりしたら取り返しのつかないことになると思います。</p> <p>安全バーが難しいようであれば、ホームに目立つ看板を設置したり、アナウンスするなどの対策をお願いします。</p> <p>天童南駅以外にも、通過する駅があるので検討いただけないでしょうか。</p>			
<p><対応状況></p> <p>山形新幹線につきましては、県内の奥羽本線区間において、在来線の線路やホームを使用している鉄道です。また、通常の新幹線と異なり、この区間では最高速度が遅く、在来線特急列車扱いとなっています。</p> <p>この御意見につきましては、JR東日本にお伝えしたところです。</p>			

No.	10	標 題	乱川駅のホームへの屋根設置について
所管課等		市長公室	
<p>《提言・意見》</p>			

市政への提言に対する対応状況

令和3年度

乱川駅は、朝夕の利用者、特に学生や高齢者の方たちが、風雪や雨にさらされながら電車を待っており、見ていてかわいそうになります。JR東日本の管理であることは承知していますが、市民の健康や安全・安心のために、ぜひ乱川駅のホームに屋根の設置をお願いします。

<対応状況>

乱川駅については、平成17年に老朽化した駅舎の改築がJR東日本の施工により行われています。ホームへの屋根設置につきましても、御提言のとおりJR東日本が所有する敷地および施設であるため、施工及び維持管理はJR東日本が行うこととなります。

市としても、利用者の利便性向上を図るため、乱川駅周辺のトイレや駐輪場の整備を行うとともに、機会を捉えながら屋根の設置をJR東日本に対しお伝えしたところです。今後とも継続して要望していきますので、御理解をお願いします。

No.	11	標 題	スポーツクラブ天童の改善について
所管課等		商工観光課	
<p>《提言・意見》</p> <p>令和3年予算から、2,233万円がスポーツクラブ天童の経営運営費補助として拠出されています。企業努力・経営努力が見られないところに大事な税金をたれ流さずに、1つでも前に進んだ対策や改善をお願いします。</p>			
<p><対応状況></p> <p>株式会社スポーツクラブ天童は本市が株式全体の45パーセントを保有する第三セクターの会社であり、ビーフリー、天童スイミングスクールの運営、天童市民プラザ、ゆびあの指定管理受託を行っています。</p> <p>これまで、会社は黒字経営を続けていましたが、昨年来のコロナ禍により、各施設とも売り上げが大きく減少し、昨年度は会社全体で赤字となりました。特にビーフリーについては施設の入るビル管理費等の負担が大きく、今年度の運営に支障をきたす状況となりました。ビーフリーは、市の介護予防事業の委託先の一つであり、また、フィットネス事業は、同様事業所の先駆けとして30年近く多くの会員の健康増進に寄与している点を鑑み、議会の同意をいただき、2,233万円の共益費（ビル管理費）を市が負担しました。</p> <p>それと同時に、市ではスポーツクラブ天童経営改革検討委員会を組織し、ビーフリー事業を中心に改革案を協議検討し、その結果、ビーフリーを廃止し市に施設を返還することになりました。市では施設の利活用のため、令和4年度からは、市が利用者を会員に限定せず、特に中高年をターゲットにした健康増進施設として活用していくこととなりました。</p> <p>今後も株式会社スポーツクラブ天童の健全経営について、会社と市が連携し取り組んでいきますので御理解いただきますようお願いいたします。</p>			

No.	12	標 題	公園の遊具の維持管理と草刈りについて
所管課等		都市計画課	
<p>《提言・意見》</p> <p>東芳賀公園と柘賀公園の木製の遊具が経年劣化して使用できない状況が続いています。また、近くの大きな公園は草刈り機で雑草の手入れがされたようですが、小さな公園では雑草が子どもたちの半身位まで伸びたままです。この御時世で、今までのように地域住民で集まって草刈りなどをするのも難しい状況です。</p> <p>近くの保育園児が近隣の公園に出かけることもありますので、子どもたちが伸び伸びと遊べる環境を整えていただきたいです。また、遠出することもできず、様々な世代の憩いの場でもあると思いますので、新しく大きな公園だけでなく既存の公園の環境整備にも力を入れていただきたいです。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>市では、公園の遊具について、定期的に安全点検を行い、劣化や老朽化の進んだ遊具から順番に更新工事を行っています。</p> <p>柘賀公園と東芳賀公園のブランコについては、令和3年度の遊具更新工事の対象遊具となっており、11月に工事が完了しています。</p> <p>公園の管理については、トイレ清掃や広場の草刈りなどの日常的な美化活動を地元町内会で行い、集積されたごみや草の回収、遊具などの施設の点検や修繕を市が行うなど、地域と市が協働で管理を行っています。</p> <p>公園の草刈りについては、その手法や時期などを実施される町内会に委ねているところです。多くの人が集まって美化活動を行うことが困難な町内会の負担を軽減するため、少人数でも草刈りが行えるよう草刈り機械の貸出しなども行っていますので、御理解をお願いします。</p>			

No.	13	標 題	市内へのスケートパークの計画について
所管課等		文化スポーツ課	
<p>《提言・意見》</p> <p>自転車<small>つつじがおか</small>で寒河江のスケートパークは遠すぎますので、天童市にもスケートパークの計画をお願いします。仙台の榴岡公園を参考に、県総合運動公園の一角にでもいいと思います。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>昨年も同じ御提言をいただきましたが、スケートボードの施設については、近隣では寒河江市や山形市にスケートパークがあり、現在のところ本市に整備する計画はありません。</p> <p>また、寒河江スケートパークは、県がストリートエリア等の設置も含めた改修を行うことが決定しており、県総合運動公園に新たなスケートパーク設置を要望する状況にはありません。</p> <p>今後のスポーツ施設の整備にあたりましては、競技人口や利用者のニーズを的確</p>			

に把握するとともに、将来にわたる費用対効果を十分に見極め、慎重に判断していきます。

No.	14	標 題	隣組での公園清掃やごみ集積所管理、市報配布などについて
所管課等		総務課、都市計画課、生活環境課、市長公室	
<p>《提言・意見》</p> <p>住んでいる地区の隣組で、公園清掃やごみ集積所の管理等の仕事があり、負担を感じる場面が多いです。また、隣組長をしていますが、一人暮らしで仕事をしながら月2回の市報配布や町内会費の集金等、大変負担を感じています。</p> <p>地区には子育て世帯や高齢者の方も住んでおり、普段の参加率や集会での様子を見る限り、進んで参加したいわけではなく、仕事の押し付け合いをしています。</p> <p>公園清掃は強制参加で不参加者に対する晒し上げのような雰囲気があったり、市報の配布が1日遅れても文句を言われたり、町内会費を支払わなかった家庭への市報部数が用意されなくなったりすることもありました。</p> <p>地区には新築住宅も増えていますが、新たに住む人もこんな体制では嫌な思いをする方もいると思います。市で隣組制度の廃止や公園清掃、ごみ集積所の管理、市報配布、不要な集会の廃止などに取り組んでいただければありがたいです。</p>			
<p><対応状況></p> <p>日頃から、御多用のところ市でお願いしている業務や自治会での役割を担っていただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本市では、市民協働によるまちづくりを推進するため、市報の配布、公園清掃、ごみ集積所の管理等、特にその地域にお住まいの方々に密接した業務を市から町内会等の自治会や自治会から推薦をいただいた方々に依頼しています。</p> <p>市からの情報が市民の方々に伝達できていることや、きれいな街並みが維持できていることは、ひとえに市民の皆様方の御協力の賜物です。今後とも、行政と市民が一体となったまちづくりの推進のため、御協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>協働のまちづくりのために大きな力添えをいただいている自治会等の活動は、明るく住みよい地域社会づくりのために、その地域にお住まいの方々により日々行われているものと考えています。</p> <p>隣組については、隣近所の方々への回覧板の回付など、自治会内での核となる組織となっており、本市の自治組織においては、一般的な仕組みです。</p> <p>しかしながら、近年、高齢化や核家族化などの社会情勢の変化により、役員のなり手不足を始めとする自治会活動における諸問題が顕著となってきています。そのような現状の中、今後の市と自治会等との関わり方について、地域づくりにおける市と自治会等の役割分担を見直し、自治会等の負担を軽減させつつ活性化が図れるような方策を検討しています。</p> <p>長年行われてきた仕組みを変革しようとすることは、一朝一夕でできることではないとは思いますが、持続可能な自治会活動を目指すため、地域の方々と一緒にあって、より良い方策を検討していきたいと考えています。</p>			

No.	15	標 題	スポーツクラブ天童ビーフリーの閉鎖について
所管課等		商工観光課	
<p>《提言・意見》</p> <p>パルテ内のスポーツクラブ天童ビーフリーを、運動はもちろん、コミュニケーションやストレス発散、ぼけ防止として利用してきました。足が不自由なので、特にプールは助かっていました。3月で閉鎖になると困ります。どうにかありませんか。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>株式会社スポーツクラブ天童では、これまでの赤字の累積状況や昨年来のコロナ禍により利用者が減少したことなどから、今年度でビーフリー運営事業を廃止することを決定しました。ビーフリーの施設については、現状のまま市に返還したいとの考えであったため、市では、その跡地利活用策を検討し、令和4年度からは、市が、利用者を会員に限定せず、特に中高年をターゲットにした健康増進施設として活用していくこととなりました。今後もプールやジムを活用した健康増進を推進していきますので新たに設置する健康増進施設を御利用ください。</p>			

No.	16	標 題	地区の運動会の開催について
所管課等		生涯学習課	
<p>《提言・意見》</p> <p>高掬地区の運動会は、午前中に終わせないかとの苦情があるにも関わらず、長年にわたり昼食も取り午後2時近くまで競技を行っています。企業等では働き方改革で時間管理を求められている現在の社会情勢から見ても、到底納得がいくものではありません。大事な休日ですので、地区運動会は午前中に終了することが望ましいと思います。さらに言えば、廃止できないのでしょうか。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>本市の各地域における地区運動会につきましては、地域の実行委員会等で開催の有無、日時、大会の内容等を検討し、実施しています。</p> <p>地区運動会は、地域の子どもから高齢者までが一堂に集まり、コミュニケーションを図ることを目的とした大きな催し物となっています。</p> <p>御提言のありました地区運動会の開催については、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大防止を図りながら「新しい生活様式」を踏まえ、地域で十分に検討していただき、実行委員会等で開催の有無を判断することとしています。現在のコロナ禍の状況を鑑み、本市全地域において、令和2年度及び3年度の2年間は、地区運動会は開催していません。</p> <p>公民館は、地域の皆様の生涯学習及び交流の場であり、これらの活動等は地域づくりのためには重要なものと考えています。今後とも運動会をはじめとする公民館活動に御理解と御協力をお願いします。</p>			

No.	17	標 題	スポーツクラブ天童ビーフリーの閉鎖について
所管課等		商工観光課	
<p>《提言・意見》</p> <p>スポーツクラブ天童ビーフリーについて、10月に、社長名で来年3月末で事業停止とのお知らせをいただきましたが、事業停止の理由も説明されず、会員・利用者の不安は増えています。</p> <p>また、ビーフリーの経営不振や赤字体質は、10年以上前からあったと思いますが、現在に至るまで、どのような経営改革が実施され、その成果はどうだったのかお知らせいただきたいです。会員数の減少は甚だしいのですが、会員募集などの経営努力を感じることはありませんでした。</p> <p>今後ビーフリーは完全に閉鎖するのか、ビーフリーの施設を他の事業主体を探して施設の貸与あるいは売却をして施設を維持していく可能性はあるのか、どのようにしていくのかお知らせしていただきたいです。</p> <p>できる限り、この施設を維持し、市民の健康と交流の場として維持していただきたいです。そのために、会員制を一部はずして昼は一般市民も利用可とするなどの事業や、一部高コスト・低収益の施設（たとえばプールは廃止して天童スイミングスクールのプールを利活用してもらおう等）の再構築などを検討お願いします。</p> <p>会員・利用者にも事業理由や現在の経営状況、対応策を早急に説明していただきたいです。</p>			
<p><対応状況></p> <p>株式会社スポーツクラブ天童は本市が株式全体の45パーセントを保有する第三セクターの会社であり、ビーフリー、天童スイミングスクールの運営、天童市民プラザ、ゆびあの指定管理受託を行っています。</p> <p>これまで、会社は黒字経営を続けていましたが、昨年来のコロナ禍により、各施設とも売り上げが大きく減少し、昨年度は会社全体で赤字となりました。特にビーフリーについては施設の入るビル管理費等の負担が大きく、これまでも慢性的な赤字が続いておりました。会社の経営状態の詳細については、株式会社スポーツクラブ天童にお問い合わせいただくことかと思いますが、今年度、市では、株式会社スポーツクラブ天童の経営悪化を踏まえ、株式会社スポーツクラブ天童経営改革検討委員会を設置し、様々な改革策を検討しましたが、今後どのように経営形態を変えたとしても、経営状況が改善することは見込めないと判断しました。このような市の提言を受け、株式会社スポーツクラブ天童は、今年度を以ってビーフリーを廃止する決定をし、施設を所有者である市に返還することとなりました。</p> <p>これを受け市では施設の利活用について検討し、令和4年度からは、市が利用者を会員に限定せず、特に中高年をターゲットにした健康増進施設として活用していくこととなりました。今後もプールやジムを活用した健康増進を推進していきますので御利用ください。</p>			

No.	18	標 題	町内会、自治会に対する天童市の位置付けについて
所管課等		総務課、市長公室、生涯学習課、危機管理室	
<p>《提言・意見》</p> <p>市の、町内会や自治会に対する位置付けを伺います。</p> <p>町内会長は、重責で業務が過重だと思います。町内会は、法律上、地方自治法260条の2に基づき市町村長の認可を受けた地縁団体ですが、町内会長は、天童市や公民館、各団体等から、依頼・要請・報告物・役職者の人選等、ボランティアでの役割が多すぎます。以前、町内会長をしたときは、1年で約140日、時間にして約250時間にも上りました。</p> <p>令和2年3月に、新型コロナウイルスに関して、危機管理室から自主防災会宛に文書が発出された後、市長名でも文書が発出され、当町内会の総会が開催間近で中止を余儀なくされましたが、市で町内会を管理する部署が明確化されていれば、指示や連絡が一本化できると思います。</p> <p>現在、後継者の選定に関して輪番制や一本釣り、年齢順と町内会によって様々で、どの町内会も多少なり難儀していると推察します。良い選定方法はないでしょうか。</p> <p>当町内会では、町内会長の負担軽減や選出のため町内会長と嘱託員は分離しています。嘱託員には、市から市報の配布や回覧物の配布等の活動に対する報酬費の支給がありますが、町内会長には、町内会からの活動費はあるものの、市や公民館への協力業務等の活動に対して市からの報酬等の支給はありません。今後、後継者を選定する場合にも関わりますので、市や公民館への協力業務等の活動に対する報酬等の支給をする考えはあるのか伺いたいです。</p>			
<p><対応状況></p> <p>日ごろから本市行政に対し、自治会活動等を通して多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>町内会や自治会は、ある一定の区域における地縁により形成された団体で、当該区域の良好な地域社会の推進、形成を目的に活動する自主的な組織です。</p> <p>また、嘱託員は、おおむね50戸を標準とした区割りを市が嘱託区として設定し、当該嘱託区を担当する方を市で委嘱しています。令和元年度までは、嘱託員は、非常勤特別職の公務員としての位置付けでしたが、地方公務員法の改正により、令和2年度からは、市民の方への委嘱となりました。</p> <p>嘱託員と自治会等の長を兼ねている地区や、分離している地区など、各々の自治会等の考えにより様々な状況であることは承知しています。高齢化や核家族化など社会情勢の変化により、近所付き合いや自治会活動は、年々弱体化の一途にあり、御提言のとおり、役員のみならず手や後継者の選定等についても、各々の自治会等において、難儀なさっているものと推察いたします。</p> <p>このような状況を鑑み、現在市において、「持続可能な自治会活動に向けて」を目標に、市と自治会等との今後の関わりについて検討を行っています。具体的な方策の方向性として、自治会等の負担の軽減を図るためには、どのような方法を取っていくべきかということを中心に検討を進めていますので、このたびの御意見なども反映させていただきたいと考えています。また、庁内において一定の方針を検討した後には、自治会等を始め市民の方々から様々な御意見をいただく機会を設けたいと考えています。その際は、忌憚のない御意見をお願いします。</p>			

市政への提言に対する対応状況

令和3年度

それぞれの地域において、長年培われてきたやり方などを変えていくことは一朝一夕では難しいことと思いますが、市と自治会等が今後どのように関わっていくかについて、市民の皆様方と一緒に取り組んでいきたいと考えています。

No.	19	標 題	敬老の日のお祝いについて
所管課等		社会福祉課	
<p>《提言・意見》</p> <p>私は80代の高齢者です。毎年敬老の日のお祝いをいただくのはたいへんありがたいのですが、反面、心苦しくも思っています。</p> <p>少子高齢化が進み、人生百歳とも言われ、4、5年経つと戦後のベビーブーム世代も対象となるため、現在の77歳以上全員を対象としたお祝いを続けていくと、膨大な人数になると思われます。町内会の役員もたいへんですし、それほど楽しみに待っている人も少ないのではないかと思います。</p> <p>ある都市では、75歳で1回だけ敬老祝賀を行っているそうです。七五三も成人式も金婚式も人生で1回です。他に、米寿や白寿や百歳など、めでたい時のお祝いだけにして、予算を将来の子どもたちに回してはどうでしょうか。同じ高齢者でも、寝たきりや認知症で家族の世話になり、敬老のお祝いをしてもらうのが辛く思う家庭もあると思います。各地域で、老人クラブやいきいきクラブなど、高齢者福祉が良くなり、敬っていただいていると高齢者も理解していますので、もっと価値ある予算の配分に誰も文句は言わないと思います。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>敬老事業は、高齢者の方々に敬意と感謝の意を表して各種連合婦人会や地域実行委員会等をはじめとした地域の皆様に御協力をいただきながら開催しているところですが、一方で、御提言いただいたように、高齢化や市民ニーズの変容により、様々な課題が生じていることも認識しているところです。</p> <p>そこで、市では、よりよい敬老事業にしていくため、令和3年8月に本市に住所を有する50歳以上の方2,000人（無作為抽出）を対象にアンケートを実施し、高齢者の方々や敬老事業に御協力いただいている皆様の御意見を伺いました。今後、その結果及び関係者の意見も踏まえながら、敬老事業の見直しを図っていききたいと考えています。</p>			

No.	20	標 題	保育園給食でのご飯の提供について
所管課等		子育て支援課	
<p>《提言・意見》</p> <p>市立さくら保育園では、毎日ご飯を持っていくことになっていますが、保育園でのご飯提供をお願いしたいです。すべての園で平等にご飯提供がされるようになってほしいと思っています。よろしくお願ひします。</p>			

<対応状況>
 現在、市立さくら保育園を含む市立保育園4園において、主食となるご飯を持参していただいています。
 ご飯の提供につきましては、職員体制や設備等の面から現状対応が困難な状況です。御理解と御協力をよろしくお願いします。

No.	21	標 題	天童北部学童の子どもたちの安全確保について
所管課等		子育て支援課、建設課	
<<提言・意見>> 天童北部学童保育の子どもたちがいつも遊んでいるところが、車の流れがけっこう多いところです。その箇所を通るとき、子どもたちが遊んでいるときに、はずみで道路に飛び出してくる時もあります。事故が起きてからでは遅いので、歩道を防護するポールなどを設置していただきたいです。			
<対応状況> この度の御提言を天童北部学童保育所にお伝えし、子どもたちの安全のため、歩道や車道に出て遊んだり、飛び出しをしたりしないよう、改めて天童北部学童保育所の支援員から指導していただいたところです。また、広い場所を必要とする活動をするときは、小学校や近くの公園を利用するようにお願いしました。 なお、ポール等は、飛び出し防止のためではなく、車が歩道等に乗り上げないようにするために設置するものであることから、設置につきましては現在のところ考えていません。			

No.	22	標 題	一時預かりと子育て環境の充実について
所管課等		子育て支援課、教育総務課	
<<提言・意見>> 先日の小百合保育園での新型コロナウイルス感染症のクラスター発生の影響か、一時預かりが定員いっぱいでは利用できませんでした。天童市はイオン周辺の開発もあって人口・子どもが増加しているので、もう少し一時預かりができる場を増やしていただけるとありがたいです。 また、特に芳賀タウンは子どもが増えているので、幼稚園や保育園、さらに小学校や中学校の設備や人員を増やして、利用できる人数をもっと増やしてほしいです。 天童市は県内でも若い人が多く、子育て支援は頑張っていると思っておりますが、更なる充実を願っています。			
<対応状況> 現在、天童市には、保護者の方が一時的に保育が困難となった場合の一時預かりを実施する施設が、げんキッズを始め計5施設あります。 一時預かりができる施設の増設につきましては、運営していただける民間事業者			

市政への提言に対する対応状況

令和3年度

がいらっしゃるようでしたら話を伺っていきたいと考えています。

幼稚園や保育所につきましては、市内の保育施設等の入所状況等を見極めながら判断していく必要があると考えています。

また、本市で行っている今後の市内児童生徒数の推計では、芳賀タウンに住む児童が通学する天童南部小学校と高掬小学校の2校については増加傾向にありますが、施設の改造により必要な教室数を確保しています。

今後も、増加する児童に対応するため、他の教室などで学習活動が可能な教科用の特別教室を転用することや、多目的教室などの広いスペースを間仕切りすることで必要な教室数を確保し、授業に支障がないようにしていきたいと考えていますので、御理解をお願いします。

No.	23	標 題	天童市内への特別支援学校中学部の設立について
所管課等		学校教育課	
<p>《提言・意見》</p> <p>現在、津山小学校内に県立村山特別支援学校の小学部がありますが、市内に中学部がないため、小学部を卒業すると山形市又は村山市の中学部に通学することになります。特別支援学校の児童数も増加傾向にあり、また、山形市や村山市までの通学の負担もありますので、市内への中学部の新設を強く要望します。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>平成26年度に開校した村山特別支援学校天童校は、御指摘のとおり、小学部のみの設置となっています。中学部への進学の場合は、他市にある特別支援学校への進学となり、主に保護者の送迎等による通学面で、御負担をお掛けしております。</p> <p>特別支援教育は、児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導と必要な支援を行うものと考えます。そのためには、障がいの有無に関わらず、全ての子どもが自立や社会参加に向けて、地域で学び、地域で育ち、地域で積極的に活動できる環境を整えていくことが重要であると考えています。</p> <p>本市としましては、これまでも県に対して、村山特別支援学校天童校の充実を含め、中学部の設置について、強く要望してきました。今後も引き続き強く要望していきたいと考えています。</p>			

No.	24	標 題	小中学校の給食での弁当箱持参について
所管課等		学校給食センター	
<p>《提言・意見》</p> <p>給食で弁当箱を持参していますが、小学校では、ランドセルのサイドのフックにかけるのを禁止されており、持ち物が多いとランドセルに入れることができず困っています。弁当箱の持参を廃止し、食器を出して子どもの負担を軽減してもらいたいです。</p>			

＜対応状況＞

米飯給食を開始した昭和54年から毎年、天童市農業協同組合から新入学児童全員に弁当箱を御寄贈いただき、ご飯用食器として活用してきました。近年、米飯の提供回数の増加や弁当箱持参による児童生徒の負担軽減を求める御意見をいただき、改善策を検討してきました。御提言の弁当箱の持参廃止には、学校給食センターの食器洗浄機等の更新が必要であるため、令和4年度の夏休み期間中に施設設備の改修を行い、夏休み明けから、ご飯用食器と箸を提供する準備を進めていますので、御理解と御協力をお願いいたします。

No.	25	標 題	市立図書館のCDについて
所管課等		生涯学習課	
<p>《提言・意見》</p> <p>市立図書館のCDは、古く種類も少なく思います。東根の図書館では、インターネットによりどんな音楽でも一定期間アクセスしてパソコンで聴けて便利だと思いました。天童市立図書館でも導入してほしいです。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>市立図書館を御利用いただきありがとうございます。</p> <p>音楽CDを含めた図書資料の購入につきましては、市立図書館が、乳幼児から高齢者までのあらゆる世代の方が利用する生涯学習施設であることから、図書資料管理基準に基づき、利用者のニーズを踏まえながら、全体の蔵書バランスに配慮した収集を行っていますので御理解をお願いします。</p> <p>また、インターネット音楽配信サービスを利用した音楽の視聴につきましては、利用者の需要等を勘案しながら、今後、検討していきます。</p>			

3 市民相談室

令和3年度「市民相談室」のあらまし

天童市では、市政と市民の信頼関係の維持・向上、市民と共に歩む対話の市政を積極的に推進するため、昭和47年の現市庁舎の開庁以来「市民相談室」を設け、市民の皆さんの市政に対する苦情や要望などの窓口を一本化し、迅速かつ効率的な処理に努めてきました。

市民相談室で受け付けた広聴事案は即決を原則としていますが、予算措置を要するもの、市政の基本方針に関わるもの、あるいは財政上投資効果に問題があると思われるものについては、要望者から実情を十分にお聴きするとともに、関係課で調整及び検討を行い、結論を出しています。また、最近では本市だけでは解決できない問題も多く、これらの事案については、関係機関等への連絡や紹介を行っています。また、「市民相談室」は、本来の目的を市政への苦情、要望、意見等の総合的な窓口として発足しましたが、近年は民事・家事的な相談等も増え、その内容も多様化・複雑化してきています。このようなことから、弁護士を法律相談員に委嘱し、毎月1回無料法律相談を開設するほか、平成25年度からは毎週水曜日に行政書士相談を実施し、様々な困難事例等の相談に対応しています。

令和3年度は、289件の広聴事案を受け付けました。このうち相談が1番多く252件で、次いで要望が29件となっています。相談内容を体系別に見てみると、親族関係139件、居住関係が20件の順になっています。

地 区 別 件 数

地 区	件 数	地 区	件 数
天 童 南 部	31	山 口	13
天 童 中 部	50	高 揃	17
天 童 北 部	29	長 岡	30
成 生	16	干 布	9
蔵 増	8	荒 谷	5
寺 津	2	地 区 不 明	19
津 山	10	市 外	21
田 麦 野	0	その他（団体等）	29
		合 計	289

月 別 の 事 案 種 別

(単位:件)

月 別	苦 情	要 望	相 談	そ の 他	計
令和3年 4月	0	2	18 (0)	0	20
5月	2	1	27 (2)	0	30
6月	1	0	12 (1)	0	13
7月	1	2	19 (2)	0	22
8月	0	3	17 (0)	0	20
9月	1	4	20 (1)	0	25
10月	0	5	33 (3)	0	38
11月	1	4	25 (0)	0	30
12月	1	3	12 (0)	0	16
令和4年 1月	0	2	25 (0)	1	28
2月	0	1	19 (2)	0	20
3月	0	2	25 (0)	0	27
合 計	7	29	252 (11)	1	289

※相談には法律相談を受けた事案も含まれています。() 内は法律相談の件数です。

月別の苦情・要望・相談の受付方法

(単位:件)

月 別	来 訪	文 書	電 話	投 書	計
令和3年 4月	13	2	5	0	20
5月	25	1	4	0	30
6月	12	0	1	0	13
7月	17	2	3	0	22
8月	15	3	2	0	20
9月	17	4	4	0	25
10月	29	5	4	0	38
11月	24	4	2	0	30
12月	10	3	3	0	16
令和4年 1月	22	2	4	0	28
2月	17	1	2	0	20
3月	22	2	3	0	27
合 計	223	29	37	0	289

苦情・要望の所管部課等別の件数

(単位：件)

区 分	苦 情	要 望	計	
総務部	総務課	0	5	5
	財政課	0	4	4
	市長公室	0	5	5
	危機管理室	0	6	6
	ふるさと納税推進室	0	2	2
	税務課	0	2	2
	納税課	0	2	2
健康福祉部	社会福祉課	0	8	8
	保険給付課	0	4	4
	健康課	0	6	6
	子育て支援課	0	4	4
	新型コロナウイルス ワクチン対策室	1	5	6
市民部	生活環境課	0	8	8
	市民課	0	4	4
	文化・スポーツ課	0	4	4
経済部	農林課	0	10	10
	商工観光課	0	9	9
	産業立地室	0	2	2
建設部	建設課	1	8	9
	高速道路整備推進室	0	2	2
	都市計画課	0	5	5
会 計 課	0	2	2	
上下水道課	2	4	6	
天童市民病院	0	4	4	
消防本部	0	3	3	
教育委員会	教育総務課	1	4	5
	学校給食センター	0	2	2
	学校教育課	0	5	5
	生涯学習課	0	3	3
選挙管理委員会事務局	0	2	2	
監査委員事務局	0	2	2	
農業委員会事務局	2	3	5	
議会事務局	0	2	2	
合 計	7	141	148	

※ 複数の課等に関係する事案は、それぞれの課等に 1 件として集計していません (受付実件数は、苦情 7 件、要望 29 件)。

相 談 の 体 系 別 件 数

体 系	別	件 数
親 族 関 係 139件	夫婦（内縁関係を含む。）	16
	親 子	3
	縁 組 ・ 離 縁	0
	遺 言 ・ 相 続	114
	そ の 他	6
居 住 関 係 20件	建 築	0
	相 隣	17
	環 境	2
	そ の 他	1
不 動 産 関 係 14件	土 地 建 物 の 売 買	3
	土 地 建 物 の 賃 貸 借	6
	そ の 他	5
金 銭 ・ 販 売 関 係 15件	金 銭 貸 借	12
	保 証 ・ 担 保	0
	商 品 販 売	0
	そ の 他	3
事 故 と 損 害 賠 償 関 係 5件	交 通 事 故	5
	そ の 他	0
福 祉 ・ 教 育 関 係 6件	福 祉	4
	学 校 教 育 ・ 子 供 の 教 育	1
	そ の 他	1
そ の 他 53件	労 働 ・ 訴 訟 ・ そ の 他	53
合 計		252

年 度 別 の 事 案 種 別

(単位:件)

年 度	苦 情	要 望	相 談	そ の 他	計
平成24年度	9	83	108 (33)	2	202
25年度	25	52	318 (19)	5	400
26年度	19	49	264 (23)	2	334
27年度	14	43	297 (28)	4	358
28年度	12	54	228 (15)	1	295
29年度	10	44	277 (18)	3	334
30年度	4	37	332 (20)	10	383
令和元年度	8	37	335 (17)	4	384
2年度	5	39	242 (15)	2	288
3年度	7	29	252 (11)	1	289

※相談には法律相談を受けた事案も含まれています。()内は法律相談の件数です。

年 度 別 の 苦 情 ・ 要 望 ・ 相 談 の 受 付 方 法

(単位:件)

年 度	来 訪	文 書	電 話	投 書	計
平成24年度	110	66	26	0	202
25年度	306	37	54	3	400
26年度	242	44	48	0	334
27年度	240	37	81	0	358
28年度	202	45	48	0	295
29年度	215	35	83	1	334
30年度	284	38	61	0	383
令和元年度	305	30	49	0	384
2年度	200	39	49	0	288
3年度	223	29	37	0	289



TENDO®